

さっぽろ 子ども未来プラン (後期計画)

札幌市次世代育成支援対策推進行動計画
(平成22年度～平成26年度)

平成22年(2010年)4月
札幌市

はじめに

札幌市長 上田 文雄

市長 写真

札幌市では、子ども施策を市政の重要課題と位置づけ、他都市に先行して次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画－さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）－を平成 16 年 9 月に策定し、「子育て・子育て」を総合的に支援してまいりました。

また、平成 21 年 4 月には、「子どもの最善の利益を実現する権利条例」（子どもの権利条例）を施行し、子どもが生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人へと成長できる社会づくりに向けて、全市的に取り組んでいるところです。

しかし、札幌市の合計特殊出生率は、全国平均を大きく下回り、依然として、長期的に少子化傾向となっています。また、他の大都市と同様、札幌市においても保育所の待機児童の問題や児童虐待の問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は深刻化しており、喫緊に対応しなければならない課題となっているところです。

こうした現状を踏まえ、札幌市では、さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）での取り組みを継続しながら、子どもの権利保障に向けたさらなる取り組みやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの新たな課題にも対応していくため、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」を策定しました。

後期計画では、増加する保育ニーズへの対応に向けた、過去 30 年で最大の規模となる約 3,500 人の認可保育所定員増や、児童虐待に適切に取り組む体制づくりに向けた、児童相談所の将来構想策定など、課題に対応した取り組みを重点的に進めていく所存です。

策定にあたっては、各種調査やアンケート、パブリックコメント等を通して市民の皆様の意向の把握に努めたのはもちろんのこと、次代を担う子どもたちからの意見聴取を行い、可能な限り計画に反映しました。

今後、計画を推進していく中で、子どもや子育て家庭のニーズの把握に努め、必要に応じて評価・見直しを行っていきます。

社会全体で子育て・子育てに取り組んでいく姿勢のもと、子どもを含む市民や企業、関係団体と、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の基本理念を共有し、共に施策を進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、「札幌市次世代育成支援対策推進協議会」委員をはじめ多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々から多大なご協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

さっぽろ子ども未来プラン（後期計画） 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 後期計画策定の背景	2
2 後期計画の目的	2
3 後期計画の計画期間	3
4 後期計画の対象	3
5 関連計画との関係	4
第2章 後期計画の考え方	7
1 前期計画の評価	8
1 前期計画の概要	8
2 前期計画の達成状況と具体的取組	8
3 前期計画全体の評価	12
2 札幌市の現状	13
1 少子化の現状と背景	13
1 出生に関すること	13
2 婚姻に関すること	15
3 世帯に関すること	17
4 就労に関すること	17
2 子育て家庭の現状	22
1 子育てに対する悩み・不安に関すること	22
2 子育て支援サービスに関すること	24
3 保育サービスに関すること	24
4 放課後児童クラブに関すること	26
5 子育て家庭が望んでいる支援策に関すること	27
3 子どもの育ちの現状	29
1 就学前の子どもの日中の過ごし方に関すること	29
2 小学校低学年の子どもの放課後の過ごし方に関すること	29
3 少年非行・犯罪に関すること	30
4 不登校に関すること	30
5 児童虐待に関すること	31
3 後期計画の課題	32
1 子どもの権利を保障する取り組みの推進	32
2 働きながら子育てできる環境整備	32
3 すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制	33
4 子どもを虐待から守り育てる支援体制	33
4 後期計画の施策体系	35
1 基本理念	35
2 基本的な視点	35
3 基本目標	36
【後期計画の施策体系】	37

第3章 具体的な施策の展開	39
1 基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり	40
1 基本施策1 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実	42
2 基本施策2 子どもが虐待から守られるしくみづくり	43
2 基本目標2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり	46
1 基本施策1 安心して妊娠・出産できる体制づくり	47
2 基本施策2 周産期医療及び小児医療体制の充実	48
3 基本施策3 子どもと母親の健康を守る取り組み	48
4 基本施策4 思春期の心と身体健康づくり	50
3 基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり	52
1 基本施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	53
2 基本施策2 保育所などの整備	54
3 基本施策3 保育サービスの質の向上	54
4 基本施策4 働き方に合わせ多様なサービス	54
5 基本施策5 児童クラブ等における留守家庭への支援	55
4 基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり	56
1 基本施策1 地域における子育て支援の推進	58
2 基本施策2 子育て家庭に対する相談・支援体制の充実	59
3 基本施策3 経済的な支援の取り組み	59
5 基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり	61
1 基本施策1 社会的養護の取り組み	63
2 基本施策2 障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもへの支援	63
3 基本施策3 ひとり親家庭への支援	65
6 基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり	67
1 基本施策1 充実した学校教育等の推進	69
2 基本施策2 放課後の居場所づくりと遊び場の提供	70
3 基本施策3 可能性を伸ばす多様な体験機会の提供	72
4 基本施策4 子どもの活動を支援する環境整備	75
5 基本施策5 子どもを豊かにはぐくむための地域での活動	76
6 基本施策6 子どもをとりまく有害環境対策の推進	77
7 基本目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり	78
1 基本施策1 子育てに適した生活空間の整備	78
2 基本施策2 子どもの安全・安心を確保する地域づくり	79
第4章 計画の推進と評価	81
1 後期計画の推進体制	82
2 後期計画の評価と見直し	82
付属資料	85
1 後期計画の策定体制	86
2 後期計画の策定経過	87
3 札幌市次世代育成支援対策推進協議会	88
4 札幌市子育てに関する実態・意向調査結果報告	89
5 子どもアンケート・子どもワークショップ結果報告	97
6 計画案に対する市民意見	112

さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）

第1章 計画の策定にあたって

後期計画策定の背景や目的、位置づけなどをまとめています。

- 1 後期計画策定の背景
- 2 後期計画の目的
- 3 後期計画の計画期間
- 4 後期計画の対象
- 5 関連計画との関係

1 後期計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行を受けて、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する」ことを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が、平成 15 年 7 月に成立し、平成 17 年度からの 10 年間に於いて次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定が、全国の各市町村に義務付けられました。

札幌市は、行動計画の先行策定市町村として、平成 21 年度までの次世代育成支援対策推進行動計画「さっぽろ子ども未来プラン」（前期計画）を、平成 16 年 9 月に策定し、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の理念のもと、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取り組みを進めてきました。

前期計画期間の中で、取り組みは着実に推進されてきたところであり、子育てに対する不安や負担を感じている親は、5 年前と比較すると就学前の児童を持つ親、小学校低学年の児童を持つ親のいずれも 10 ポイント近く減少しました。

しかしながら、札幌市の合計特殊出生率（13 ページ参照）は長期的にみて低下傾向にあり、少子化に歯止めがかかっていません。

また、子育てに対する不安や負担を感じている親は、5 年前より減少しているものの依然として多いことなどから、子育て家庭をより一層支援していくことが必要とされているほか、「児童虐待」や「いじめ・不登校」といった問題が深刻化していることなどを受けて、子どもの豊かな育ちを支える取り組みが求められているところです。

札幌市では、前期計画の取り組みを引き続き継続しながら、現在の社会情勢や市民ニーズ、さらには、平成 21 年 4 月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（子どもの権利条例：34 ページ参照）の趣旨を踏まえ、平成 22 年度からの 5 年間に集中的に取り組む行動計画である「さっぽろ子ども未来プラン」（後期計画）を策定しました。

2 後期計画の目的

計画を策定する契機となった「次世代育成支援対策推進法」は、急激な少子化を受けて制定されたものです。しかし、「結婚」や「出産」を含めた「個人の生き方」は、一人ひとりが選ぶものであり、社会が強制するものではありません。

行政が担うべき役割は、市民の考える「理想の子ども数」と「現実の子ども数」（14 ページ参照）のギャップを少しでも小さくするために、その阻害要因を取り除き、生み育てる過程における「不安・負担を軽減」し、生まれた子どもが「豊かに育つ」ことができるように環境を整えることです。そのような環境づくりのためには、多様な生き方から生まれる様々なニーズへのきめ細やかな対応とともに、子どもが育っていくライフステージに対応した取り組みが求められます。

また、各種制度の構築だけでなく、親が子どもを育てることを支援する「子育て支援」・子どもが

自ら成長していく過程を支援する「子育て支援」は、社会を構成する様々な立場の人・機関の理解がなければ、実効性のあるものになりません。社会全体が「子どもを生み育てやすいまち」を目指す、そのような意識の共有に向けた普及啓発が必要とされます。

札幌市では、このような総合的な環境整備の結果として、市民の「子どもを生み育てたい」という意識が高まり、出生率が長期的に向上していくことを目指しています。

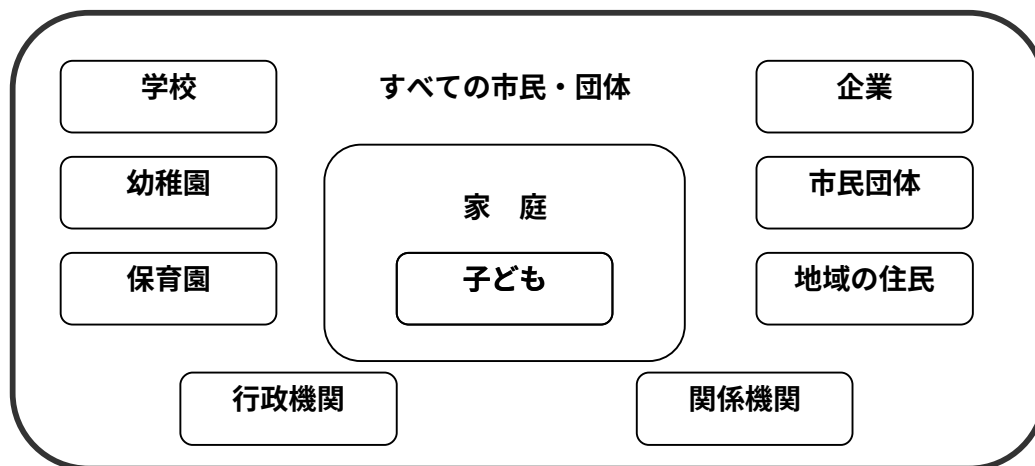
3 後期計画の計画期間

さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間です。

なお、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検・公表するとともに、可能な限り新たな施策を随時取り入れて充実を図っていくものとします。

4 後期計画の対象

札幌市内に居住するすべての子ども（概ね 18 歳未満）とその子育て家庭はもちろんのこと、市民、地域で活動する団体、企業、行政など、すべての個人及び団体が対象になります。



5 関連計画との関係

【本計画に含まれる計画】

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」です。

児童福祉法第56条の8第1項において、保育需要が増大している市町村において策定が義務付けられている「市町村保育計画」については、本計画に含まれています。

また、総合的な放課後対策の推進計画である「放課後子どもプラン」についても、本計画に含まれます。

さらに、平成21年7月に成立した子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」の子ども部分（主に18歳まで）についても、この計画の中に位置づけて策定しております。

【札幌市全体の計画との関係】

札幌市では、まちづくりの指針となる「札幌市基本構想」を受けた「第4次札幌市長期総合計画」（平成12年度～平成31年度）を策定しており、本計画は、「第4次札幌市長期総合計画」における子ども施策分野の部門別計画として位置づけられます。

また、第4次札幌市長期総合計画の実施計画として、数年間で重点的に実施すべき事業を計画化した「中期実施計画」（現計画：平成19年度～平成22年度、次期計画：平成23年度以降を予定）との整合性も図っています。

【他の計画との関係】

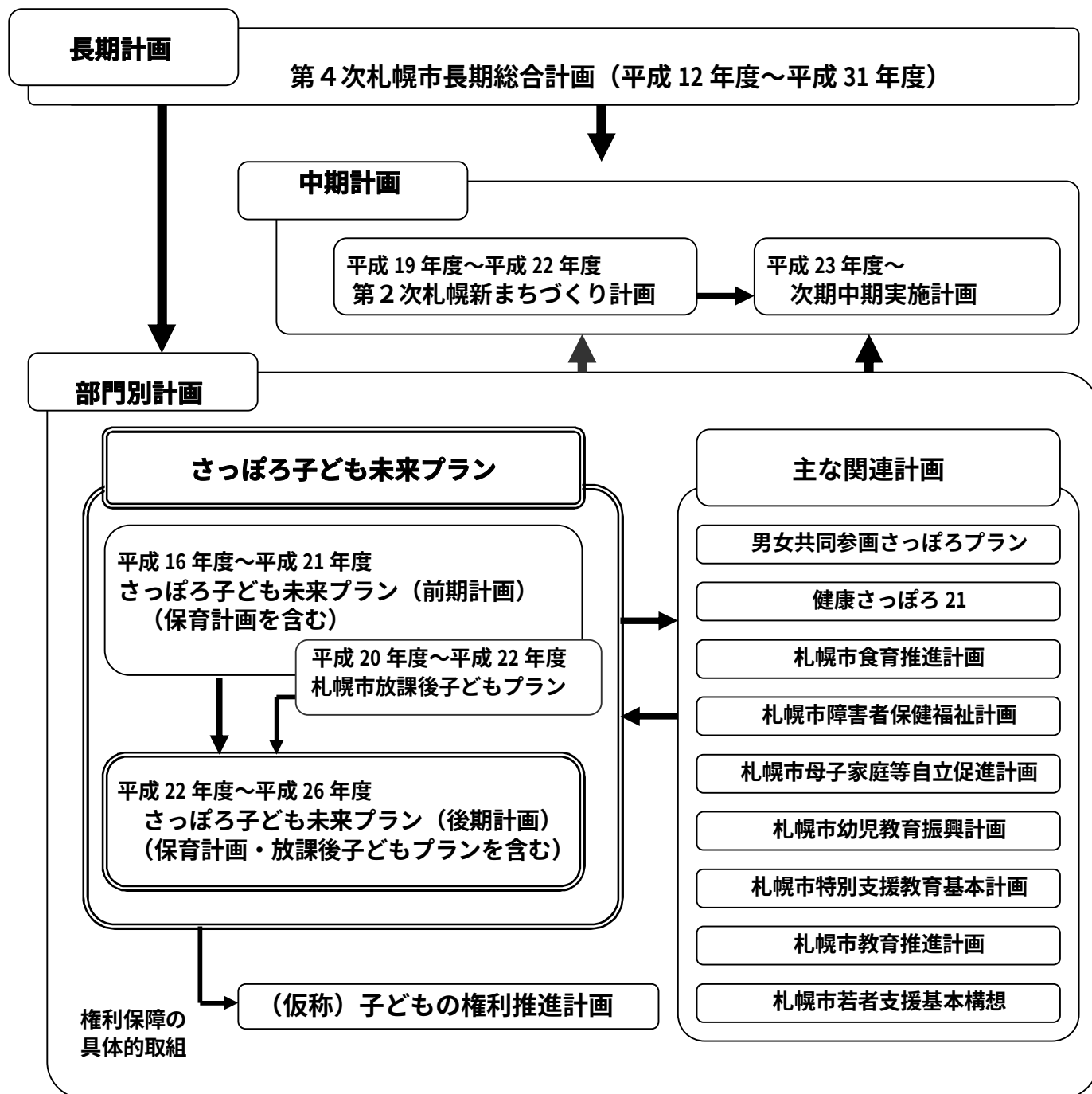
本計画は、子育て・子育てを総合的に推進する計画であることから、対象とする分野は多岐にわたっていますが、各分野においては既存の個別計画があり、それぞれ着実に推進されているところです。

そのため、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的に推進するために策定した「男女共同参画さっぽろプラン」をはじめとする各分野の個別計画の考え方や方向性を取り入れ、整合性に配慮しながら本計画を策定しています。

特に、平成21年4月に策定され、子ども・若者育成支援推進法に求められている若者部分（主に18歳から34歳まで）の施策を担うことになる「札幌市若者支援基本構想」は、若者が社会の一員として自立した生活を送ることを目的にした指針であり、若者が抱える課題の中には、引きこもりやニートなど、小中学校からの不登校などが背景にあると考えられるものもあるなど、18歳未満を対象にした施策との連続性が求められます。

したがって、本計画の、特に「子どもの育ち」に関わる施策については、18歳以上の若者支援も視野に入れて構築しております。

また、本計画の「子どもの権利保障」にかかる具体的な取り組みについては、子どもの権利条例に基づいて平成22年度以降に策定する「（仮称）子どもの権利推進計画」の中で位置づけられることとなります。



さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)

第2章 後期計画の考え方

札幌市では、後期計画の策定にあたり、子育て支援に関する現状や問題点、要望を把握するために、保護者を対象とした実態調査を行いました。
(調査概要は付属資料 89 ページを参照してください。)

第2章では、この調査を含め、札幌市がこれまで行った各種調査をもとに前期計画の評価を行うとともに、札幌市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状を分析し、後期計画で新たに重点を置くべき課題を整理しました。

そのうえで、前期計画の取り組みを継続しつつ、後期計画で重点を置くべき課題を解決していくために必要な施策体系を構築しました。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 前期計画の評価2 札幌市の現状3 後期計画の課題4 後期計画の施策体系 |
|--|

1 前期計画の評価

1 前期計画の概要

市町村における行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の取り組みを促進するために制定されたものですが、札幌市は、行動計画の先行策定市町村として、平成 16 年度から平成 21 年度を計画期間とした「さっぽろ子ども未来プラン」（前期計画）を策定しました。

前期計画では、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の基本理念と「子どもの視点」「次世代を育成する長期的な視点」「社会全体で支援する視点」の 3 つの視点に基づき、5 つの目標と 19 の基本施策を掲げ、総合的な施策を展開してきました。

また、実施状況については、毎年度、次世代育成支援対策推進協議会（88 ページ参照）での協議を経て市民に公表するとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く情勢を踏まえて、適宜見直しを図ってきました。平成 20 年度時点での計画事業数は、223 事業（再掲事業を除く。）となっています。

2 前期計画の達成状況と具体的取り組み

前期計画の事業については、目標を設定した事業のうち平成 20 年度時点で約 8 割が目標を達成できる見込であり、残りの約 2 割についても、そのほとんどを、計画の趣旨を踏まえて推進してきました。

【前期計画での主な取り組み】

基本目標 1 健やかに生み育てる環境づくり

妊婦一般健康診査の助成回数を増やすなど妊娠中の負担を軽減するとともに、出産後についても、子育て家庭が孤立しないよう、育児不安を軽減するための施策に取り組みました。

他にも、妊娠期から幼児期にかけて継続的に子どもと子育て家庭を支援するための様々な施策を拡充してきました。

～主な取り組み～

【妊婦一般健康診査】

健診費用の助成回数を拡大したほか、市外医療機関についても助成対象としました。

【不妊治療支援】

不妊治療の際にかかる費用について、平成 17 年度に助成を開始し、その後、助成内容を拡大しました。

【母子保健訪問指導事業】

第 1 子のみを対象としていた、保健師などによる新生児訪問について、平成 19 年度からは生後 4 カ月までの全出生児まで対象を拡大し、育児不安の軽減に努めました。

【休日救急当番】【二次的救急医療機関運営】【土曜午後救急当番制度】

年間全日の救急医療体制を確立するとともに、関係機関による札幌市産婦人科救急医療対策協議会において、救急医療全体の再構築の検討を進めました。

基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

すべての子育て家庭を社会全体で支援することを目指して、地域の子育てサロンをはじめとする様々な施策を展開するとともに、子育てに伴う経済的な負担の軽減に取り組みました。また、仕事と子育ての両立を支援する「ワーク・ライフ・バランス」に関する取り組みを始めるとともに、待機児童解消に向けた保育所整備や就労形態の変化に応じた多様な保育サービスの拡充を図ってきました。

障がい児支援に関しても、住み慣れた地域で生活できるよう、体制づくりに努めました。

～主な取り組み～

【地域の子育てサロン】

地域における子育て家庭の交流の場である「子育てサロン」について、すべての小学校区での設置を目指して取り組み、ほとんどの地域で実施されることとなりました。

【乳幼児医療費（子ども医療費）助成制度拡充】

安心して医療を受けられる体制整備を目指し、就学前の子どもにかかる医療費を無料とし、平成21年1月からは小学生の入院医療費の助成を始めました。

【ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮する職場環境づくりに取り組む企業を認証し、助成を行う制度を平成20年7月に創設し、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めました。

【認可保育所の整備】

入所希望者数の増加に応じて整備計画を前倒しし、順次、定員増に向けた整備を行いました。

【特別支援学校の整備推進】

可能な限り身近な地域の学校で学ぶことができるよう、特別支援学級の整備拡充を図りました。

[ワーク・ライフ・バランス]

仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること

基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

平成 21 年 4 月に施行した「子どもの権利条例」(34 ページ参照)により、子どもの権利保障に取り組む姿勢を明確にし、救済機関の設置など、権利保障の基盤を整えてきました。また、急増する児童虐待への対応についても、地域や関係機関との連携など、取組強化を図っています。

～主な取り組み～

【子どもの権利条例の制定】

子どもにとって大切な権利とそれを保障する大人や札幌市の役割について、具体的に決めました。また、条例の施行に併せて、「子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」を設置しました。

【児童虐待予防地域協力員養成事業】

地域の協力員を養成するため、民生委員児童委員等に対する研修を行い、児童虐待を早期に発見・対応できる地域での体制づくりに努めました。

【児童家庭支援センター補助】

地域における育児不安の軽減や虐待予防の場として、24 時間体制で相談を受けられる児童家庭支援センターを、平成 17 年度に 1 か所から 2 か所に増設しました。平成 20 年度からは、児童家庭支援センターにおいて、夜間休日における虐待通告の初期調査も実施しています。

基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもの総合的な成長を目的に、子どもが体験しながら学べる機会や、子どもが企画段階から主体的に参加する事業を展開しました。また、学校教育の面でも、不登校対策などを強化するとともに、質の高い教育内容を目指した様々な取り組みを進めました。

～主な取り組み～

【子どもの美術体験事業】

小学校へのアーティストの派遣、美術館の活用などを通して、子どもたちが美術を体験できる事業を平成 20 年度から始めました。

【こどものまち「ミニさっぽろ」事業】

小学生が「ミニさっぽろ市」の市民として社会生活を体験する事業を実施しました。

【思春期ヘルスケア】

思春期の子どもたちの正しい知識習得のため、保健センターの専門職が学校へ出向いて健康教育を行いました。

【学校図書館地域開放事業】

学校図書館を地域における身近な文化施設として開放することで、生涯教育の場の提供及び地域教育力の向上を図りました。

【不登校対策事業】

不登校の子どもなどをきめ細やかに支援するため、スクールカウンセラーを全市立小中学校及び市立高校に配置するとともに、相談時間を拡充しました。

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子育て家庭の負担を軽減する住宅環境の整備や、地下鉄駅におけるエレベーター設置など、暮らしやすい環境整備に努めてきました。また、犯罪防止に関しては、平成21年4月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」を制定し、犯罪のないまちづくりの方向性を定めました。

～主な取り組み～

【福祉のまちづくり環境整備】

地下鉄駅にエレベーターを順次設置し、妊産婦の方などが外出しやすい環境を整備しました。

【学校安全教育等の推進】

登下校の見回り活動等を行う地域のボランティアを養成するなどの方法で、安全体制の整備を図りました。

前期計画の取り組み（まとめ）

札幌市では、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の基本理念のもとに、前期計画期間を通して、総合的な施策を進めてきました。

子育て家庭に対しては、妊娠期からの継続的な支援策の充実（妊婦一般健康診査の拡充や母子保健訪問指導事業の対象拡大）に努めたほか、身近な地域における交流の場や相談の場の確保に向けて、子育てサロンの拡充を含む「すべての子育て家庭を支援する」ための体制整備を図りました。

一方で、働きながら子育てできる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）にかかる取り組みとともに、認可保育所の整備を順次進めてきました。

また、児童虐待の件数増加や内容の複雑化を踏まえて、早期発見・早期対応を目的とした、地域や関係機関との連携体制の強化を図ってきました。

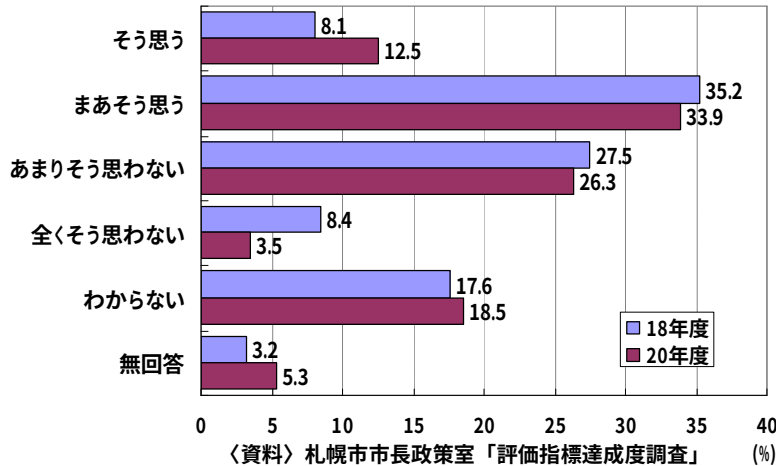
さらに、札幌市では、未来を担う子ども一人ひとりの権利を守りはぐくむため、「子どもの権利条例」を制定し、全市的に子どもの権利保障に向けた取り組みを進める姿勢を明確にするとともに、子どもの視点を取り入れた様々な体験機会を提供し、子どもの育ちを支援してきました。

3 前期計画全体の評価

～ 「札幌市は子どもを生み育てやすい環境である」と感じる人の割合が増えています ～

札幌市が20歳以上の男女に行っている評価指標達成度調査によると、「札幌市は子どもを生み育てやすい環境であると思うか」との設問に「そう思う」「まあそう思う」と回答した人の割合は、平成20年度は46.4%であり、平成18年度の43.3%から3.1ポイント増加しています。(図1)

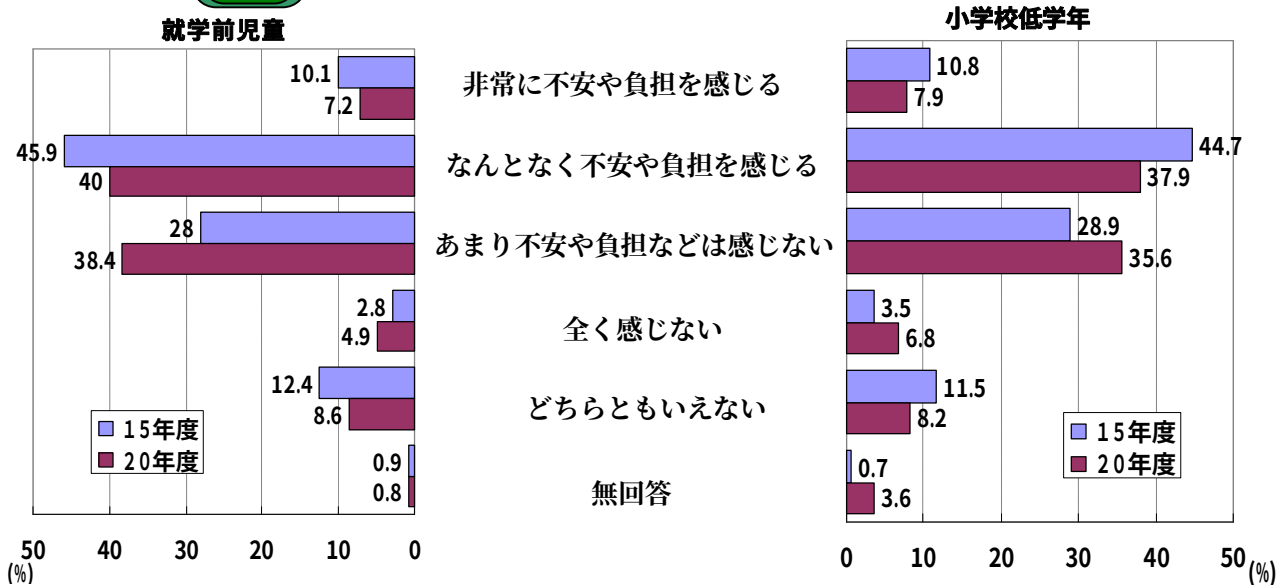
図1 札幌市は子どもを生み育てやすい環境であると思うか



～ 「子育てに関して不安や負担などを感じている」保護者の割合が減っています ～

札幌市が就学前及び小学校低学年の子どもの保護者に対して平成20年度に行った「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(以下「実態調査」という)によると、「子育てに関して不安や負担などを感じているか」との設問に、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した人の割合が、平成15年に行った同様の調査よりも減少しており、就学前の子どもの保護者で47.2%(-8.8ポイント)、小学校低学年の子どもの保護者で45.8%(-9.7ポイント)、全体では46.7%(-9.1ポイント)となっています。(図2)

図2 子育てに関して不安や負担などを感じているか



前期計画の評価(まとめ)

市民意識からみると、札幌市の子ども施策は一定の成果を生んでいると評価することができます。したがって、前期計画の基本的な考え方、取り組みについては、後期計画においても引き続き同様に推進していくことが適当と考えられます。

2 札幌市の現状

1 少子化の現状と背景

1 出生に関すること

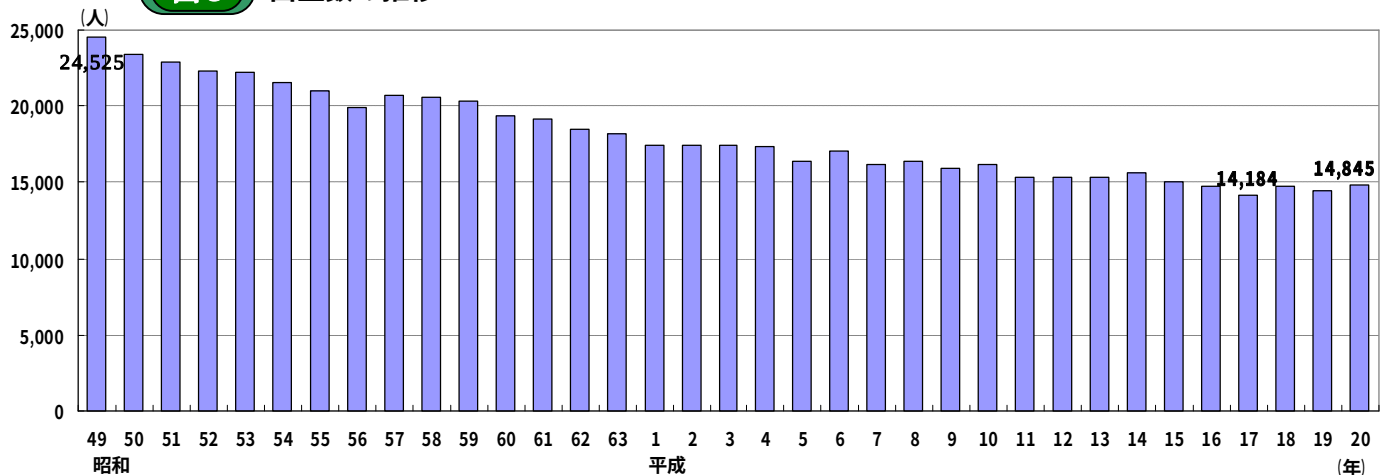
～ 出生数、合計特殊出生率のいずれも長期的に減少傾向にあり、少子化が進んでいます ～

札幌市の出生数は、昭和 49 年（第 2 次ベビーブーム期）の 24,525 人をピークに、その後ほぼ一貫して減少しています。平成 17 年には昭和 49 年以降最低の 14,184 人となり、ピーク時と比較すると約 1 万人も出生数が減少しています。その後は増減を繰り返し、平成 20 年には 14,845 人となっています。（図 3）

また、合計特殊出生率（14 ページ参照）をみると、札幌市では、昭和 40 年の 1.93 をピークに低下傾向にあり、平成 17 年には 0.98 と、昭和 40 年以降最低を記録しました。その後増減を繰り返し、平成 20 年には 1.07 となっています。この 40 数年間の間に一人の女性が一生のうちに産む子供の数が約 2 人から約 1 人に減少したことになります。（図 4）

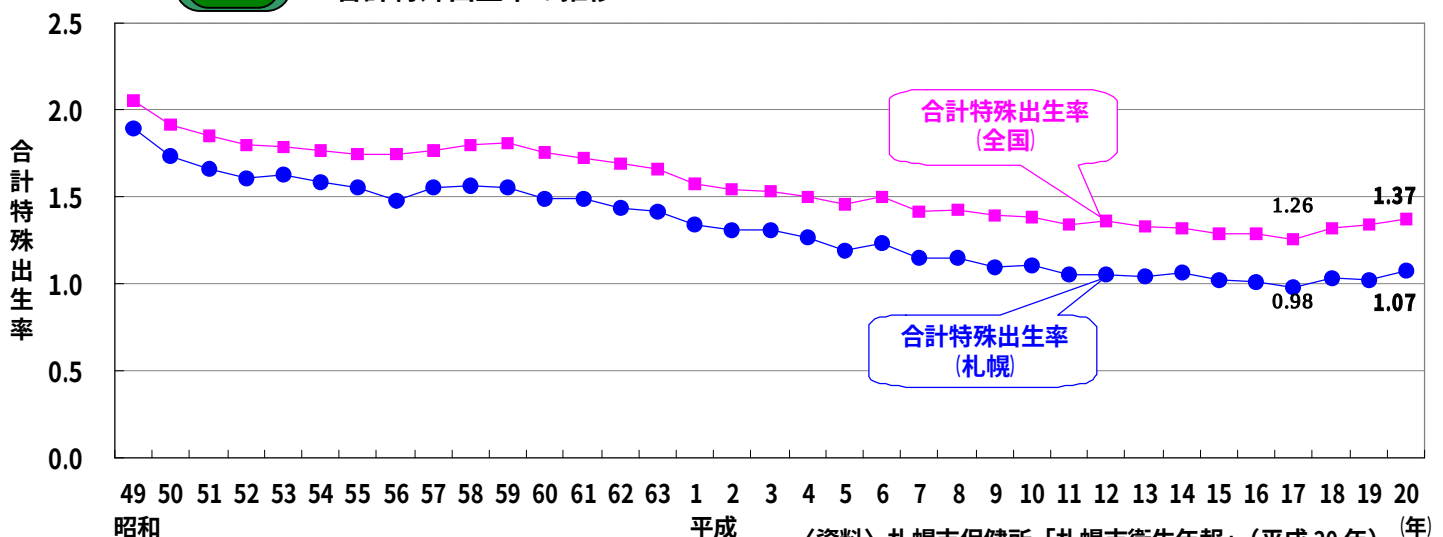
なお、札幌市の合計特殊出生率は、全国比較が可能な平成 19 年時点では、政令指定都市中で最も低い水準となっています。（表 1）

図 3 出生数の推移



〈資料〉札幌市保健所「札幌市衛生年報」（平成 20 年）

図 4 合計特殊出生率の推移



〈資料〉札幌市保健所「札幌市衛生年報」（平成 20 年）

表1 政令指定都市の合計特殊出生率

市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
合計特殊出生率	1.02	1.19	1.22	1.24	1.29	1.24	1.25	1.34	1.50	1.31	1.14	1.22	1.33	1.15	1.37	1.41	1.08

※神戸市、福岡市は国勢調査（平成 17 年）時点の数値

〈資料〉大都市比較統計年表（平成 19 年）

札幌市が 20 歳以上の男女を対象に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「できれば持ちたい理想の子ども数」については、「3 人」が 40.8%、「2 人」が 39.2%になっているのに対し、「現在の子ども数と、今後持つ予定の子ども数」については、「2 人」が 38.3%と最も多く、次いで「いない」が 22.7%となっています。（図5）（図6）

図5 できれば持ちたい理想の子ども数

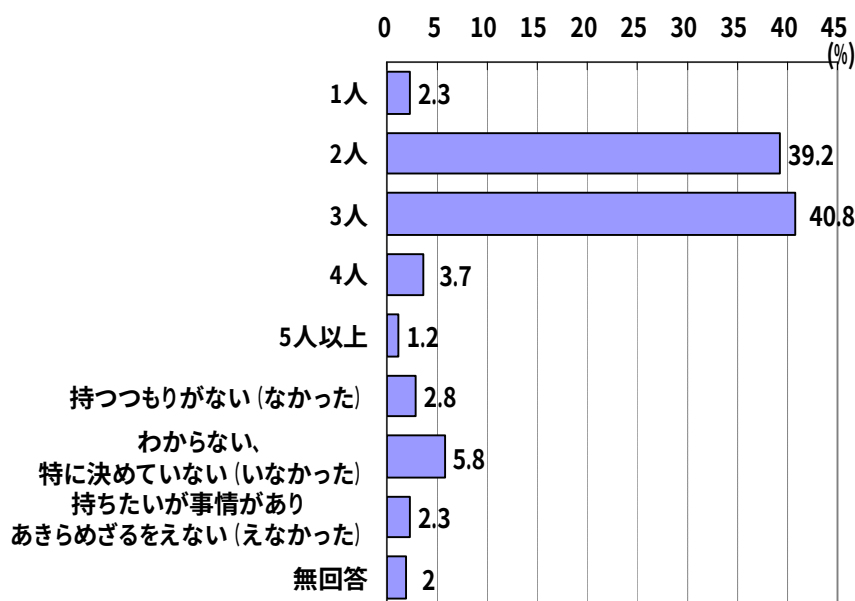
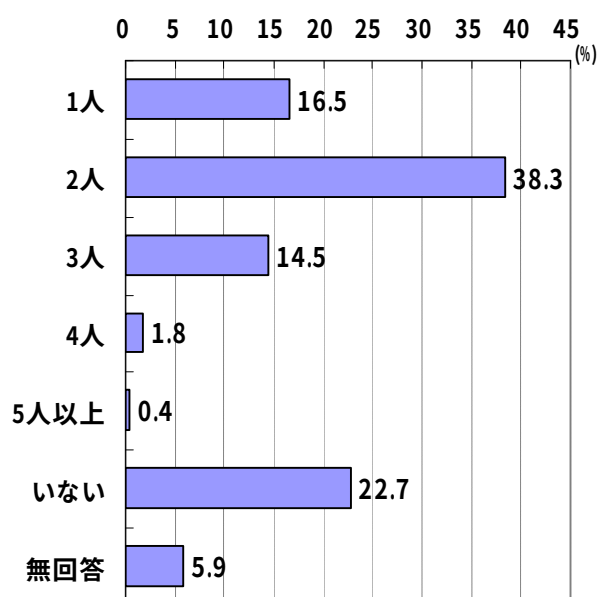


図6 現在の子ども数と、今後持つ予定の子ども数



〈資料〉札幌市男女共同参画室「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 18 年）

子どもを持つつもりがない（なかった）、理想の人数を持たない（持たなかった）理由については、「経済的負担が大きいから」が 28.5%で最も多く、次に「健康・体力に自信がないから」が 13.2%となっています。

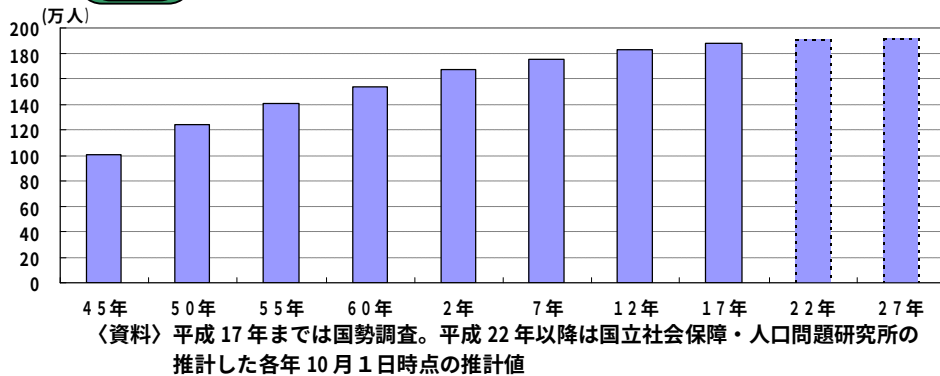
合計特殊出生率

15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率の合計。1 人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。
 なお、人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」といい、近年の日本における値は 2.07～2.08 とされている。（内閣府「平成 21 年版少子化社会白書」）

[札幌市の人口の推移]

札幌市の人口は、北海道開拓の拠点として創建されて以来ほぼ一貫して増加を続け、昭和 45 年に 100 万人を突破しました。その後も、人口の規模は拡大しているものの、出生率の低下などにより人口増加率の低下傾向が続いています。(図 7)

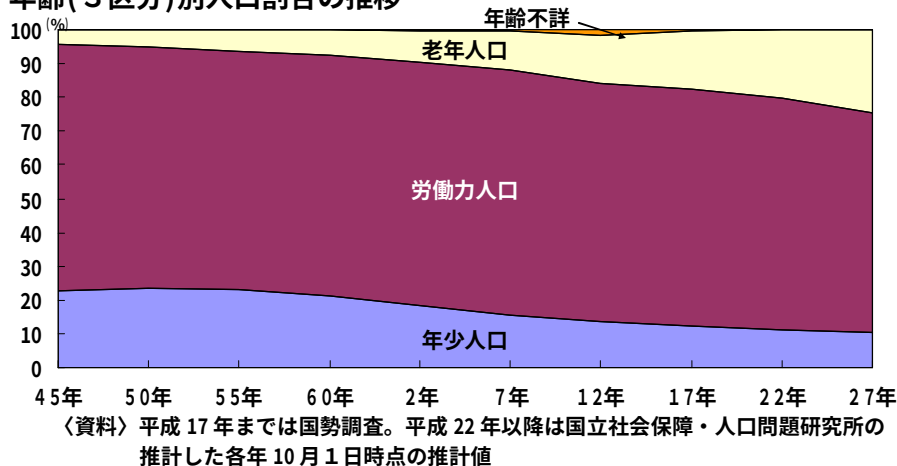
図 7 総人口の推移



また、年齢別(3 区分)で見ると、年少人口(14 歳以下)は減少を続け、平成 27 年には総人口の 10.2%にまで減少するものと推計されます。

一方、老年人口(65 歳以上)は、今後も増加傾向で推移し、平成 27 年には総人口の 24.8%になると推計されており、札幌市の少子高齢化が急速に進展していくことが推測されます。(図 8)

図 8 年齢(3 区分)別人口割合の推移



2 婚姻に関すること

～ 未婚率が高いこと(結婚している人が少ないこと)と、初婚年齢が高いこと(結婚する年齢が高いこと)が、少子化の背景にあります ～

未婚率(15 歳以上の人口に対する未婚者の割合)の上昇は、少子化の要因の 1 つとされています。

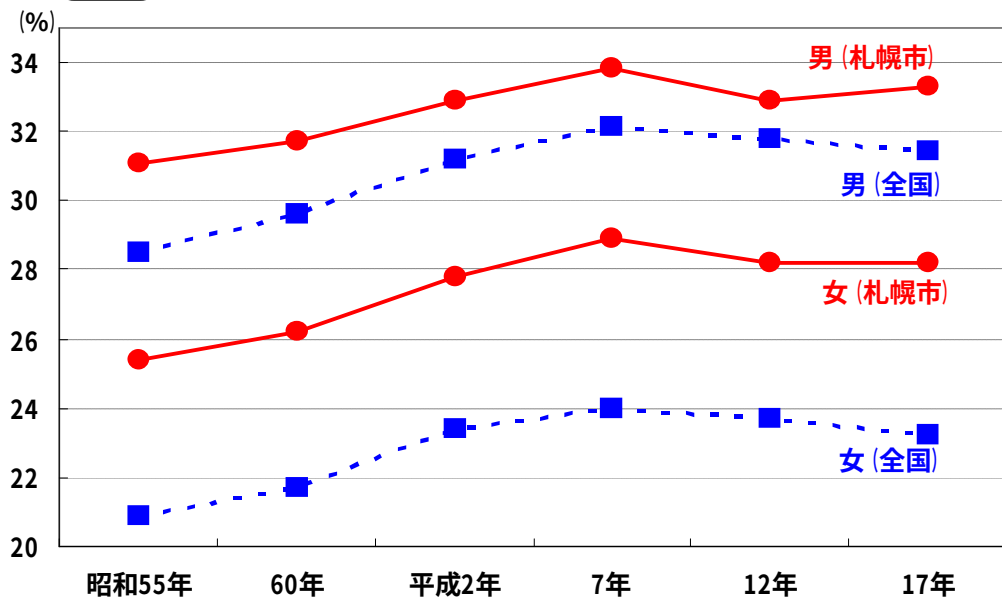
未婚率は、全国的にみて上昇傾向にあります。札幌市の平成 17 年度の未婚率を男女別に見た場合、男性の未婚率(33.3%)は、全国(31.4%)を 1.9 ポイント上回り、女性の未婚率(28.2%)は、全国(23.2%)を 5.0 ポイント上回っています。(図 9)

また、札幌市の男女別の平均初婚年齢は、男性が全国とほぼ同水準で推移し、平成 19 年には 30.0 歳(全国は 30.1 歳)となっているのに対し、女性は常に全国平均を上回っており、平成 19 年では 28.7 歳(全国は 28.3 歳)となっています。(図 10)

このことから、札幌市の特徴として、特に女性の未婚率と平均初婚年齢が高いことがあげられます。

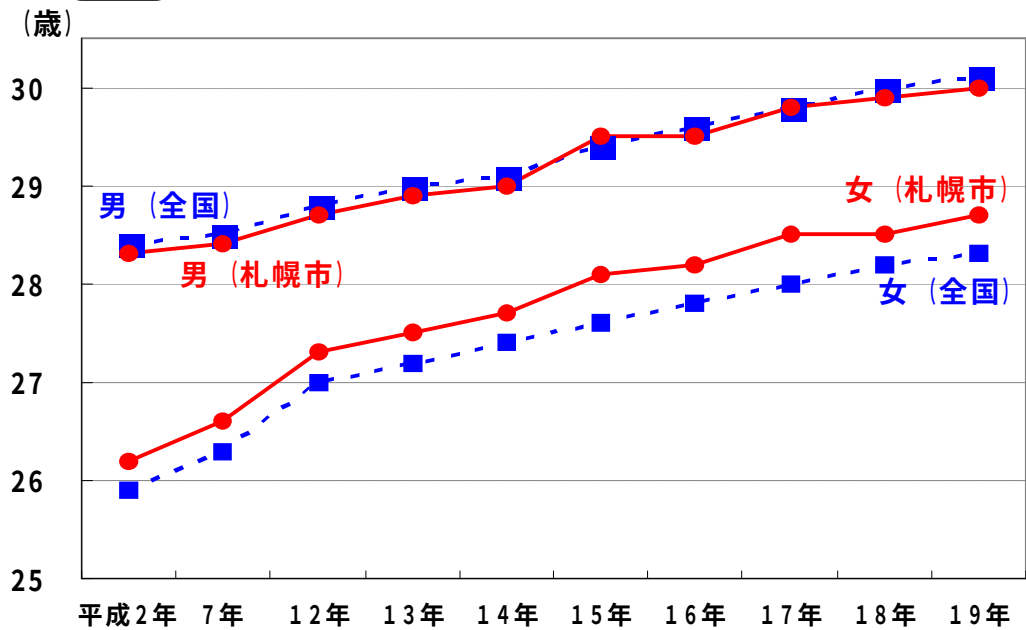
なお、札幌市における平成 19 年度の婚姻及び離婚の状況を見ると、婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)は 6.0 と、全国(5.7)より高いですが、離婚率(人口千人当たりの離婚件数)も 2.45 と、全国(2.02)を大幅に上回っています。

図9 未婚率の推移



〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

図10 平均初婚年齢の推移



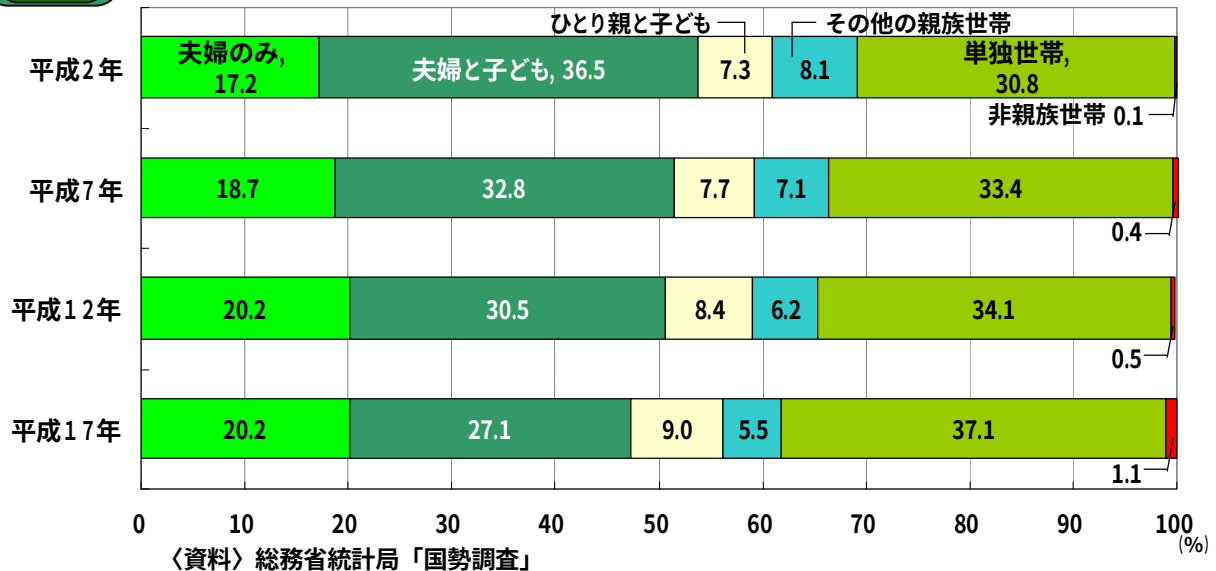
〈資料〉厚生労働省「人口動態統計」(平成19年)

3 世帯に関すること

札幌市の家族類型をみると、「単独世帯」や「夫婦のみ」世帯の割合が増加している一方、「夫婦と子ども」世帯の割合は年々減少しています。

また、三世代同居が含まれる「その他の親族世帯」が減少し、「ひとり親子ども」世帯が増加していることから、保護者の育児負担が大きい世帯類型が増えていることが見受けられます。(図 11)

図 11 一般世帯の家族類型別割合の推移



4 就労に関すること

～ 札幌市では、男女ともに仕事にかかる時間が多く、仕事と子育ての両立が難しい現状があります ～
【出産を機に退職する女性】

札幌市の女性の年齢別労働力率を見ると、働いている女性の割合は 20 歳～24 歳で急増し、25 歳～29 歳でピークを迎えた後に、30 歳台で落ち込み、その後、45 歳～49 歳で次のピークを迎えるいわゆる「M 字曲線」を表しています。(図 12) これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後に再就職するという傾向を表しているものです。

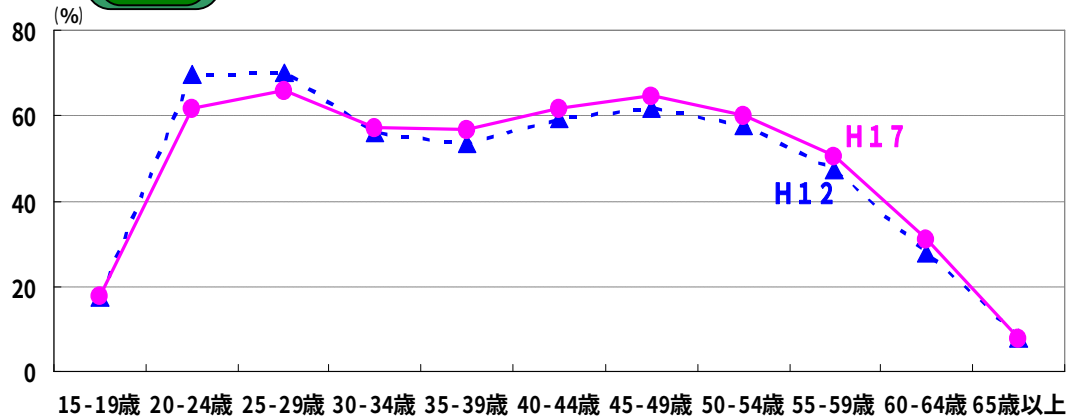
また、「実態調査」においても、働いていた女性のうち 66.1%が、出産前後に離職していることが明らかになっています。

このうち、「育児休業制度等、仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば継続していた」と回答した人が 23.8%、「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば継続していた」と回答した人が 16.2%いることから、多くの女性が、仕事と子育ての両立を希望しながらも環境面を理由に断念していることがわかります。(図 13)

また、「実態調査」では、「結局は仕事を辞めなければならないのが現実」「産休＝退職の風土がある」「制度はあっても、現実には休業をとれない場合が多い」などの自由回答があり、両立が難しい実情がみられます。

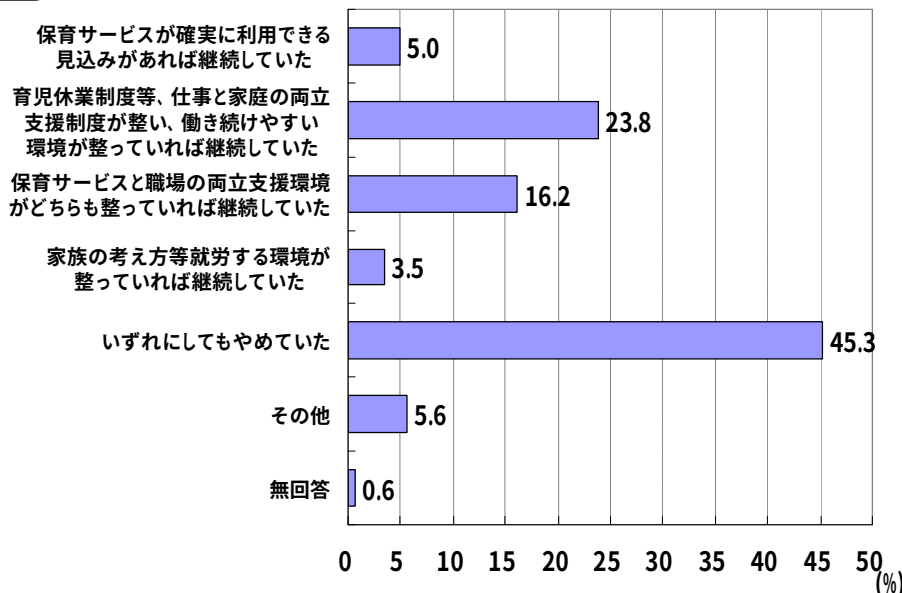
国においても、「出産前に仕事をしていた女性の約 7 割が出産を機に退職しており、育児休業制度の利用は増えているものの、出産前後で就労継続している女性の割合は、この 20 年間ほとんど変化がない」ことから、「就労と出産・子育てが二者択一となっている状況」が問題であるとし、「官民が一体となってこれまでの働き方を抜本的に改革し、仕事と生活の調和を推進」するとの方向性を示しています。(内閣府「平成 21 年度版少子化社会白書」)

図 12 札幌市における女性の年齢別労働力率



〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

図 13 仕事と家庭の両立を支援するサービスや環境が整っていたら、就労を継続したか



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成 20 年度)

【女性にとっての「仕事と家庭の両立」の難しさ】

実態調査によると、調査時点で働いていない就学前の子どもの母親のうちの 85.7%、小学校低学年の子どもの母親のうちの 76.4%が、これから働くことを希望していますが、これらの母親が「現在働いていない」理由について、半数以上が「働きながら子育てできる適当な仕事がない」と答えています。同調査の自由回答においても、子育てをしながら働けるところは実際には少ないとの意見もあり、出産を機に離職した女性の再就職の難しさがうかがわれます。

また、女性の就業状況を見ると、札幌市の女性の「年間就業日数が 250 日以上」の割合が、政令指定都市中で最も高くなっています。(表 2) 休暇が取れない、または、取りづらい状況があるとすれば、子育てとの両立が可能な就職先を見つけることは難しく、また、働いている女性が両立の難しさを抱えていることが推測されます。

実際に、札幌市が行った調査では、約 8 割の方が、「女性が働く上で支障となること」として、「家事・育児・介護と仕事の両立が大変である」ことをあげています。(「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 18 年)

表2 政令指定都市の男女別就業状況（女性）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
全 国	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,618	42,662
北 海 道	895	711	671	821	862	954	1,417	1,644
札 幌 市	301	226	205	242	245	310	478	621

〈資料〉総務省統計局「就業構造基本調査」（平成 18 年）

【男性の働き方と女性の育児負担】

一方、男性の就業状況をみると、女性の場合と同様、「年間就業日数が 250 日以上」の割合は、政令指定都市中で最も高く、また、「週間就業時間が 60 時間以上」の割合も、京都市に並んで政令指定都市中で最も高いことがわかります。（表3）なお、前期計画策定前の平成 14 年時点でも、男性の就業日数及び週間就業時間は政令指定都市中で最も高い状況でした。

父親の就業時間が長く子育てに十分に関わられなければ、母親の家事・育児負担が大きくなります。札幌市では、他の政令指定都市と比較した場合、家事や子育ての多くを母親が負担していることが推測できます。

実態調査の自由回答においても、「育児が母親に偏りすぎているのは、父親の労働時間の長さや父親の産休・育休の取りにくさからきている」「残業が多く子どもと接する時間がとても少ない」との意見がみられます。

表3 政令指定都市の男女別就業状況（男性）

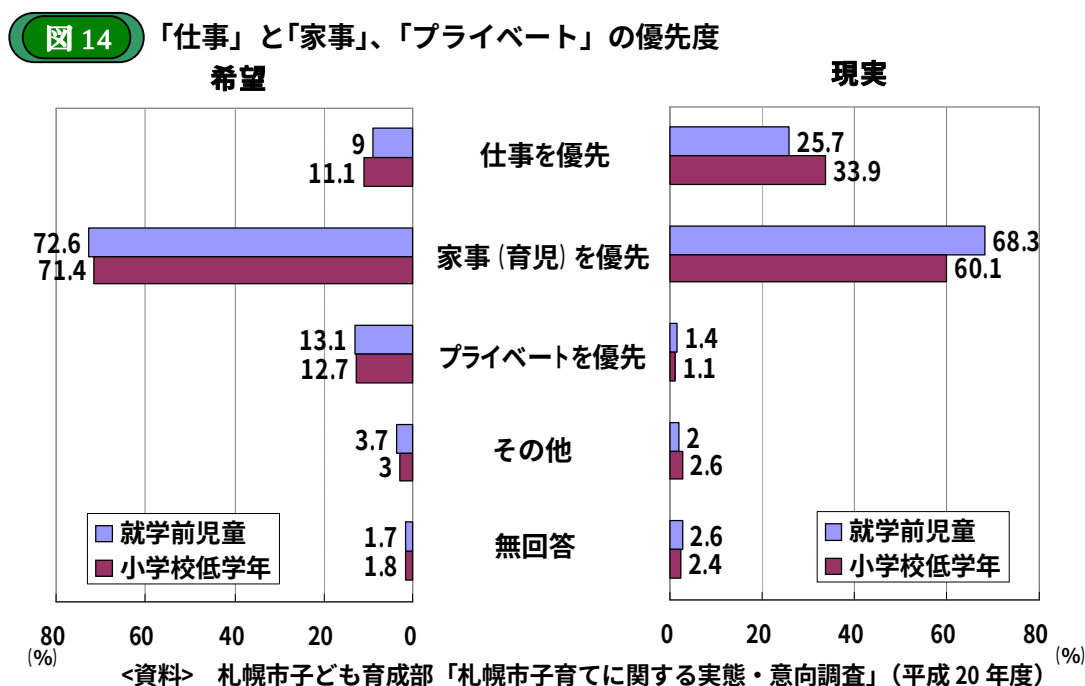
市	年間就業日数の割合（％）			週間就業時間の割合（％）				
	200日未満	200～249日	250日以上	19時間以下	20～29	30～42	43～59	60時間以上
札幌市	12.8	28.4	58.7	3.4	3.4	26.5	45.0	21.7
仙台市	12.5	32.6	54.9	3.3	2.6	28.0	46.7	19.3
さいたま市	15.5	34.7	49.8	3.2	4.6	25.6	47.0	19.6
千葉市	14.1	35.8	50.1	4.0	4.1	29.1	45.9	16.9
川崎市	13.4	37.7	49.0	3.9	3.0	24.9	49.2	19.0
横浜市	12.9	39.5	47.7	4.1	2.6	26.1	47.6	19.6
静岡市	12.9	31.3	55.8	2.6	3.9	25.0	50.9	17.5
名古屋市	13.4	32.6	54.0	3.6	3.6	25.6	48.1	19.0
京都市	15.3	28.6	56.2	4.7	4.2	24.6	44.8	21.7
大阪市	14.4	30.9	54.7	3.8	3.8	24.9	46.8	20.7
堺市	15.7	31.0	53.3	3.6	3.2	26.5	48.7	18.0
神戸市	14.0	33.0	53.1	3.8	4.2	29.1	43.7	19.1
広島市	13.8	31.2	55.0	3.3	4.0	26.6	46.6	19.4
北九州市	15.4	29.4	55.2	2.9	3.8	30.3	46.3	16.7
福岡市	13.6	31.2	55.2	3.9	3.3	25.1	46.3	21.4

〈資料〉総務省統計局「就業構造基本調査」（平成 18 年）

【ワーク・ライフ・バランス（９ページ参照）に関する意識・考え方】

実態調査によると、就学前の子ども保護者のうち 25.7%、小学校低学年の子ども保護者のうち 33.9% が、現実に「家事（育児）よりも仕事を優先している」と回答しており、希望している優先度とは開きがあることから、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を社会的に進めていく必要があると考えられます。（図 14）

なお、同調査の自由回答では、「個々人の意識が変わらないと現実問題として何も解決しない」「急な休みを取らざるを得なかった場合など、肩身の狭い思いをすることがある」など、職場全体の意識が変わることの必要性を訴える回答が寄せられています。



ワーク・ライフ・バランスを推進するには、企業側の理解・支援が必要です。企業側の考え方をみると、札幌市が平成 19 年に市内企業に実施したアンケート調査では、88.6%の企業が「仕事と私生活のバランスがとれてこそ、よりよい成果が得られる」という考え方に肯定的である一方で、仕事と家庭の両立を（法律の範囲を超えて）「積極的に支援している（していきたい）」と考えている企業は、46.4%に留まっています。

（図 15）

また、「法律の範囲内で支援している」と考えている企業の 68.1%が、その理由を「費用や人に余裕がない」ためとしており、このことがワーク・ライフ・バランスを進めていくうえでの課題となっています。（図 16）

また、取り組みを進めるために最も望まれる行政からの支援・補助として、財政的な支援があげられています。

（図 17）

図 15

仕事と家庭の両立支援についての考え

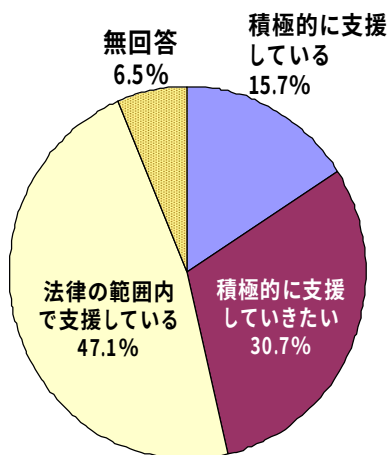


図 16

(支援を) 法律の範囲内とする理由

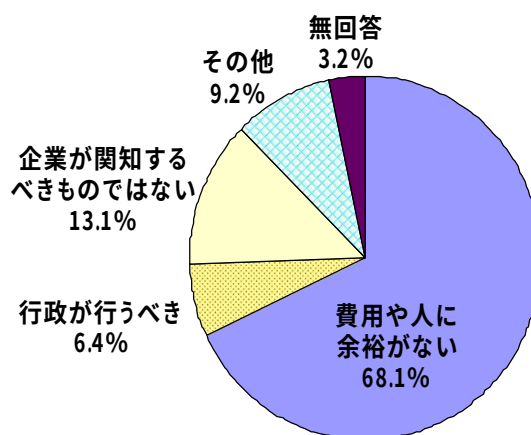
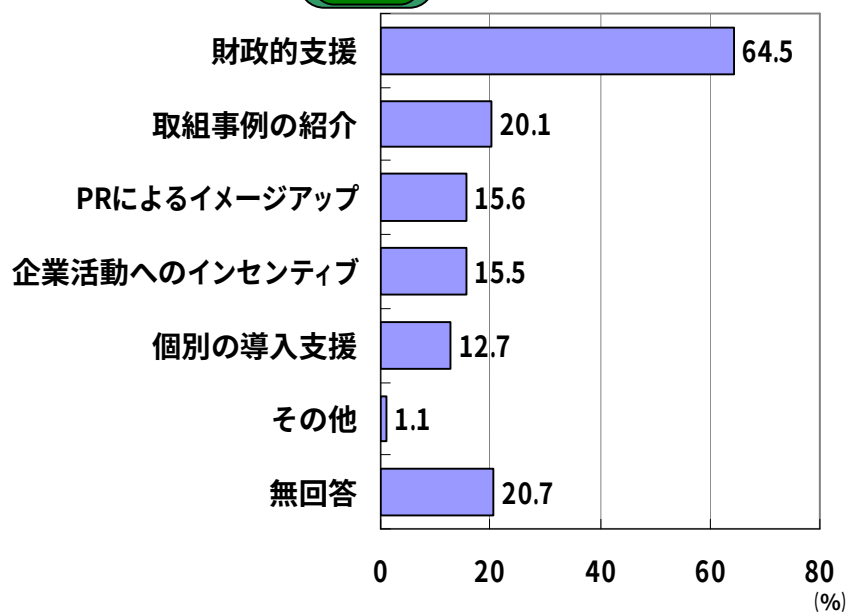


図 17

望まれる行政の支援



<資料>企業における仕事と家庭の両立支援に関する調査 (平成 19 年)

2 子育て家庭の現状

1 子育てに対する悩み・不安に関すること

～ 子育ての楽しさを感じる一方で、不安感や負担感を抱えています ～

実態調査によると、就学前の子どもと小学校低学年の子どもの保護者のうち8割以上が「(子育てを) 楽しいと感じることの方が多い」または「楽しさ、辛さが同じくらい」と回答しています。

しかし、前期計画策定前の平成15年調査時から減少したものの、子育てに関して不安や負担などを感じる割合は、就学前の子どもの保護者では47.2%、小学校低学年の子どもの保護者では45.8%となっており、依然として5割近い保護者が「不安感や負担感」を抱えていることがわかります。

(12 ページ 図2 参照)

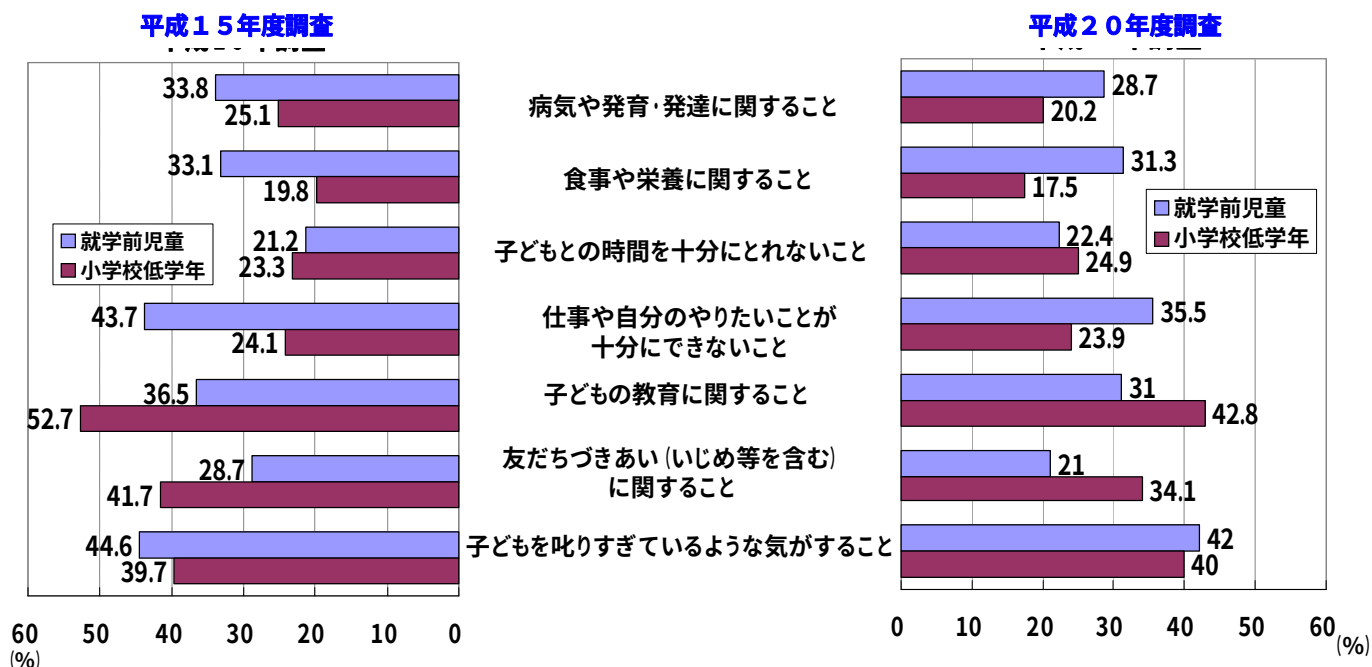
【子育てに関する悩み・気になること】

「子育てに関して日頃悩んでいること、または気になること」の設問では、就学前の子どもの保護者、小学校低学年の子どもの保護者の4割が、「子どもを叱りすぎているような気がする」と答えており、子どもとの関わり方に悩んでいることがわかります。

また、小学校低学年の保護者では、最も多くの保護者が「子どもの教育に関すること」をあげています。

なお、平成15年調査時と比較して、ほぼすべての項目で割合が低下していますが、「子どもとの時間を十分にとれないこと」については、就学前・小学校低学年の子どもの保護者とも微増しています。(図18)

図18 子育てに関して日頃悩んでいること、または気になること



<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成15年度)

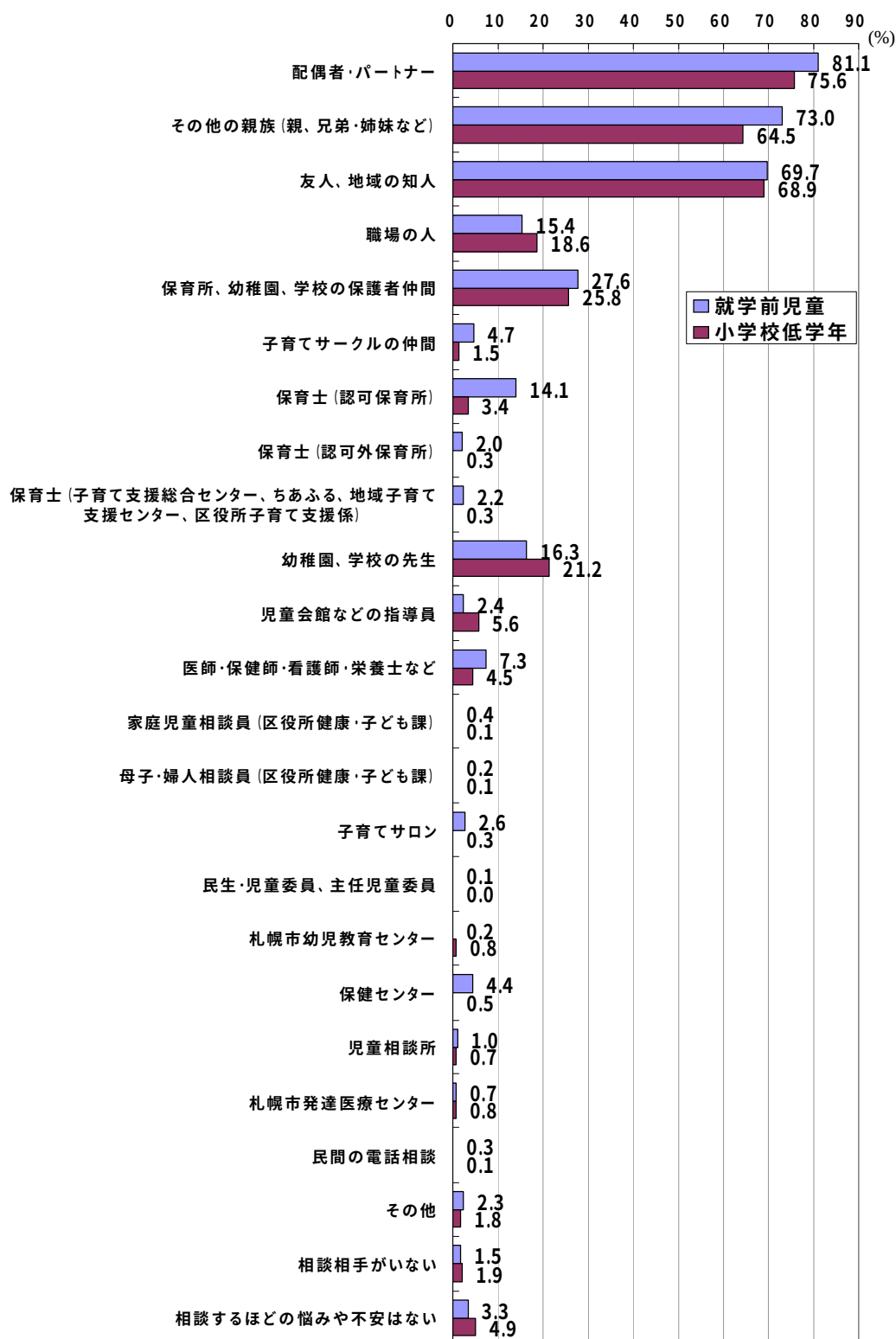
札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

【子育てに関する悩みの相談相手】

悩みの相談先としては、「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで「その他の親族（親、兄弟・姉妹など）」や「友人、地域の知人」が主要な相談先となっています。（図 19）

図 19

子育てに関する悩みの相談相手



<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」（平成 20 年度）

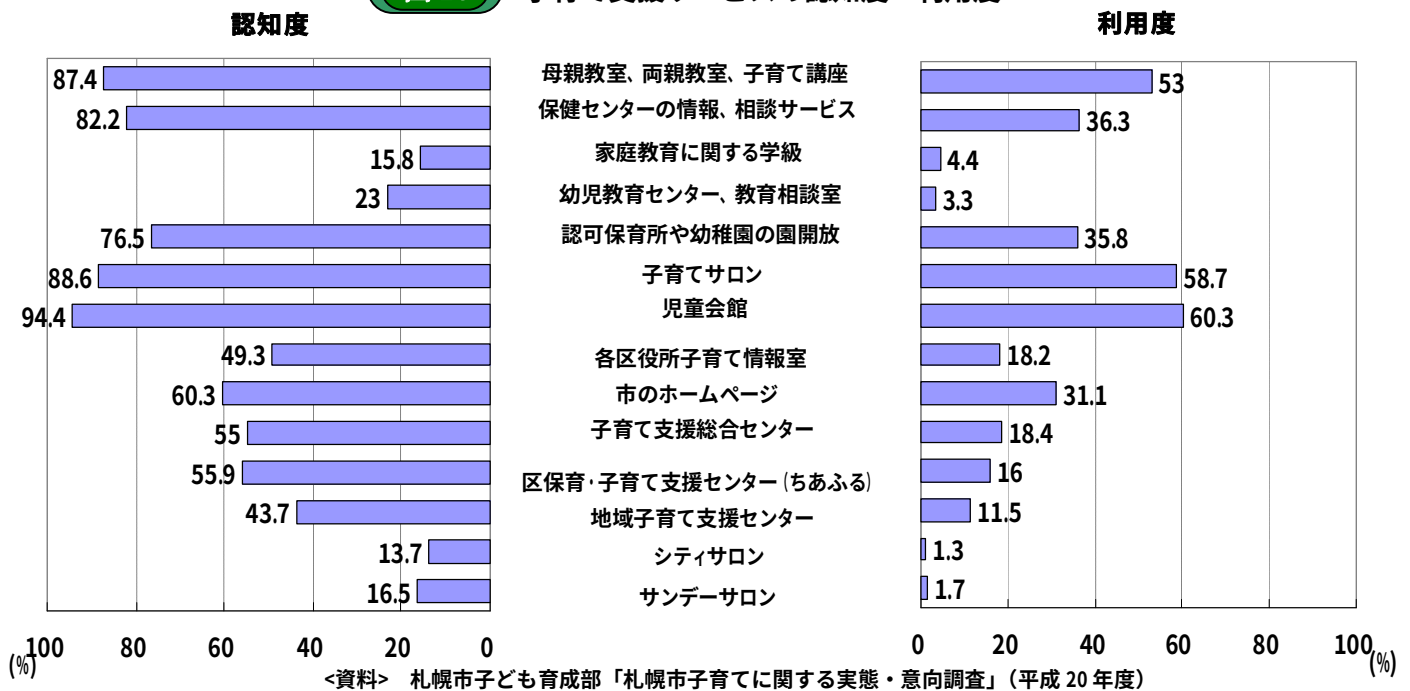
2 子育て支援サービスに関すること

地域での主要なサービスである「児童会館」「子育てサロン」、保健センター等で行われる「母親教室、両親教室、子育て講座」は、高い割合で知られており、また、5割以上の保護者が利用しています。

一方で、あまり知られていないサービスも多いことがわかります。(図 20)

図 20

子育て支援サービスの認知度・利用度



3 保育サービスに関すること

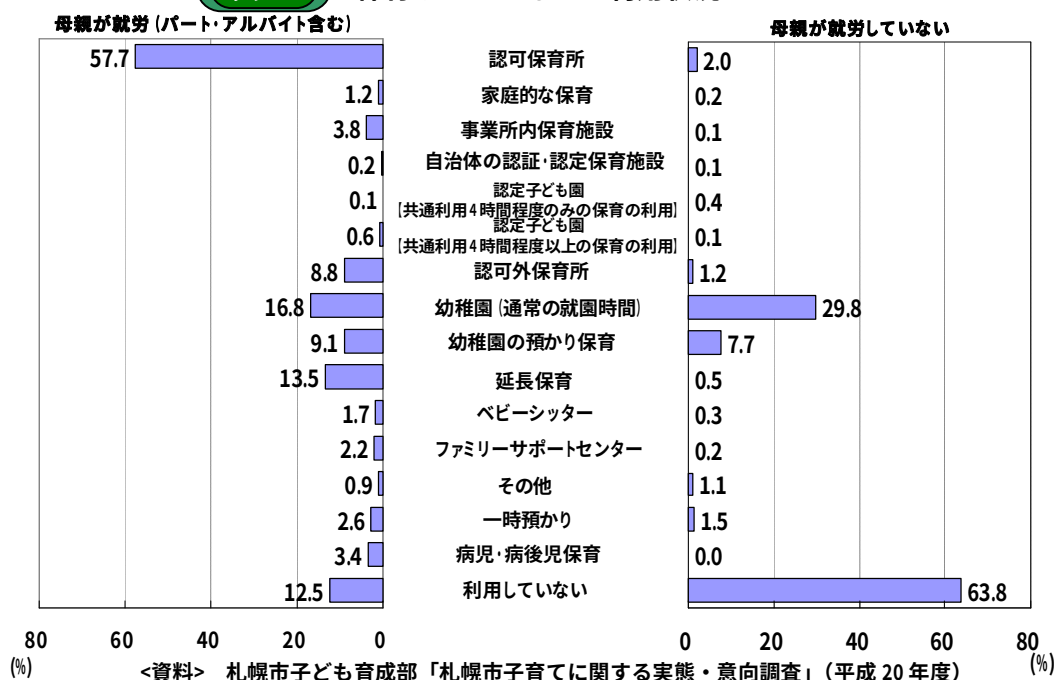
【保育サービスなどの利用状況】

実態調査によると、就学前の子どもの保護者のうち 55.7%が、何らかの保育サービスを定期的にご利用しています。利用している保育サービスの内訳をみると、母親が就労している場合は、57.7%が認可保育所を利用しています。また、延長保育の利用は 13.5%いることがわかります。

母親が就労していない場合については、29.8%が幼稚園を利用しています。(図 21)

図 21

保育サービスなどの利用状況



【認可保育所の定員と待機児童の状況】

札幌市では、順次、認可保育所を整備し定員を拡充しており、前期計画策定前の平成 15 年 4 月 1 日時点で、認可保育所の定員が 14,579 人であったのに対し、平成 21 年 4 月 1 日時点では、17,385 人（+2,806 人）となっています。（図 22）

しかし、近年、保育所整備を上回る保育所利用希望者の急激な増加に伴い、前期計画策定前の平成 15 年 4 月 1 日時点では、待機児童数（利用希望があっても空きがないために入所できない子どもの数。ただし、特定の保育所のみを希望している方を除く。）が 184 人であったのに対し、平成 21 年 4 月 1 日時点では、402 人（特定の保育所のみを希望している場合で、空きがないために入所できない方は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 488 人）となっています。（図 23）

図 22 認可保育所の定員の推移（各年 4 月）

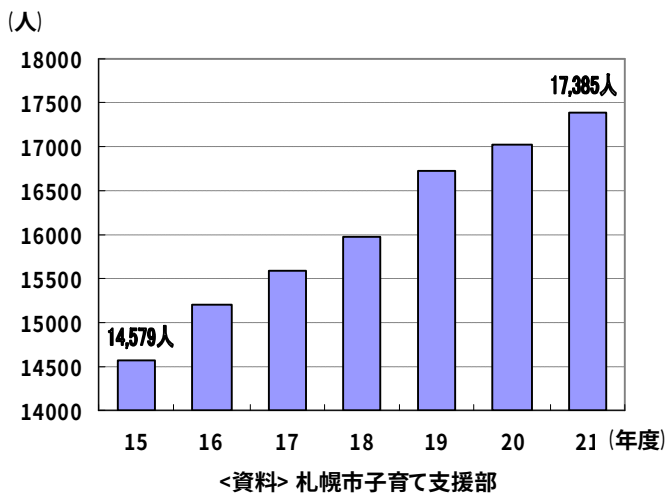
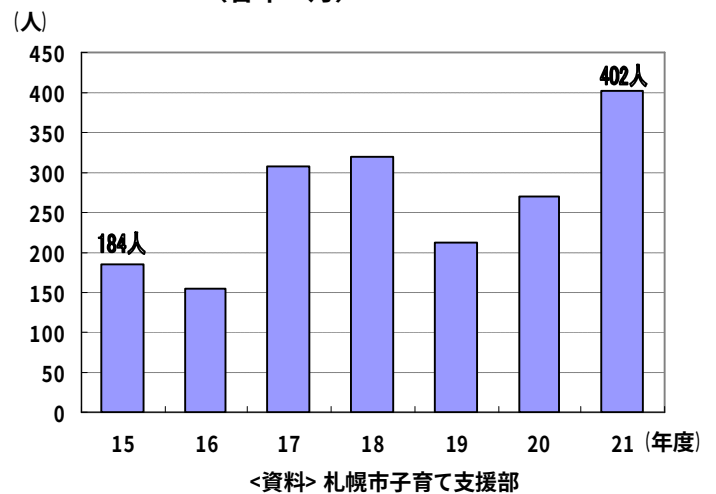


図 23 待機児童数（特定の保育所のみを希望している方を除く。）の推移（各年 4 月）



また、希望する時期に保育サービスを利用できなければ、育児休業明けの職場復帰が難しい場合があります。実態調査では、「育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐに利用できたか」との設問に対し、「育児休業期間を調整せずに利用できた」保護者は 48.2%であり、「育児休業期間を調整したので利用できた」保護者は 20.9%となっています。

「利用できなかった」と回答した 12.2%は、希望とは違う認可保育所の利用や、他の保育サービスの利用などで対応したほか、「仕事を辞めた」保護者もいます。（図 24）（図 25）

図 24 育児休業明けの保育サービスの利用

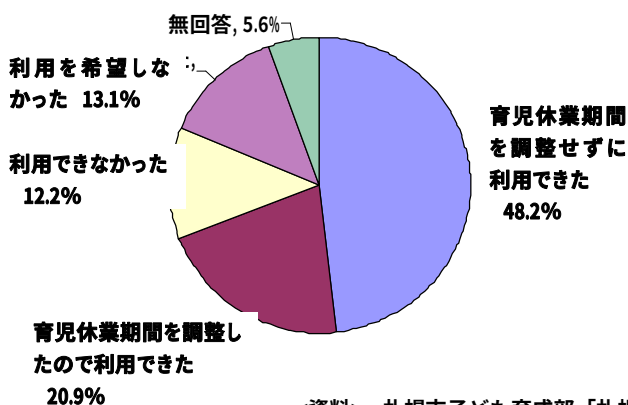
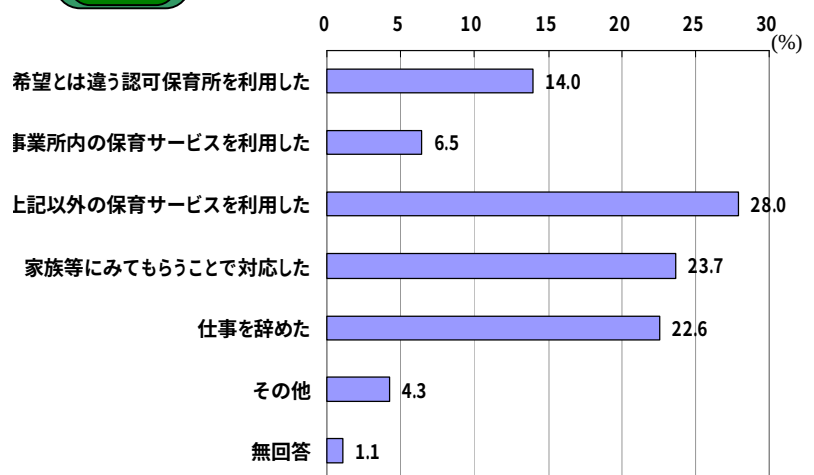


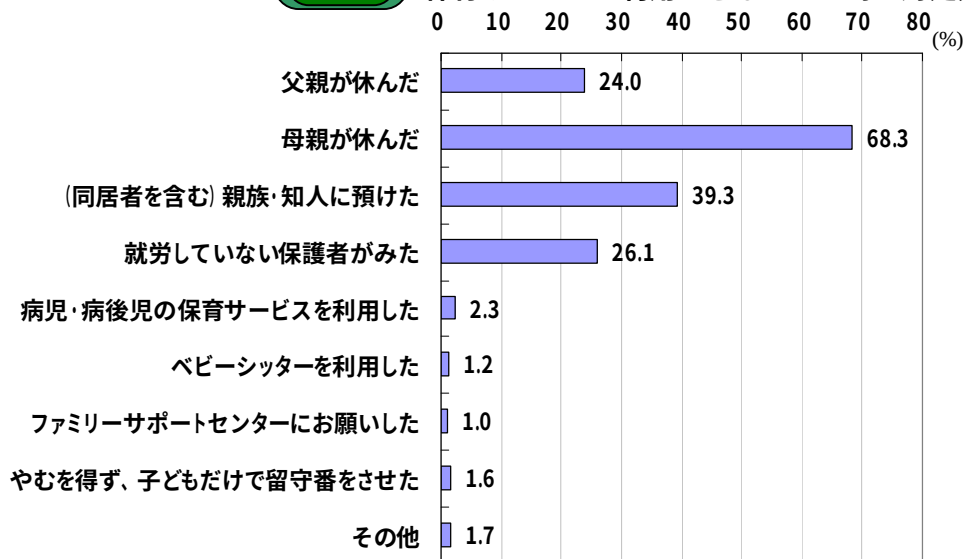
図 25 保育サービスが利用できなかった場合の対応



【病気やケガの子どもに対する保育】

実態調査によると、33.1%の保護者が、過去1年間に子どもの病気やケガで保育サービスが利用できなかったことがあったと回答しており、そのうち 68.3%が「母親が休んだ」、39.3%が「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」と回答しています。(図 26)

図 26 保育サービスが利用できなかった時の対処方法

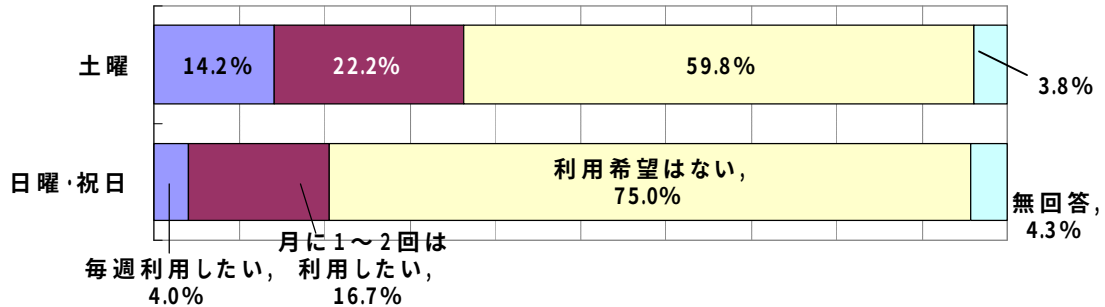


<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成 20 年度)

【土曜と日曜・祝日の保育】

実態調査によると、土曜及び日曜・祝日に保育サービスを「毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」の合計は、土曜で 36.4%、日曜・祝日で 20.7%となっています。(図 27)

図 27 土曜と日曜・祝日の保育サービスの利用希望



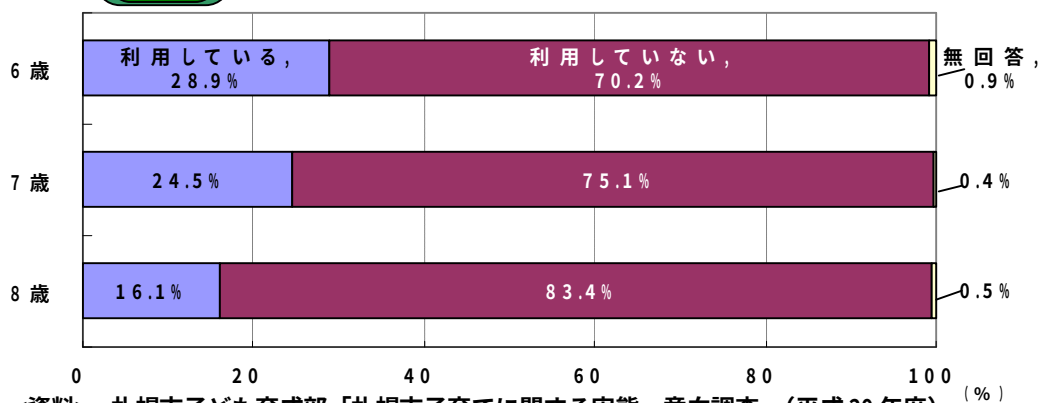
<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成 20 年度)

4 放課後児童クラブに関すること

実態調査によると、放課後児童クラブを利用している割合は、6歳の子どもでは 28.9%であり、年齢が高くなるにつれて減少していきます。(図 28) 利用日数は「週5日」が最も多く 41.2%となっています。

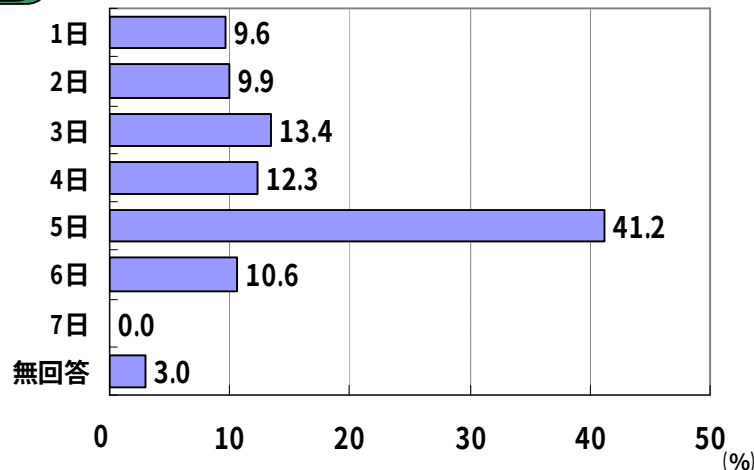
(図 29)

図 28 放課後児童クラブの利用状況



<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成 20 年度)

図 29 放課後児童クラブの1週間あたりの利用日数



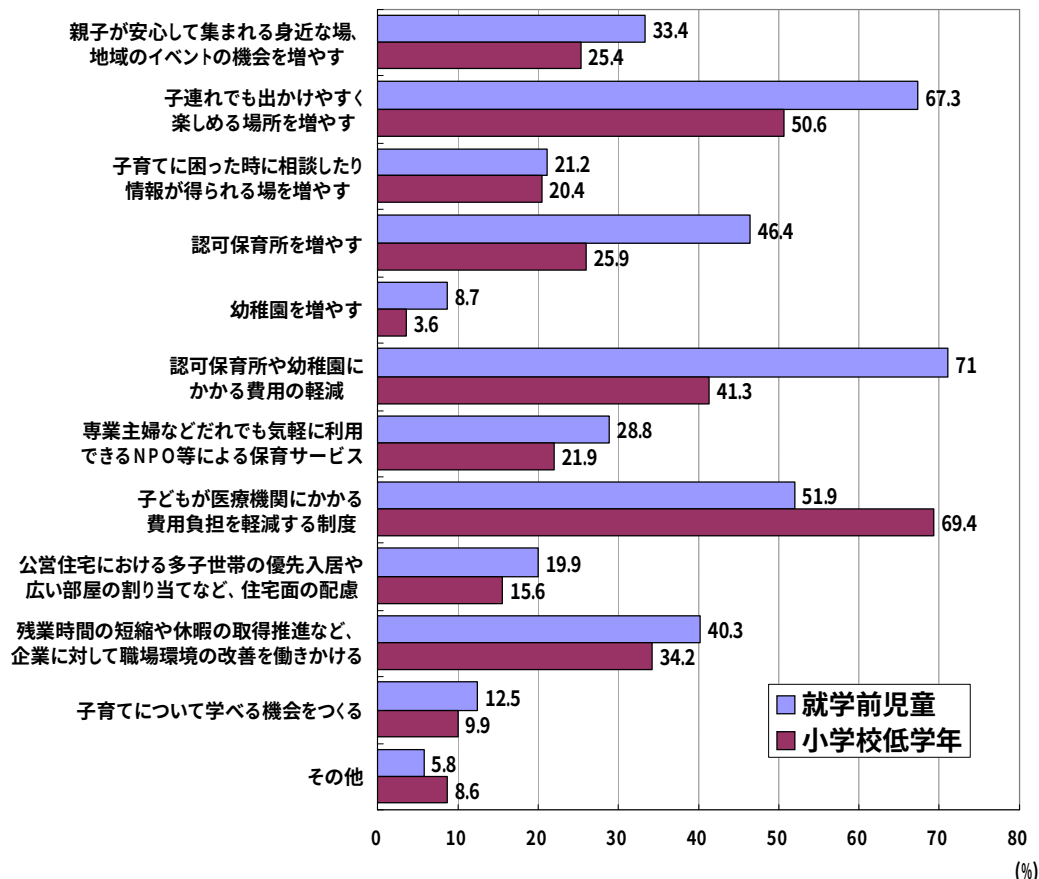
<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

5 子育て家庭が望んでいる支援策に関すること

～ 経済的な支援策が求められています ～

実態調査によると、就学前の子どもの保護者では、「認可保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」を望んでいる割合が最も多く、また、小学校低学年の子どもの保護者では、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」を望んでいる割合が最も多いことから、経済的な支援にかかるニーズが高くなっていることがうかがえます。(図30)

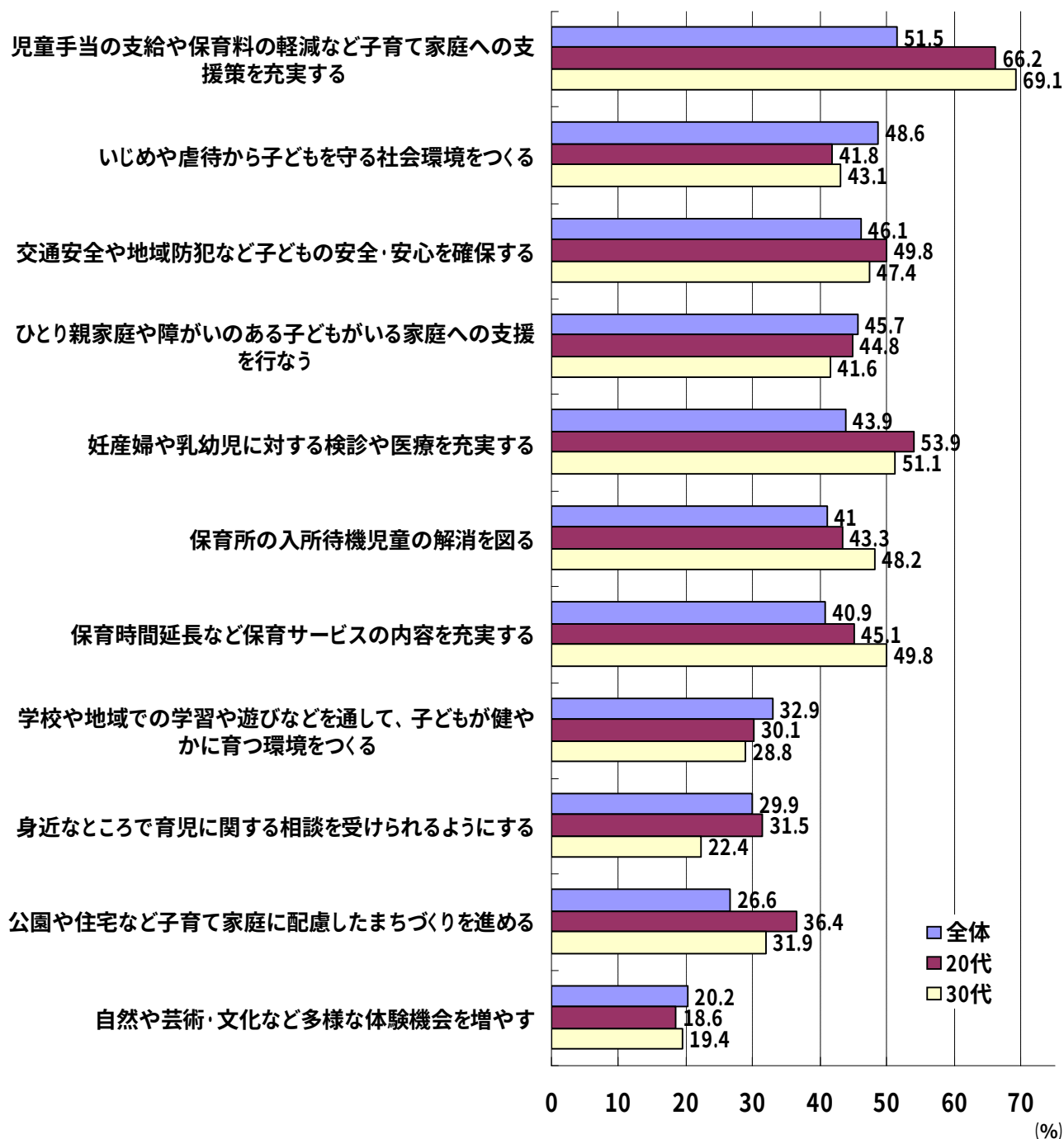
図 30 どのような支援策が望ましいと思いますか



<資料> 札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(平成20年度)

また、札幌市が別途実施している評価指標達成度調査においても、「子育てしやすいまちにするために積極的に取り組んでほしいもの」として「児童手当の支給や保育料の軽減など子育て家庭への支援策を充実する」が最も支持されており、20代・30代の、これから子育てする世代や現在子育てに取り組んでいる世代に特に顕著な傾向となっています。(図 31)

図 31 札幌市への要望 (積極的に取り組んでほしいもの)



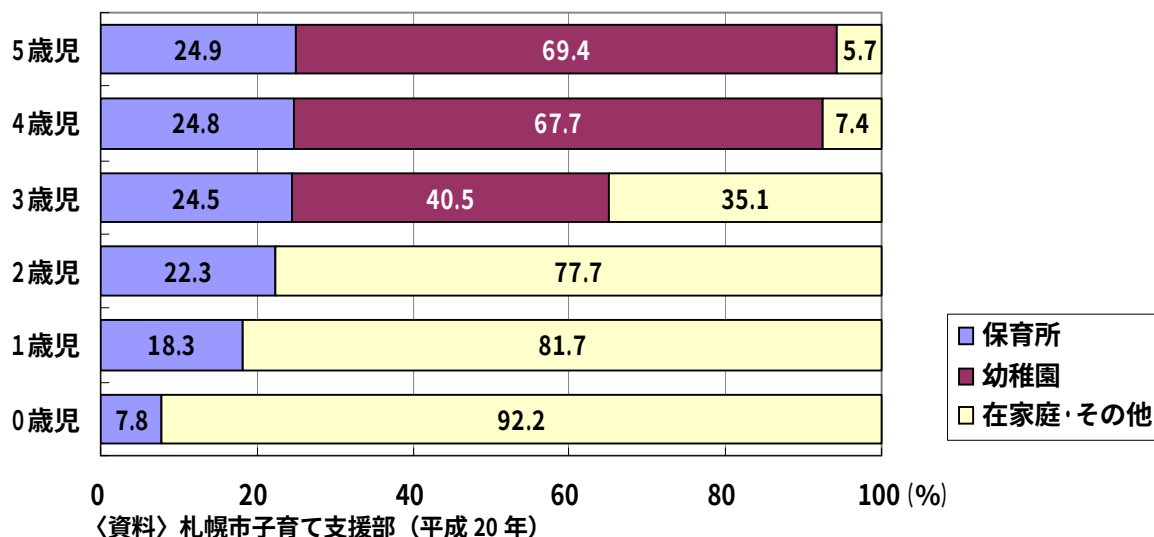
〈資料〉札幌市市長政策室「評価指標達成度調査」(平成 20 年度)

3 子どもの育ちの現状

1 就学前の子どもの日中の過ごし方に関すること

札幌市の就学前の子どもが日中過ごす場を見ると、3歳未満の子どもの約8割が家庭などで過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、保育所または幼稚園に通う割合が増え、5歳児では、約95%が保育所または幼稚園に通っています。(図32)

図32 札幌市の就学前児童の日中の過ごし方



2 小学校低学年の子どもの放課後の過ごし方に関すること

実態調査によると、小学校低学年の子どもは、16時までは家や公園で友達と過ごしたり学校や児童クラブで過ごす場合が多く、16時以降は自宅で過ごす割合が高くなっています。また、16時以降、学習塾や習い事をする子どもも多くいます。(表4)

表4 小学校低学年の子どもの放課後の過ごし方

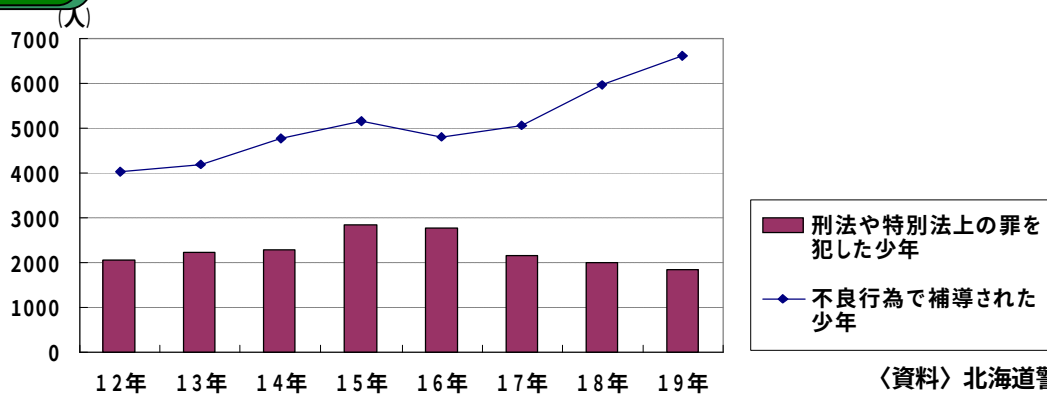
	14～16時	16～18時	18～20時	20時以降
学校で過ごす	14.5%	0.1%	-	-
放課後児童クラブで過ごす	14.0%	8.3%	0.1%	-
家で保護者と兄弟姉妹と過ごす	11.0%	35.6%	65.5%	66.5%
家で保護者など大人の家族と過ごす	4.5%	13.0%	24.5%	25.0%
家で兄弟姉妹など子どもだけで過ごす	1.7%	4.1%	1.2%	0.2%
家でひとりで過ごす	1.3%	3.1%	0.8%	0.2%
ベビーシッターなどと過ごす	0.1%	-	-	-
友達の家で遊ぶ	18.3%	4.3%	-	-
公園などで友達と遊ぶ	17.6%	3.6%	-	-
児童会館などの公共の施設を利用する (放課後児童クラブを除く)	3.8%	2.1%	0.1%	-
地域活動	0.3%	2.0%	0.3%	0.1%
学習塾や習い事に行く	5.3%	17.3%	2.0%	0.2%
その他	3.5%	2.1%	0.6%	2.2%

〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市子育てに関する実態・意向調査」（平成20年度）

3 少年非行・犯罪に関すること

少年の非行や犯罪については、北海道警察本部の統計によると、平成 19 年の「刑法や特別法上の罪を犯した少年」の数(1,843 人)は、前期計画策定前の平成 15 年(2,842 人)より減少していますが、一方で「不良行為で補導された少年」の数(6,611 人)は平成 15 年(5,151 人)より増加しています。(図 33)

図 33 刑法や特別法上の罪を犯した少年・不良行為で補導された少年



〈資料〉北海道警察本部

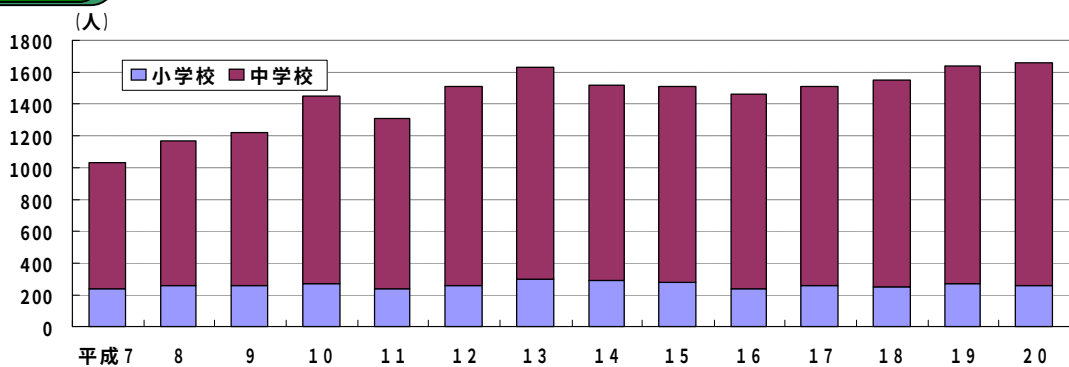
4 不登校に関すること

不登校児童生徒数については、小中学校では、1,514 人（平成 15 年度）から 1,659 人（平成 20 年度）になっており、増加傾向にあります。(図 34)

不登校状態が継続している理由は、小学校、中学校とも「不安などの情緒的混乱」が最も多く、次に「無気力」となっています。中学校で次に多いのは「いじめを除く他の児童生徒との関係」となっています。

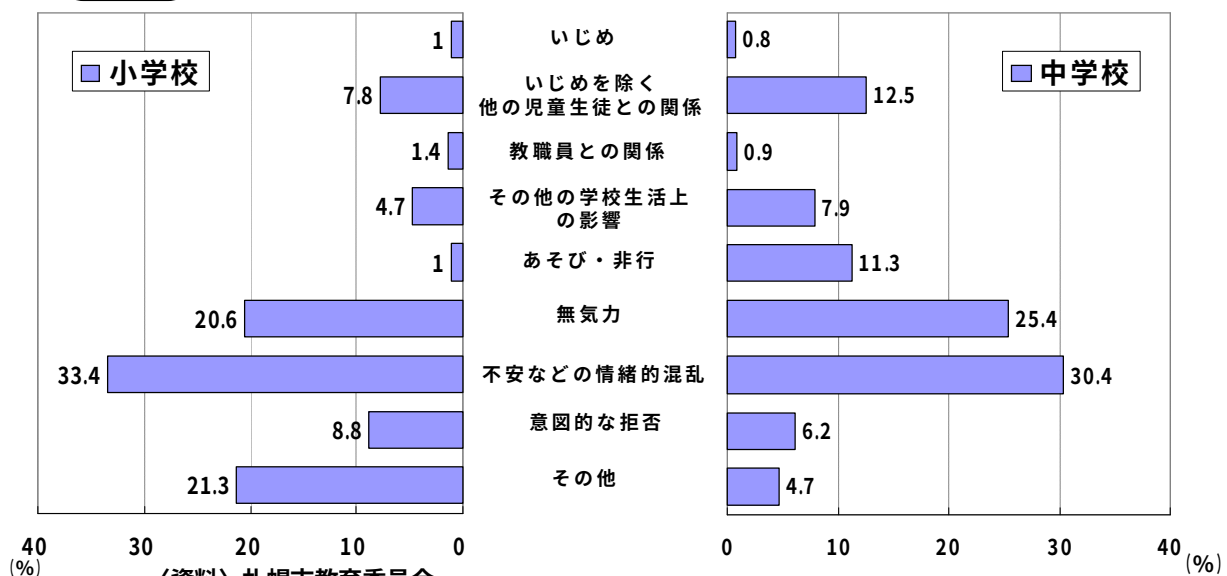
(図 35)

図 34 不登校児童生徒数の推移



〈資料〉札幌市教育委員会 (年度)

図 35 不登校が継続している理由



〈資料〉札幌市教育委員会

5 児童虐待に関すること

児童虐待への対応については、平成 12 年の「児童虐待の防止等に関する法律」の施行及びその後の改正などにより、制度的には充実が図られてきましたが、依然として全国の児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、札幌市においても、平成 15 年度の 205 件から平成 20 年度の 621 件まで 3 倍以上に増加している状況です。(表 5)

平成 20 年度の虐待の内容は、ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）が最も多く、全体の 62.6%を占めており、以下、身体的虐待（18.7%）、心理的虐待（17.9%）、性的虐待（0.8%）となっています。

また、主な虐待者の内訳では、実母によるものが 63.5%と最も多く、次いで実父（24.6%）、実父以外の父親（10.0%）と続いています。

表 5 児童虐待の受理件数の推移

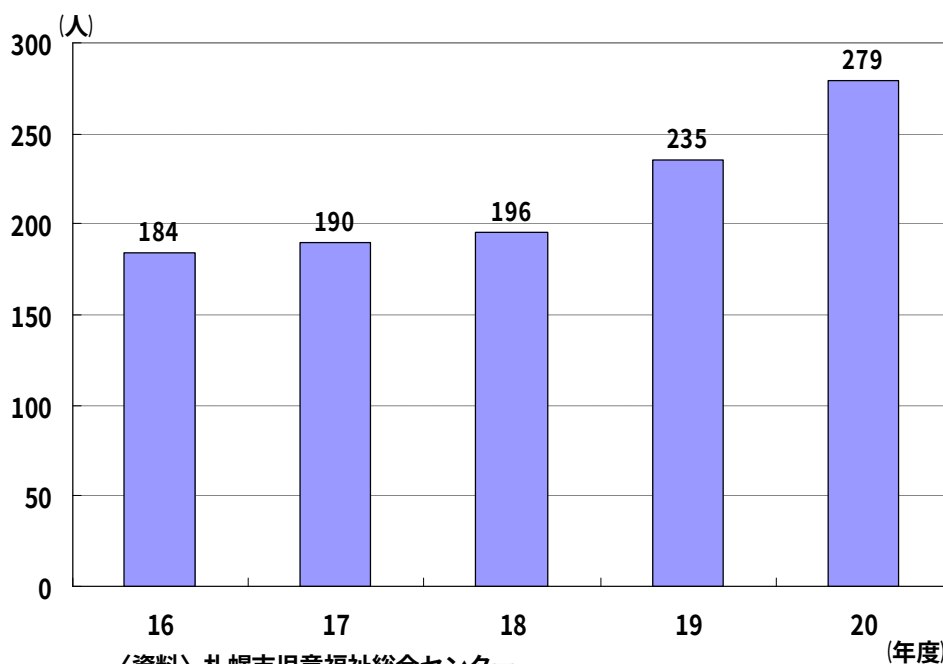
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
全 国	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,618	42,662
北 海 道	895	711	671	821	862	954	1,417	1,644
札 幌 市	301	226	205	242	245	310	478	621

〈資料〉札幌市児童福祉総合センター

虐待件数の増加に伴い、虐待を理由として、保護者のもとを離れて児童養護施設や里親のもとで生活する子どもも増加しており、平成 20 年度は平成 16 年度に比べて 1.5 倍（95 人増）となっています。

(図 36)

図 36 被虐待児施設在籍数（里親委託児童を含む。各年 4 月 1 日現在）



3 後期計画の課題

～ 札幌市の現状などからみて、後期計画でより重点を置く必要があるのは、次の４点と考えられます ～

1 子どもの権利を保障する取り組みの推進

「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です」。この書き出しから始まる子どもの権利条例の前文は、子どもが、権利を行使する主体として、様々な経験を積み重ねるなど、豊かな子ども期を過ごす中で、やがて、次代を担う自立した社会性のある大人へと成長・発達する存在であることを明らかにしています。

子どもを取り巻く環境が急速な変貌を遂げる中、いじめや引きこもり、ニートといった子どもの育ちに関する問題が全国的に顕在化しています。このことは、札幌市においても例外ではなく、権利の主体として子どもの健全な成長発達のための環境づくりが重要な課題となっています。

子どもの育つ場の中心は、幼少期には家庭、学齢期には学校、さらには地域と、成長発達に応じて移り変わり、広がっていきます。したがって、社会全体が「子どもの権利」についての十分な認識をもち、成長発達する存在としての子どもと、子どもの最善の利益の実現に向けた大人の責任を理解する必要があります。そして、家庭や学校、地域といった、子どもの生活するあらゆる場面で、子どもの権利の保障を進め、子どもが、のびのびと育ち、自分らしさや可能性を最大限に実現し、さらには、社会の中で果たすべき役割や意義を見出すことができるよう、社会全体で子どもを支える環境づくりに向けて取り組みを進めなければなりません。

とりわけ、学齢期の子どもたちは、多くの時間を学校で過ごします。家庭や地域と並んで、学校は子どもの育ちにとって大きなウエートを占めており、子どもの自立性・社会性をはぐくむうえで、子ども未来局と教育委員会が十分に連携を図りながら施策を進めていくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、本計画においては、権利保障に関する個別の施策だけでなく、後期計画の施策全般に、この趣旨を反映する必要があります。

2 働きながら子育てできる環境整備

札幌市においては、理想とする子どもの数と現実の子どもの数に差が生じており（14 ページ）、少子化を改善するためには、この理想と現実のかい離を解消していくことが必要と考えられます。

こうした「理想と現実のかい離」は、全国でもみられています。

厚生労働省社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」では、出生行動に影響を及ぼしているのが、「子育てしながら就業継続できる見通し」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保」であり、特に第２子以降の出産には、「夫の家事・育児の分担度」や「妻の育児不安」の及ぼす影響が大きいことから、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとの見解が示されています。

札幌市においては、男性・女性ともに仕事に費やす時間が多く（19 ページ参照）、仕事と生活の調和が取れていない状況があると考えられます。今後は、女性が出産後も働き続けることができ、男性も女性も子育てと仕事を両立できるような環境づくりをより一層進めていかなければなりません。

そのためには、企業側にも理解を求めていき、企業と行政が協力して、「働き方の見直し」が可能になる方策を考えていく必要があります。

また、仕事と子育ての両立のためには、保育所の整備が不可欠です。特に札幌市では、三世代同居が少

なく親族の援助を得られにくい背景があることから、保育所のニーズはより高いと考えられますが、保育所の整備による定員拡充を順次進めているにも関わらず、保育所への入所を希望する児童の急増に追いついていない現状があり（25 ページ）、さらなる保育所整備が急務となっています。

さらに、仕事に費やす時間が多いことは、一方で、延長保育や休日保育の必要性が高いことにつながっており、多様な保育サービスを十分に提供できる体制が求められていることになります。また、多くの保護者が、子どもが病気になった際の対応に苦慮している実態もあります。

このように、「働きながら子育てできる環境整備」を整えていくには、長期的な視野に立って、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会づくりを進めていく必要がありますが、これは短期間に解決できる問題ではありません。したがって、一方で、必要な場合に必要保育サービスを利用できる体制を充実させることが、現在の札幌市に求められていると考えられます。

3 すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制

「子育て家庭の現状」でみたように、子育てに関して不安や負担を感じる割合は、依然として高い現状があります（22 ページ）。

安心して子どもを生み育てられる環境をつくるためには、両親ともに働いている家庭に特化した支援と同時に、働いている、いないに関わらず「すべての子育て家庭」の不安・負担が軽減される取り組みを進めなければなりません。

不安の軽減のためには、身近な地域で子育てを支え、相談を受けるしきみを整えることで、子育て家庭の孤立をなくしていく必要があります。

一方、子育てにかかる負担については、14 ページでみたように「理想の子どもの数」と「現実の子どもの数」がかい離する要因として「経済的負担」をあげる人が多いことから、経済的負担が少子化の要因の1つであるとも考えられます。また、27 ページでみたように、子育て家庭の多くが経済的な支援を求めており、重点的に取り組んでいく必要があります。

また、経済的支援を考える際には、子育て家庭の負担軽減のみならず、経済的事情により学ぶことができない子どもを支援する視点も重要です。学ぶ意欲と能力のある高校生等が、経済的な面で心配することなく安心して学べるための支援を充実させることが、子どもの学ぶ権利を保障する観点から求められます。

4 子どもを虐待から守り育てる支援体制

「児童虐待に関すること（31 ページ）」でみたように、札幌市における児童虐待件数は、年々増加しています。

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。虐待予防・防止、早期発見、早期対応の体制を強化して、被害を受ける子どもを一人でも減らしていく取組をより一層進めていかなければなりません。

また、児童虐待は、虐待者の多くが実父や実母であり、特に被害を受けている子どもが乳幼児の場合、自ら助けを求めることは難しいことから、家庭の外からは気づかれにくいという特徴があります。そのため、子どもと関わる関係機関が情報を共有して連携するとともに、地域の大人たちの協力を得て、この問題に取り組んでいく必要があります。

また、同じく 31 ページでみたように、保護者による養育が難しいために児童養護施設や里親宅で養育される子ども（「社会的養護」が必要な子ども）の中には、虐待をその理由とする割合が増えています。虐待をはじめとする不適切な養育環境で育った子どもたちが、心の傷を回復し、健やかに育っていくことができるよう、児童養護施設等における十分な支援体制がより一層求められるとともに、安心して社会に

出て行けるよう、自立を援助する方策が必要とされています。

[社会的養護]

親がいない子どもたちや、親がいても様々な事情によりともに暮らすことができないなど、家庭での養育を受けられない子どもたちのために、家庭に代わって社会が用意する養育環境のこと。乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育するいわゆる「施設養護」と、里親制度のように、子どもを家庭的な環境の中で養育する「家庭的養護」とがある。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」

「子どもの権利」とは、子どもが、毎日を安心して過ごし、健やかに成長するために欠かすことのできない、子どもにとって基本的な権利で、1989年に国連において全会一致で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」で保障されています。

札幌市では、子どもが、様々な経験や学びを通して、自立した社会性のある大人へと成長してほしいと考え、そのために必要な環境づくりを進めるために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を制定し、平成21年4月1日に施行しています。

条例は、子どもの権利条約に基づく子どもの権利の保障について、札幌の実情に応じて、より具体的に分かりやすく定めるもので、子どもにとって大切な権利として、「安心して生きる」「自分らしく生きる」「豊かに育つ」「参加する」の大きく4つに分け、合計21の権利を掲げるとともに、それを保障するための、家庭や学校・施設、地域などにおける大人の役割を定めています。

さらに、条例では、権利保障を進めるための具体的な仕組みとして、「子どもの権利救済委員」制度や推進計画の策定、施策の検証などについて定めており、子どもの権利保障を総合的に規定するものとなっています。

4 後期計画の施策体系

1 基本理念

基本理念 ～札幌市の次世代育成支援対策が目指す方向性～

子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

急速な少子化の進行は、すべての世代に影響のある問題です。したがって、社会全体が協力して、次代を担う子どもたちのこころ豊かで健やかな育ちを支えるとともに、子育てが喜ばしくやりがいのあるものになるように子育て家庭を支える必要があります。

これらの施策を展開するに当たっては、影響を受けるのは大人たちだけではなく子ども自身でもあることから、子育て・子育て全般において、子どもの最善の利益の実現が第一に考えられ、最大限に尊重されるよう配慮が求められます。子どもと大人のよりよい関係と社会に見守られながら、子どもたちは、より一層輝きを増し、たくましく成長していきます。

札幌市は、次世代育成支援が、子どもの権利を尊重しながら社会全体で取り組むべきものであるという認識のもとに、次世代育成支援を通して、世代や立場を超えたすべての市民が手を結ぶまちを目指します。

2 基本的な視点

基本的な視点 ～計画策定・事業実施にあたっての視点～

視点1 子どもの視点

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

視点2 次世代を育成する長期的な視点

次代の親となる子どもたちが、健やかに育ち、豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視点に立った取り組みを進めます。

視点3 社会全体で支援する視点

すべての市民が連携・協力して、子どもと子育て家庭を社会全体が支援する視点に立った取り組みを進めます。

前期計画と同様、これらの3つの視点を基本としながら、本計画を策定し、また、個別事業を実施していきます。

3 基本目標

前期計画では、5つの基本目標に基づいて事業を進めてきました。

後期計画では、前期計画での取り組みを継続しながらも、新たな課題に対応した体系が必要となります。そこで、後期計画の課題に対応した目標を設定する観点から、後期計画では、基本目標を次のように変更します。

- 前期計画では基本施策の一つであった「子どもの権利の保障」については、後期計画における重要な課題であることから、「子どもの最善の利益を実現する社会づくり」として基本目標に掲げ、明確化します。
- 急増する児童虐待への対応について、虐待が重篤な権利侵害であり、社会全体で取り組むべき課題であるとの観点から、基本目標1に明確に位置づけます。
- 前期計画では、子育て家庭を対象とした全般的な支援を一つの目標でひとくくりにしていましたが、このうち、後期計画における重要な課題として「すべての子育て家庭への支援」の他に、「働きながら子育てできる環境整備」「社会的養護体制を含む特別な支援」をそれぞれ独立した目標として大きく位置づけます。

基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり

子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、家庭や学校、地域における子どもの豊かな育ちを支える環境づくりと、重大な権利侵害である虐待の防止を目標にしています。

基本目標2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり

安心して妊娠・出産できる体制や母親と子どもの保健・医療の体制の確保と、これから親になる若い世代が心身ともに健康に成長できることを目標にしています。

基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり

ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発や、保育所・保育サービスの充実を中心とした「仕事と子育ての両立」を目標としています。

基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり

地域の子育て支援体制、相談・支援体制、経済的な支援など、すべての子育て家庭を視野にいたした支援体制の充実を目標としています。

基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり

家庭で養育できない事情のある子どもに対する「社会的養護」の取り組み、障がいのある子どもへの支援、ひとり親家庭への支援など、個別のニーズに応じた支援を充実させることを目標としています。

基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり

次代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付けながら、豊かに成長できるよう、学校教育の充実や多様な体験機会を提供するとともに、地域全体が子どもをはぐくむ環境となるような取り組みの充実を目標としています。

基本目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

子育て家庭が快適に暮らせるためのバリアフリーに配慮した環境整備や、交通安全・犯罪防止などの安全・安心面の体制づくりを目標としています。

【後期計画の施策体系】

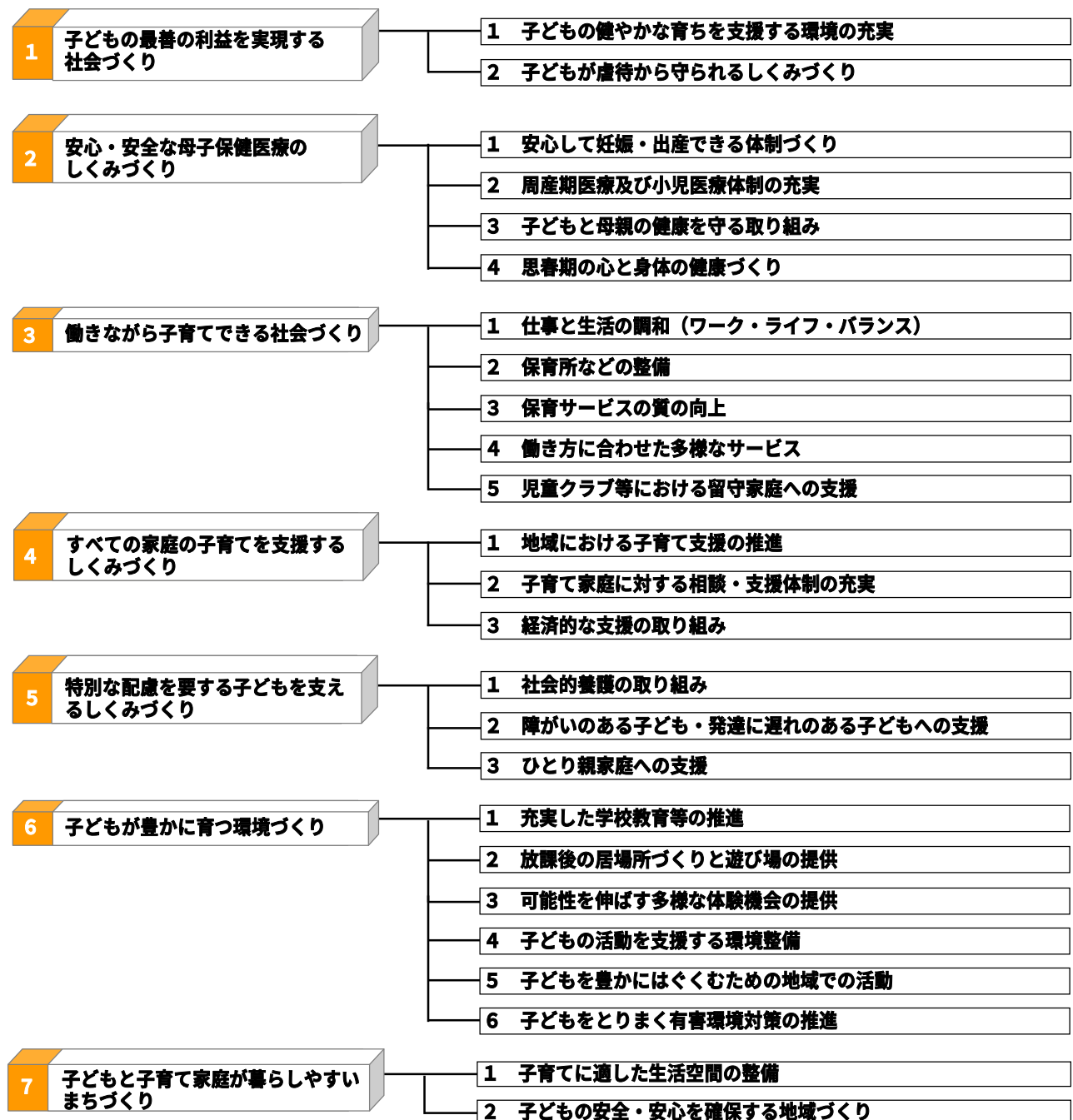
基本理念
「子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」

基本的な視点1
子どもの視点

基本的な視点2
次世代を育成する長期的な視点

基本的な視点3
社会全体で支援する視点

後期計画 施策体系一覧



さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)

第3章 具体的な施策の展開

第3章では、第2章で記載した「施策体系」に基づき、具体的な事業を掲載しています。

「課題と方針」

基本目標ごとに、今後重要となる課題と事業を展開していくうえでの方針を記載しました。

「重点項目」

基本目標の主旨をより反映した事業を重点項目として設定し、後期計画を進めていく中で、より積極的に取り組んでいく事業と位置づけました。

※ 22年度以降に新たに開始する事業は「新規」と表記しています。

「基本施策と個別事業」

基本施策ごとに、個別の計画事業を掲載しました。

※ 22年度以降に新たに開始する事業は「新規」と表記しています。

「目標値」

設定が可能な事業については、達成年度と目標値を設定しています。

- | | |
|-------|------------------------|
| 基本目標1 | 子どもの最善の利益を実現する社会づくり |
| 基本目標2 | 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり |
| 基本目標3 | 働きながら子育てできる社会づくり |
| 基本目標4 | すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり |
| 基本目標5 | 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり |
| 基本目標6 | 子どもが豊かに育つ環境づくり |
| 基本目標7 | 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり |

(担当部の記載について)

「総」総務局 「市」市民まちづくり局 「保」保健福祉局
「子」子ども未来局 「環」環境局 「経」経済局 「観」観光文化局
「建」建設局 「都」都市局 「交」交通局 「水」水道局
「消」消防局 「教」教育委員会

基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり

課題と方針

札幌市は、平成21年4月1日に、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を施行しました。

この条例は、国連が採択した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が保障する「子どもの権利」をより具体的に分かりやすく定めるとともに、大人が、子どもの最善の利益の実現のために、子どもの育ちを支援していく役割を担うことを明らかにしています。

札幌市では、これまでの条例制定に向けた取り組みを通して「子どもの権利」の普及啓発を進めてきました。子どもの権利条約を「知っている」子ども（中・高校生）は、29.2%（平成15年）から42.1%（平成19年）に増加しています。

子どもの最善の利益が実現する社会づくりを進めるためには、社会全体が子どもの権利の重要性を理解することが必要であることから、今後も、より一層の理解促進に努めていきます。

また、子どもが生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人へと成長発達することができるよう、条例に定める4つの権利（「安心して生きる」「自分らしく生きる」「豊かに育つ」「参加する」）の推進に向け、札幌市の様々な取り組みに子どもの権利の視点を反映していくことが大切です。特に、子どもの育ちについての様々な問題を改善していくためには、「安心して生きること」の保障はもちろんのこと、子ども参加の促進、自発的活動の支援や体験機会の充実など、子どもの育ちに関する最も基本的な環境支援を、より一層促進していく必要があります。こうした支援により、子どもが、権利の正しい行使のしかたを身につけていくとともに、自立性や社会性がはぐくまれ、将来の札幌のまちづくりを担う大人へと成長していくものと考えられます。

さらに、権利を侵害された子どもを救済するために、救済の申立てに対応する「子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」の運営を引き続き行うとともに、いじめ対策などの充実を進めます。

こうした施策を実現するため、推進計画の策定や、「子ども権利委員会」における子どもの権利の保障状況の検証などにより、子どもの権利保障のより一層の推進に向けて取り組みます。

また、「児童虐待」は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える、深刻な権利侵害ですが、第2章（31ページ）でみたように、札幌市児童相談所で扱う児童虐待件数は年々増加し、平成20年度には年間621件となっております。これは、平成15年度（205件）の約3倍です。（表5）（図38）

さらに、社会状況を反映して、内容も深刻化・複雑化し、解決に困難を要する事例も増えている状況です。

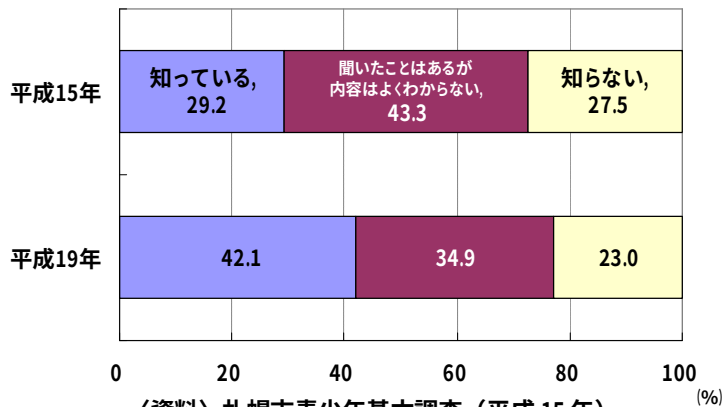
児童虐待防止法の改正により、虐待対応に係る児童相談所の権限はさらに強化され、札幌市では、これまでも児童福祉司の増員等、子どもの安全を守るための様々な取り組みを進めてきましたが、児童相談所が児童虐待に対応する専門機関としての役割を十分に発揮できるようにするためには、児童相談所の体制及び区や関係機関との連携を含めたあり方を検討し、必要な拡充・整備を進めていく必要があります。

また、虐待予防・虐待の早期発見・早期対応・被虐待児の保護といった一連の取り組みに際しては、子どもに関係する様々な機関が連携したネットワーク型の支援システムを構築する必要があります。各機関が「子どもを虐待から守る」という共通の目的のもとに連携し、問題点を共有し、適切に役割分担を果たしながら、問題解決に取り組まなければなりません。そのため、札幌市では、関係機関が情報を共有し、適切な連携・協力を行う「要保護児童対策地域協議会」をネットワークの基盤とすることにより、効果的で緊密な連携を進めていきます。

また、社会保障審議会児童部会による児童虐待死亡事例の検証結果では、虐待により死亡した子どものうち約4割が0歳児であり、3歳児までで約8割を占めています。（平成20年6月「第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」） これまでも札幌市では、「乳児家庭全戸訪問事業」や「保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業」等、様々な母子保健施策を実施し、乳幼児を育てる家庭の育児不安の軽減や児童虐待の予防に努めております。今後は、特に妊娠期からのきめ細やかな相談体制を整備するとともに、出産、育児に不安を抱える妊婦に対しては、継続的な支援を行い、児童虐待の発生予防に努めます。

図 37

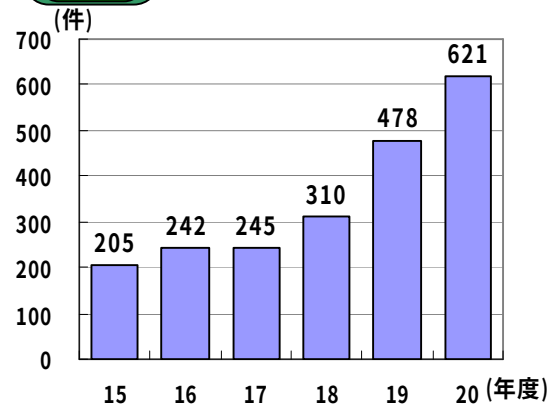
「子どもの権利条約」の認知度
(中学生・高校生)



〈資料〉札幌市青少年基本調査（平成 15 年）
札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査（平成 19 年）

図 38

児童虐待件数の推移



〈資料〉児童福祉総合センター

重点項目 1 子どもの権利に関する推進計画の策定 [施策 1]

新規

平成 21 年 4 月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、子どもの権利に関する推進計画を策定します。また、子どもの権利委員会を開催し、施策の充実に図るとともに検証を行います。

【計画策定】H22 年度：策定

子) 子ども育成部

重点項目 2 子ども参加の促進 [施策 1]

札幌市では、未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会として子ども議会を開催するなど、子ども参加を進めています。また、学齢期の子どもが多く時間を過ごす学校においても、児童会・生徒会活動を中心として、子どもの自主的な取り組みが進められています。

市政をはじめ、あらゆる場面での子ども参加をより一層推進するために、参加の機会の充実に図るとともに、学校や地域などで子どもと深く関わる活動を行っている大人を対象として、子ども参加の支援を内容とした講座を開設するなど、地域に根ざした子ども参加の取り組みを推進します。

子) 子ども育成部
教) 学校教育部

重点項目 3 子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実[施策 1]

学校や地域において、次代を担う子どもが、自立性や社会性などを身に付け、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、野外活動・生活体験・異文化交流・異世代交流など、多様な体験型の活動を提供します。

また、すべての学びの基盤であり、探究心や豊かな心をはぐくみ、子どもの可能性を広げることにつながる読書環境の充実などや、子どもの創造性をはぐくむプレーパーク（冒険遊び場）づくりなど、子育て・子育ちに取り組む地域や市民団体の活動などと連携をはかり、子どもが主体的に学び、体験する機会を増やすよう努めます。

さらには、成長発達の段階に応じて、子どもが、働くことの意義や社会における役割などについて理解し、認識を深めることができるよう、職業体験の機会の充実に努めます。

子) 子ども育成部
教) 学校教育部

重点項目 4 子どもの権利の救済（子どもアシストセンター）【施策 1】

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）は、権利侵害からの迅速かつ適切な救済を図り、公的第三者の立場で、子ども自身や保護者等からの相談を受け助言や支援を行います。また、救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査・調整、勧告、是正要請、制度の改善を求める意見の表明等を行います。

子どもや保護者等を対象とした相談窓口や各種関係機関との情報共有と効果的な役割分担のもとに、相互の連携を強化しながら、この救済機関の適切な運用を図り、子どもの権利保障を支えていきます。

また、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、子どもに関する相談機関として、若者支援総合センターなど若者支援に関わる機関とも連携を図り、困難を抱える子どもたちの継続的な支援に取り組んでいきます。

子) 子どもの権利救済機関

重点項目 5 児童福祉相談・支援体制の強化【施策 2】

新規

① 児童相談所の将来構想策定事業

児童相談所は、子どもの福祉を図り権利を擁護するため多くの権限を有している専門機関であり、児童虐待に対応する中核的な機関です。児童虐待が急増及び複雑化する中で、児童相談所が、速やかに適切な判断を行い、その機能を十分に発揮できるしくみを構築する必要があります。

そのため、施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた「児童相談所のあるべき姿（将来構想）」を策定し、機能強化を進めていきます。

② 区における児童福祉相談・支援体制の強化

関係機関との連携の面では、児童相談所が専門機関としてその機能をより発揮し、児童福祉にかかる様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

子) 児童福祉総合センター

重点項目 6 要保護児童対策地域協議会【施策 2】

被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法（第 25 条の 2）において規定された要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。なお、協議対象者を、要保護児童のほか、要支援児童、特定妊婦へと順次拡大するとともに、区保健センターが実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化します。

子) 児童福祉総合センター

重点項目 7 母子保健訪問指導事業【施策 2】

（乳児家庭全戸訪問事業）

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行います。特に、支援を必要とする妊婦への訪問指導を強化することで、妊娠期からの一貫した支援を進めていきます。

【新生児訪問実施率】 H20 年度：91.0%⇒H26 年度：増やす

【妊婦への訪問実施延数】 H20 年度：115 人⇒H26 年度：増やす

保) 保健所

基本施策 1 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実

「子どもの権利条例」を実効性あるものとするために、普及啓発に努めるほか、子どもの参加の促進、子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実など、子どもの育ちに関する支援に取り組みます。

また、救済機関において相談を受け、救済の申立てに対応することで、権利が保障されるしくみをより一層

確かなものにしていきます。

こうした取組を着実に進めるために、推進計画を策定するとともに、「子どもの権利委員会」を開催し、施策についての検証を行います。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
1-1-1	【新規】子どもの権利に関する推進計画の策定	重点項目1を参照（41ページ）	子）子ども育成部
1-1-2	子どもの権利理解促進事業	子どもの権利が保障されるためには、子どもはもちろん、大人がその重要性を理解し、子どもと向き合い、育ちを支えていくことが必要である。「子どもの権利条例」の趣旨が正しく理解されるよう、条例に規定する「さっぽろ子どもの権利の日」に関する事業など、広報、啓発、研修等を行う。	子）子ども育成部 教）学校教育部
1-1-3	子ども参加の促進	重点項目2を参照（41ページ）	子）子ども育成部 教）学校教育部
1-1-4	子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実	重点項目3を参照（41ページ）	子）子ども育成部 教）学校教育部
1-1-5	安全で安心な居場所づくりの促進	子どもの成長・発達にとって、子ども自身が安心して人間関係を築き、自己肯定感を高め、自分らしさを確立していくことのできる、心や体の居場所があることはとても重要である。 札幌市では、子どもの安全で安心な居場所として、児童会館やミニ児童会館の整備を進めており、こうした場において活発な子どもの活動が行われるよう進めるとともに、地域などで行われている文化・スポーツ・サークル・ボランティア活動なども、子どもにとっての大切な居場所であることから、この意義について理解促進を図ることにより、取り組みを促進する。	子）子ども育成部
1-1-6	子どもの権利の救済（子どもアシストセンター）	重点項目4を参照（42ページ）	子）子どもの権利救済機関
1-1-7 再掲 (6-1-16)	いじめ、不登校、虐待等関連事業	重点項目27を参照（68ページ）	教）学校教育部

基本施策2 子どもが虐待から守られるしくみづくり

妊娠期から適切な情報提供や継続した支援を行うことにより、育児不安の軽減を図り、虐待の予防に努めます。特に出産後については、生後4か月までの乳児を育てている全ての家庭を訪問し、育児に関する助言や情報提供を行い、きめ細やかに子育て家庭を支援します。

また、地域ぐるみで子どもを守るために、地域単位のネットワークや市単位のネットワークを充実させるほか、地域で虐待の予防・発見のために活動する「地域協力員」を養成していきます。

【虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組み】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
1-2-1	【新規】児童福祉相談・支援体制の強化	重点項目5を参照（42ページ）	子）児童福祉総合センター

1-2-2	児童虐待予防地域協力員養成事業	民生・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員、教員、保育士、幼稚園教諭等に対して研修会を行い、児童虐待予防地域協力員を養成する。 【児童虐待予防地域協力員数（累計）】 H20 年度：8,115 人⇒H26 年度：10,000 人	子) 児童福祉総合センター
1-2-3	夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査	虐待通告後 48 時間以内に児童の安全を確認するため、夜間・休日の虐待通告に係る初期対応を、児童家庭支援センターにおいて実施する。	子) 児童福祉総合センター
1-2-4	要保護児童対策地域協議会	重点項目 6 を参照（42 ページ）	子) 児童福祉総合センター
1-2-5	区要保護児童対策地域協議会	各区において、児童虐待など要保護児童の早期発見及び円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関代表者による連絡調整会議、事例検討会、研修会等を行う。 関係機関の連携をより強化するため、児童福祉総合センターで実施する「要保護児童対策地域協議会」と連携強化する。	保) 保健所 子) 児童福祉総合センター
1-2-6 再掲 (6-1-16)	いじめ・不登校・虐待等関連事業	重点項目 27 を参照（68 ページ）	教) 学校教育部

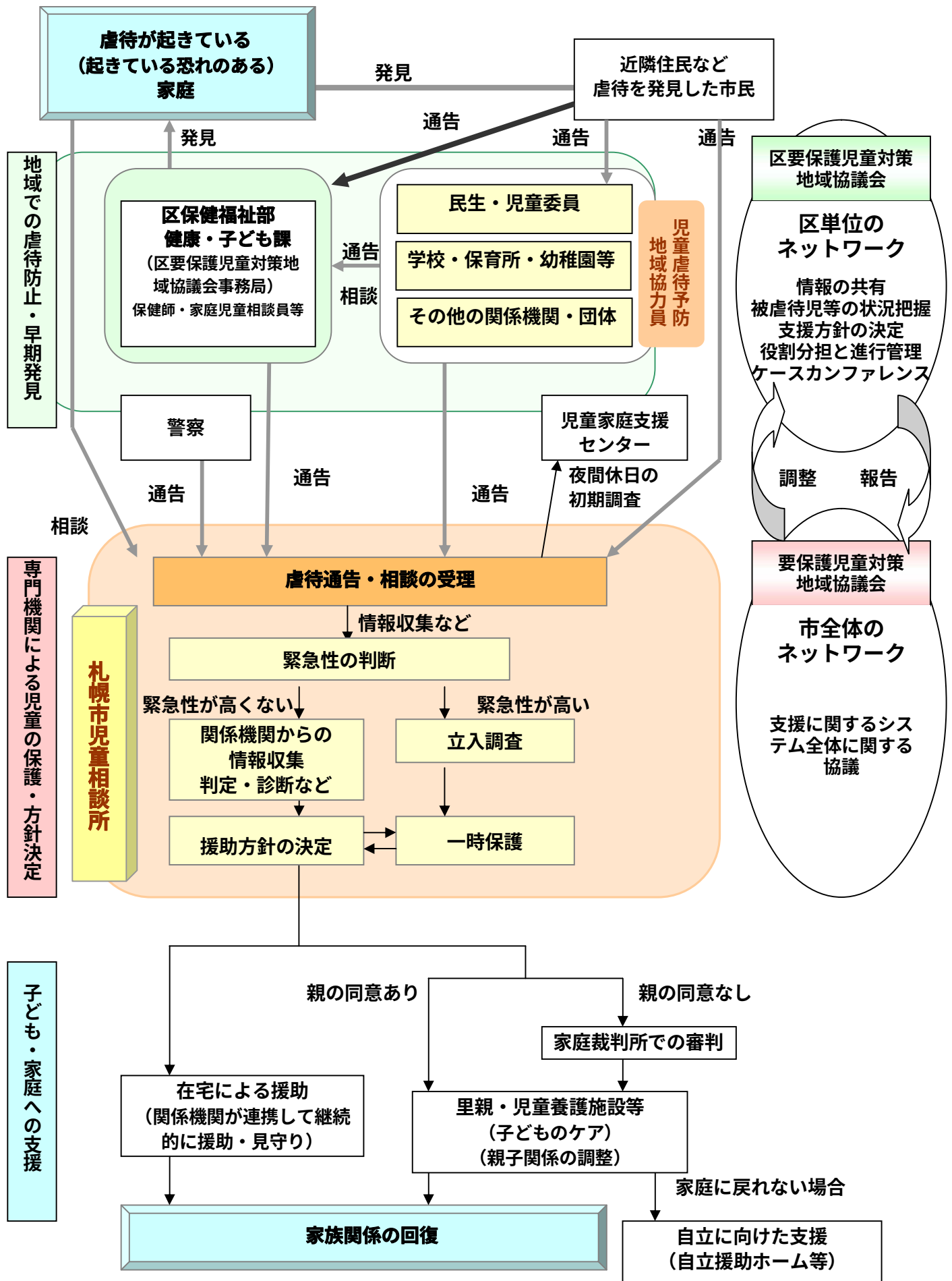
【育児不安を抱える家庭への支援】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
1-2-7 再掲 (2-1-4)	【新規】妊婦支援相談事業	重点項目 9 を参照（46 ページ）	保) 保健所
1-2-8	母子保健訪問指導事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	重点項目 7 を参照（42 ページ）	保) 保健所
1-2-9	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 （育児支援家庭訪問事業）	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。 【医療機関からの情報提供数】 H20 年度：320 件⇒H26 年度：増やす	保) 保健所
1-2-10	育児不安保護者支援事業 （コモンセンス・ペアレンティング）	育児不安を抱える保護者や虐待的関わりをしてしまう父母等に対して、コモンセンス・ペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、親子関係の改善を図る。 【参加者数】 H20 年度：3 人⇒H26 年度：10 人	子) 児童福祉総合センター

【コモンセンス・ペアレンティング】

行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待の予防を図るプログラムのこと

【札幌市の児童虐待対応】



基本目標 2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり

課題と方針

近年、少子化・核家族化により、出産や子育てについての知識を習得したり、経験を共有する場が少なくなっており、出産を控えた夫婦の多くは、不安や悩みを抱え、支援を必要とする場合が増えています。

妊娠期の不安はその後の育児にも大きな影響を及ぼすため、それぞれの家庭が抱えている不安や悩みを把握し、その軽減を図り、安心して出産し子育てできるような、妊娠期から一貫した相談支援体制を整備することが重要となります。

札幌市では、妊婦健康診査の公費負担を 14 回に増やしたほか、全国に先駆けて産婦人科救急電話相談を実施するなど、周産期の医療体制確保に取り組み、母子ともに安全に出産できる体制を整えてきました。

しかし、最近では、妊娠中に健康診査を全く受診しない妊婦や十分な回数を受診しない妊婦の存在が社会問題となっています。

安全・安心な出産については、有識者等による「札幌市産婦人科救急医療対策協議会」で検討を進めてきたところであり、この協議会の報告をもとに、今後、妊婦の健康診査未受診を防止するために、若い世代への普及啓発等妊婦以外にも対象を広げた社会的な取り組みを推進していきます。

また、近年、不妊で悩む夫婦が増加傾向にあります。不妊治療の中には医療保険が適用されないものもあり、経済的負担や精神的な負担から治療をあきらめざるを得ない方もいます。

札幌市では、特定不妊治療費の一部助成や相談体制を整備していますが、今後もこれらの取組を引き続き推進していく必要があります。

さらに、生まれてきた子どもが健やかに育つことを目的として実施している、乳幼児健康診査や各種相談、普及啓発事業についても、より一層、進めていきます。

重点項目 8 未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業【施策 1】

母子の安全を確保し、産婦人科医師の負担を軽減するために、妊娠後、出産まで定期的な妊婦健診を受けないいわゆる「未受診妊婦」の防止及び解消に向けた普及啓発を、平成 23 年度まで集中的に実施します。

保) 保健所

重点項目 9 妊婦支援相談事業【施策 1】

新規

保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合には、家庭訪問等により継続的に支援します。

【母子手帳交付時の面接割合】H26 年度：100%

保) 保健所

重点項目 10 不妊治療支援事業【施策 1】

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。

保) 保健所

重点項目 11 産婦人科救急医療運営事業 [施策2]

産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「産婦人科救急情報オペレーター業務」、及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦の不安を解消する「産婦人科救急電話相談」を引き続き実施していきます。

保) 保健所

重点項目 12 乳幼児健康診査の充実 [施策3]

4 か月児、10 か月児（再来）、1 歳 6 か月児、3 歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、「疾病や障がいの早期発見」「健全な発育・発達の促進」「育児不安の軽減」を図ります。

なお、3 歳児健診時に新たに聴覚障がいの早期発見体制を強化するとともに、未受診者の状況確認等について、より一層強化していきます。

【健診受診率】

4 か月児 H20 年度：99.7%⇒H26 年度：現状維持
1 歳 6 か月児 H20 年度：95.3%⇒H26 年度：増やす
3 歳児 H20 年度：93.9%⇒H26 年度：増やす

保) 保健所

基本施策 1 安心して妊娠・出産できる体制づくり

すべての妊婦が、より安全で安心な出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査費用の公費負担制度等を広く周知し、未受診妊婦の解消を図るとともに、妊娠期の不安を軽減する支援、育児に関する知識や技術の提供など、妊娠期から一貫した相談支援体制の整備に努めます。

また、子どもを望む夫婦が、あきらめずに不妊治療を続けられるよう、経済的・精神的な支援を続けます。

【安全な妊娠・出産への支援】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-1-1	未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業	重点項目 8 を参照（46 ページ）	保) 保健所
2-1-2	妊婦一般健康診査	「より安全で安心な出産」を迎えるために、公費負担により、14 回の健康診査を実施する。	保) 保健所
2-1-3	妊婦甲状腺機能スクリーニング	妊娠初期に甲状腺機能の検査を行って早期発見・治療することにより、流産や早産、妊娠中毒症、出生児の甲状腺機能などへの影響を未然に防止する。 【受検率】 H20 年度：65.2%⇒H26 年度：70%	保) 衛生研究所

【妊娠期の不安軽減・子育ての知識や技術の提供】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-1-4	【新規】妊婦支援相談事業	重点項目 9 を参照（46 ページ）	保) 保健所
2-1-5 再掲 (2-3-12)	妊産婦・母性・女性の健康相談	妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体と心の変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を保健センターで実施する。	保) 保健所

2-1-6	母親教室・両親教室・ワーキングマタニティスクール	初めての出産を迎える夫婦に、妊娠・出産・育児の知識を普及し、親としての意識が高まるよう、「講義・実習・交流会」等を実施する。 【教室参加者数】 H20 年度：7,895 人⇒H26 年度：増やす	保) 保健所
2-1-7	マタニティクッキング教室	初めての出産を迎える妊婦に、妊娠中の食生活の重要性を普及啓発する料理教室を保健センターで実施する。 【開催回数、参加者数】 H20 年度：61 回、730 人⇒H26 年度：増やす	保) 保健所

【不妊治療を受ける夫婦への支援】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-1-8	不妊治療支援事業	重点項目 10 を参照 (46 ページ)	保) 保健所

基本施策 2 周産期医療及び小児医療体制の充実

産婦人科疾患についての相談を受けることで妊婦の不安を軽減するとともに、産婦人科救急患者が迅速に適切な治療を受けられる体制を、引き続き継続していきます。

また、子どもの医療については、夜間・休日の救急医療体制を確保するほか、医療費を助成することで、安心して医療を受けられる体制を維持します。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-2-1	産婦人科救急医療運営事業	重点項目 11 を参照 (47 ページ)	保) 保健所
2-2-2	夜間急病センター	夜間急病センター（小児科の診療時間：19 時～翌朝 7 時）の運営により、夜間の急病患者の医療を確保する。	保) 保健所
2-2-3	土曜午後・休日救急当番運営事業	土曜午後及び日曜・祝祭日に当番体制を組むことにより、休日昼間の急病患者の医療を確保する。	保) 保健所
2-2-4	二次救急医療機関運営事業	救急医療機関との円滑な連携体制のもとに、休日夜間等に入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保する。	保) 保健所
2-2-5	小児慢性特定疾患対策の充実	小児慢性特定疾患児の療養支援を実施し、子育て家庭の医療費の軽減を図る。また、療養生活における不安の解消を図るため、療育に関する相談、指導を行う。	保) 保健所
2-2-6	障がい児医療訓練事業	心身に障がいのある乳幼児を早期に診断し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などを行う。	子) 児童福祉総合センター
2-2-7	子ども医療費助成	小学生までの子どもに対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保) 保険医療・収納対策部

基本施策 3 子どもと母親の健康を守る取り組み

子どもが健やかに育つよう、疾病・障がいの早期発見が図られる体制及びきめ細やかに相談を受けられる体制を維持します。

「食」に関する知識と「食」を選択する能力を身につけ、豊かな食生活を送ることができる能力をはぐくむ「食育」を推進します。

また、母親となる女性が健康を維持できるような健診体制も確保していきます。

【疾病や障がいの早期発見】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-3-1	乳幼児健康診査の充実	重点項目 12 を参照 (47 ページ)	保) 保健所
2-3-2	新生児マス・スクリーニング	全新生児を対象に、先天性代謝異常疾患を早期発見するための検査を実施する。なお、乳児突然死やインフルエンザ脳症等の未然防止も含めて対象疾患の追加を検討する。 【対象疾患】 H20 年度：27 疾患⇒H26 年度：30 疾患	保) 衛生研究所
2-3-3	神経芽細胞腫マス・スクリーニング	1 歳 6 か月児を対象に神経芽細胞腫を早期発見するための検査を実施する。 【受検率】 H20 年度：74.8%⇒H26 年度：80%	保) 衛生研究所
2-3-4	胆道閉鎖症スクリーニング	生後 1 か月児を対象に、胆道閉鎖症を早期発見するための検査を実施する。 【受検率】 H20 年度：97%⇒H26 年度：100%	保) 衛生研究所

【疾病や事故の予防】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-3-5	チャレンジむし歯ゼロセミナー	1 歳～2 歳の乳幼児と保護者に対しての、食生活や歯磨きの集団指導を保健センターで実施する。 【むし歯のない 3 歳児の割合】 H20 年度：78.2%⇒H24 年度：80%以上	保) 保健所
2-3-6	乳幼児期から始める生活習慣病予防啓発	保護者を対象に、生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を実施する。 【健康教育参加者数】 H20 年度：3,005 人⇒H26 年度：増やす	保) 保健所
2-3-7	子どもの事故予防、心肺蘇生法の普及啓発	乳幼児の家庭内における事故予防や心肺蘇生法等に関する正しい知識の普及啓発を実施する。 【乳幼児健診等における啓発者数】 H20 年度：14,725 人⇒H26 年度：増やす	保) 保健所
2-3-8	予防接種の推進	乳幼児を対象に、予防接種法に基づく予防接種（麻しん、風しん等）を実施する。 【麻しんの第 1 期、第 2 期予防接種率】 第 1 期 H20 年度：98.3%⇒H26 年度：98.5% 第 2 期 H20 年度：91.3%⇒H26 年度：95.0%	保) 保健所

【親を対象とした相談・指導】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-3-9	乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、子どもの発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図るため、保健センターで個別の発達相談を行う。	保) 保健所
2-3-10 再掲 (1-2-8)	母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	重点項目 7 を参照 (42 ページ)	保) 保健所
2-3-11 再掲 (1-2-9)	保健と医療が連携した 育児支援ネットワーク 事業 (育児支援家庭訪問 事業)	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所

2-3-12	妊産婦・母性・女性の健康相談	妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体と心の変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を保健センターで実施する。 【相談利用者延べ件数】 H20 年度：5,688 人⇒H26 年度：増やす	保) 保健所
--------	----------------	--	--------

【食育の推進】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-3-13	「食育」の推進事業	「食育推進計画」に基づき、子どもの生活習慣を向上させるため、「北海道型食生活」の普及啓発を行う。	保) 保健所
2-3-14	離乳期講習会	生後3～7か月児の親を対象に、離乳食についての講習会を保健センターで実施する。 【開催回数、参加者数】 H20 年度：215 回、5,804 人⇒H26 年度：増やす	保) 保健所
2-3-15	親子料理教室	幼児、小・中学生と親を対象に健康づくりのための食生活を学ぶ料理教室を、保健センターや学校で実施する。 【参加人数】 H20 年度：1,032 人⇒H26 年度：増やす	保) 保健所
2-3-16	たのしい保育所給食の推進	保育所において、保育所給食の献立作成、食育に関する情報提供を実施することで、保育所給食を通した「子ども一人ひとりの食べる力」をはぐくむ。 【食教育教室実施保育所の割合】 H20 年度：100%⇒H26 年度：現状維持	子) 子育て支援部

【女性の健康支援】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-3-17	女性のフレッシュ健診	生活習慣病予防を目的に、18歳～39歳の女性を対象に、健康診断と骨粗しょう症健診を実施する。 【受診者数】 H20 年度：1,142 人⇒H24 年度：増やす	保) 保健所
2-3-18	乳がん健診	乳がんの早期発見を目的に、40歳以上の女性を対象に、乳がん健診を実施する。 【受診率】 H20 年度：20.8%⇒H24 年度：50%	保) 保健所
2-3-19	子宮がん健診	子宮がんの早期発見を目的に、20歳以上の女性を対象に子宮がん健診を実施する。 【受診率】 H20 年度：31.9%⇒H24 年度：50%	保) 保健所

基本施策4 思春期の心と身体の健康づくり

思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康相談などの充実を図るとともに、関係者の連携により、家庭・学校・地域における支援システムを引き続き整備していきます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
2-4-1	若者の性に関する知識の普及啓発	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を充実する。 【普及啓発人数】 H20 年度：12,948 人⇒H26 年度：増やす	保) 保健所
2-4-2	思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性・たばこ等に関する健康教育を行う。 【授業支援事業実施学校数】 H20 年度：69 校⇒H26 年度：増やす	保) 保健所

2 4 -3	思春期精神保健ネットワーク会議	思春期の精神保健に携わる関係機関（保健福祉・医療・教育・司法）が情報を共有し、困難ケースの検討等を行い、連携を強化する。	保）保健福祉部
2 4 -4	思春期特定相談事業	心の問題に悩む青少年や家族の相談を受けて支援するとともに、青少年に関わる専門職への指導・助言や研修会等を開催する。	保）保健福祉部

[マス・スクリーニング]

多くの人を対象として、早期発見により治療が可能な病気を見つけるための検査のこと。

[食育]

「食」に関する知識と「食」を選択する能力を身につけ、豊かな食生活を送ることができる能力をはぐくむこと。

基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり

課題と方針

働きながら子育てできる社会を実現するためには、企業における取り組みが重要です。第2章（20ページ）でみたように、平成19年に札幌市内の企業に対して実施したアンケート調査では、約9割の企業が「仕事と生活のバランスがとれてこそ、よりよい仕事の成果が得られる」と考えている一方で、「仕事と家庭の両立を（法律の範囲を超えて）積極的に支援している（していきたい）」と考えている企業は、5割弱に留まっており、今後も、ワーク・ライフ・バランス（9ページ参照）の重要性について、さらなる普及啓発が必要と考えられます。

また、法律の範囲を超えた積極的な取り組みは難しいと考えている企業の7割弱が、その理由を「費用や人に余裕がないため」と答えており、行政による財政的支援を望んでいます。

札幌市ではこれまでも、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認証し、アドバイザーの無料派遣や初めて育児休業を取得した従業員が出た中小企業には助成金を支給するなど様々な支援をしてきましたが、今後は、それらに加え、ワーク・ライフ・バランスを推進できる人材育成に向けた認定制度の創設を目指すなど、ワーク・ライフ・バランスのさらなる普及を図っていきます。

一方、子育てをしながら安心して働き続けるためには、十分な数の保育所を整備することが必要です。第2章（25ページ）でみたように、札幌市では、順次、認可保育所を整備してきましたが、利用希望も急激に増加しており、依然として待機児童が解消されない状況にあります。

したがって、今後、認可保育所の整備を重点的に進める一方で、保育者の居宅などを活用する「家庭的保育事業」の試行的実施など、待機児童の解消に向けた新たな施策を進めていきます。

さらに、認可保育所を整備する際には、地球温暖化防止のため、環境に配慮した施設整備を行うことが必要となっていることから、環境負荷の軽減、自然エネルギーの利用及びエネルギー・資源の有効活用を図る「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」の整備を進めていきます。

また、就労形態や就労時間が多様化している現在では、仕事を続けていくためには、平日の保育だけでなく、延長保育など、多様な保育サービスを確保する必要があります。

さらに、子どもの病気により何日も仕事を休まなければならないことで、多くの子育て家庭が苦勞しています。札幌市では、病気回復期にある児童（生後5か月～小学3年）を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、病院等に付設した施設において一時的に預かる事業を既に実施していますが、今後は、実施施設を増やしていくとともに、子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員制のサポーター組織での病児・病後児の緊急の預かりサービスを実施し、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。

このように、サービスの量的な充実を進めていくのはもちろんですが、人間形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの成長に大きな影響を及ぼす保育所においては、保育環境や保育内容の「質」を向上させる取り組みも重要です。

現在では、子育て家庭への支援、障がい児の受け入れ、地域の子育て支援の拠点としての役割等、多くの役割が保育所に求められるようになっており、保育士などの専門性の向上をはじめとした保育所職員の資質のより一層の向上に計画的に取り組んでいくとともに、施設や人員配置など保育環境の強化に向け、国に対し要望を行っていく必要があります。

重点項目13 ワーク・ライフ・バランス推進事業【施策1】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発と取り組みの促進を目的に、積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、合わせて認証企業に対する支援（アドバイザー派遣・助成金支給）を引き続き実施していきます。

また、従業員への支援という観点から、企業の中で取り組みを進める「推進員」を認定する制度を創設します。

【仕事と家庭の両立支援について「積極的に支援している」「積極的に支援していきたい」企業の割合】
H26年度：60.0%

子) 子ども育成部

重点項目 14 認可保育所等整備事業【施策 2】

① 認可保育所の整備

待機児童の解消を目指して、認可保育所の創設や増改築等の整備を進めて定員を増やします。
なお、計画期間中においても、保育需要の増減に対して柔軟に対応していきます。

【認可保育所定員】H22 年 4 月：17,845 人⇒H27 年 4 月：21,345 人

② 家庭的保育事業（保育ママ）新規

増加する保育ニーズに対応するため、保育者の居宅などを利用した「家庭的保育事業」を試行的に実施し、今後の事業展開について検討を行っていきます。

③ 環境に配慮した保育所（「エコ保育園」）の推進 新規

保育所の新築・改築時に、太陽光発電などの環境に配慮した設備を設置し、CO₂削減や資源の有効活用を図り、また、児童に地球環境の大切さを知ってもらうよう取り組みます。

子) 子育て支援部

重点項目 15 就労形態に応じた多様な保育サービス【施策 3】

① 延長保育事業

就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、通常の開所時間（午前 8 時～午後 6 時）より早朝 1 時間早い開所を促進し、さらに夕刻の 1 時間または 2 時間の延長保育の実施か所数を増やします。

【実施か所数】H20 年度：156 か所⇒H26 年度：209 か所

② 休日保育事業

就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を拡充します。

【実施か所数】H20 年度：2 か所⇒H26 年度：5 か所

子) 子育て支援部

重点項目 16 病児・病後児への保育サービス【施策 3】

軽度の病気の児童、または病気回復期にある児童（病児・病後児）を、就業や急用などで家庭で保育できない保護者に代わって、病院等に付設した施設や、会員制のサポーター組織が、有料で一時的に預かります。

① 病後児デイサービス事業（医療機関併設型）

病後児（生後 5 か月～小学校 3 年生）を一時的に預かる病院等の併設施設を増やします。

【事業実施施設数】H21 年度：5 か所⇒H26 年度：7 か所

② さっぽろ子育てサポートセンター事業

サービス提供者と依頼者の会員組織で実施している、保育園の送迎や小学校等の終了後の子どもの預かりに加え、今後は、病児・病後児の緊急の預かりサービスを実施します。

【利用件数】H20 年度：11,025 件⇒H26 年度 13,222 件（緊急預かりサービスを除く）

子) 子育て支援部

基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を認証するとともに、所定の要件を満たした企業には助成金を支給するなど、実効性のある取り組みを進めていきます。

また、男女共同参画の観点や雇用の観点など、関係する分野が連携して、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
3-1-1	ワーク・ライフ・バランス推進事業	重点項目 13 を参照（52 ページ）	子) 子ども育成部
3-1-2	快適な職場づくり支援事業	ワーク・ライフ・バランスや労働条件等の様々な問題について、解決のために必要な知識の提供や各種相談機関を紹介	経) 雇用推進部

		介するためのリーフレット作成などを実施する。 【リーフレット発行数】 H20 年度：4,000 部⇒H26 年度：現状維持	
3-1-3	市内企業に対する啓発事業	企業向け情報誌「経済情報さっぽろ」等で、市内の中小企業等に対して、長時間労働の是正、育児休業の取得促進、子育て後の再就職システムの確立等に関する理解と協力を求める。 【啓発を行った延べ企業数】 H20 年度：7,000 社⇒H26 年度：現状維持	経) 産業振興部
3-1-4	育児休業法等の普及啓発	ポスターやパンフレットの掲示、ホームページ等を活用し、企業や市民に対して育児休業法等の普及啓発を行う。	経) 雇用推進部
3-1-5	仕事と家庭の両立を促進するための啓発	家事・育児などの責任を男女が共に担い、結婚・出産時においても継続して働き続けることができるよう、男女問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。	市) 男女共同参画室
3-1-6	女性の再就職支援事業	就業サポートセンターにおいて、セミナー、カウンセリングを組み合わせた職業相談、職業紹介を行うことにより、再就職を目指す女性に対する就職活動を支援する。	経) 雇用推進部

基本施策2 保育所などの整備

計画的に認可保育所の整備を進め、定員を増やし、増大する保育需要に対応していきます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
3-2-1	認可保育所等整備事業	重点項目 14 を参照 (53 ページ)	子) 子育て支援部

基本施策3 保育サービスの質の向上

保育所職員の研修のあり方などを計画化するとともに、施設や人員配置など保育環境の強化に関して国に要望していくなど、保育の質の向上に向けた取り組みを進めます。また、認可外保育施設についても、保育内容や保育環境の把握、指導に努めます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
3-3-1	保育の質の向上	保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、保育実践の改善・向上、子どもの健康及び安全の確保などへの取組を行うが、その中でも特に根幹をなす保育士等の資質・専門性のより一層の向上に向け、保育所職員を対象とした研修を体系化し、研修の実施など必要な支援を行うとともに、施設や人員配置など保育環境の強化に向け、国に対して要望を行う。	子) 子育て支援部
3-3-2	認可外保育施設立入調査（巡回指導）	認可外保育施設の保育内容・保育環境の向上のため、立入調査（巡回指導）及び立ち上げ時の事前指導を行う。 【立入調査及び巡回指導数】 H26 年度：170 回	子) 子育て支援部

基本施策4 働き方に合わせた多様なサービス

現在実施している延長保育等の拡充に努めるとともに、地域の力を活用するなどして、子育て家庭のニーズに合った保育サービスを展開していきます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
3-4-1	就労形態に応じた多様な保育サービス	重点項目 15 を参照 (53 ページ)	子) 子育て支援部

3-4-2	夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施する。 【実施箇所数】 H20年度：3か所⇒H26年度：現状維持	子) 子育て支援部
3-4-3	病児・病後児への保育サービス	重点項目16を参照（53ページ）	子) 子育て支援部
3-4-4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で児童を一時的に預かる。 【実施施設数】 H20年度：5か所⇒H26年度：6か所	子) 児童福祉総合センター

基本施策5 児童クラブ等における留守家庭への支援

小学校入学後も、安心して働けるよう、放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童の居場所を確保します。

なお、対象学年を4年生に拡大することなど、施策の充実について、検討します。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
3-5-1	留守家庭児童対策事業（児童クラブ）	放課後に保護者が就労等により不在となる児童に対して、児童会館やミニ児童会館において、安全で安心に過ごせる居場所を提供する。 【児童クラブ数】 H20年度：150か所⇒H26年度：166か所	子) 子ども育成部
3-5-2	民間児童育成会への支援	放課後に保護者が就労等により不在となる児童を対象に、安全で安心に過ごせる居場所を提供している「民間児童育成会」の運営を、助成金の交付等により支援する。	子) 子ども育成部

基本目標 4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり

課題と方針

平成 20 年度に行った実態調査では、4 割から 5 割の親が「子育てに対する不安感や負担感を感じている」と回答しています（12 ページ参照）。5 年前の調査よりは減少しているものの、依然として子育てに対する不安・負担は大きい状況といえます。

地域のつながりが弱まっていること、札幌市において特に三世帯同居が少ないことや子育てをするうえで頼りになる親族と離れて住んでいる世帯が多いことなどの、子育て世帯が孤立する傾向があることが、不安感の背景の一つにあると考えられます。

札幌市では、子育て家庭に身近な地域や区、さらには全市レベルにおいて、すべての家庭を視野に入れた子育て支援を展開してきました。

これまでの取り組みとして、市内の各地域においては、乳幼児を持つ親子が自由に集い交流できる地域主体の子育てサロンの立ち上げを推進し、ほぼすべての小学校区に設置されるなど、市民と行政が連携した子育て支援の環境づくりの輪が大きく広がりをを見せています。

また、区においては、区保育・子育て支援センター（ちあふる）を区における子育て支援の中心的役割を担う施設と位置づけ、順次設置しているところです。さらには、全市的な子育て支援の中核を担う施設として「札幌市子育て支援総合センター」を平成 16 年度に設置し、子育て支援体制の骨格が整備されてきています。

今後は、より効率的に子育て支援策を展開するため、子育て支援体制の検証を進めるとともに、区保育・子育て支援センター（ちあふる）のさらなる増設や、地域の多様な資源を活用した子育てサロンの質的拡充などを進めていきます。

また、安心して子育てをするためには、子育てに伴って生じる悩みごとを気軽に相談できる体制が必要です。札幌市ではこれまでも、様々な分野における相談窓口を設置して子育てを支えてきました。今後、これらの相談窓口がより多くの方に活用されるよう、子育て家庭などへの周知を図っていくとともに、各相談窓口の連携をより一層進めていくことなどにより、適切に相談を受けられる体制を維持していきます。

経済的な支援については、特に 20 代～30 代の子育て世代の半数以上が「子育て家庭への経済的な支援策」を求めています。

国の制度として実施している事業については、さらなる制度の充実を国に求めていく必要があります。また、厳しい財政状況ではありますが、市独自で検討できるものについては、子育て家庭全体を視野に入れて、受益と負担の均衡を図りながら今後も実施に努めます。

さらに、昨今、親の所得格差が子どもの教育環境に影響を与えていることが指摘されています。家庭の経済状況によって子どもの進学の可能性が狭められることのないよう、奨学金など、子どもに直接に利益を与える制度の充実を検討していきます。

重点項目 17 地域での子育てサロン 【施策 1】

子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンの立ち上げや運営の支援を行うほか、引き続き地域の児童会館で子育てサロンを開催します。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、質的な拡充を図っていきます。

【延べ開催日数】H20 年度：2,996 回⇒H26 年度：3,295 回

子) 子育て支援部

重点項目 18 企業・団体と連携した多様な子育て支援事業 [施策 1]

企業・団体等から寄贈される絵本の受け入れや、子育てイベントの共催のほか、商業施設の空きスペースを活用した子育て支援事業の展開など、企業や団体と協働で子育て支援に取り組みます。

【事業連携した企業・団体数】 H20 年度：3 団体⇒H26 年度：15 団体

子) 子育て支援部

重点項目 19 一時預かり事業 [施策 1]

断続的・短時間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する等の場合に、認可保育所等において一時的に保育を実施する「一時預かり事業」を拡充していきます。

【実施か所数】 H20 年度：81 か所⇒H26 年度：125 か所

子) 子育て支援部

重点項目 20 区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業 [施策 1]

保育所機能の他にさまざまな子育て支援機能を持った、区における子育て支援の中心的役割を担う「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」を整備します。

平成 24 年度までに 7 区まで設置し、残りの区の整備について、既存の公共施設の活用を含め、検討を進めていきます。

【整備か所数】 H21 年度：5 か所⇒H24 年度：7 か所

子) 子育て支援部

重点項目 21 児童家庭支援センター運営費補助事業 [施策 2]

児童福祉施設の職員が、児童相談所との連携の下で、24 時間体制で子育てに関する様々な相談を受け、必要な支援を行っています。

子どもに関する問題が複雑化・多様化するなかで、地域に密着した場において、児童福祉の専門職が子育ての悩みに迅速に対応できる体制がより一層求められていることから、増設を図っていきます。

【設置か所数】 H20 年度：2 か所⇒H26 年度：5 か所

子) 児童福祉総合センター

重点項目 22 奨学金 [施策 3]

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な子どもに返還義務のない奨学金を支給します。支給人員を増やし、事業のより一層の充実を図っていきます。

【採用者数の拡大】 H20 年度：698 人⇒H22 年度：約 1,300 人

教) 学校教育部

基本施策1 地域における子育て支援の推進

地域の様々な資源を活用した子育て支援体制の充実を図るとともに、社会全体の啓発活動も進めます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
4-1-1	地域での子育てサロン	重点項目 17 を参照 (56 ページ)	子) 子育て支援部
4-1-2	地域子育て支援事業	子育てに関する情報提供、出前子育て相談を含む各種相談、育児サークルの支援、子育てアドバイザーやボランティアの育成など、地域で子育て家庭を支えるための様々な取り組みを実施する。 【子育て情報ダイヤル相談件数】 H20 年度：1,006 件⇒H26 年度：1,106 件	子) 子育て支援部
4-1-3 再掲 (3-4-3)	病児・病後児への保育サービス	重点項目 16 を参照 (53 ページ)	子) 子育て支援部
4-1-4	企業・団体と連携した多様な子育て支援事業	重点項目 18 を参照 (57 ページ)	子) 子育て支援部
4-1-5	一時預かり事業	重点項目 19 を参照 (57 ページ)	子) 子育て支援部
4-1-6	区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業	重点項目 20 を参照 (57 ページ)	子) 子育て支援部
4-1-7	地域子育て支援センター事業	地域の保育所を活用して、子育て家庭を対象とした育児相談、施設開放による育児サークルへの支援などを実施する。	子) 子育て支援部
4-1-8	子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成などを実施する。 【新規登録組数】 H20 年度：2,746 組⇒H26 年度：2,884 組	子) 子育て支援部
4-1-9	男女共同参画センターにおける子育て支援事業	男女共同参画センターの主催事業において託児を行う。 【男女共同参画センター主催事業での託児実施率】 H20 年度：100%⇒H26 年度：現状維持	市) 男女共同参画室
4-1-10	図書館（室）における読み聞かせ事業	中央図書館、地区図書館、地区センター図書室の一部で、保護者や乳幼児に読み聞かせを定期的に実施する。 【実施回数】 H20 年度：860 回⇒H26 年度：900 回	教) 中央図書館
4-1-11	さっぽろ親子絵本ふれあい事業	乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、乳幼児 10 か月健診会場で行われている絵本の読み聞かせに併せ絵本一冊を配布する。	子) 子育て支援部
4-1-12	さっぽろ市民子育て支援宣言事業	「子育て家庭にやさしいまち」を目指し、市民や企業が「自らができる子育て支援行動」を意思表示（宣言）することで、子育て支援の意識向上を図る。 【個人宣言者数】 H20 年度：5,665 人⇒H26 年度：10,000 人	子) 子育て支援部

基本施策2 子育て家庭に対する相談・支援体制の充実

子育て家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携していくことで、子育ての不安を軽減するきめ細やかな相談体制をつくります。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
4-2-1	児童家庭支援センター運営費補助事業	重点項目 21 を参照 (57 ページ)	子) 児童福祉総合センター
4-2-2	育児不安保護者支援事業(くりのみグループ)	子育てに不安・困難のある保護者に、自己表現や意見交換、専門職からの助言を通して自己解決能力を高める自由な話し合いの場を設ける。 【参加者数】H20 年度：6 人⇒H26 年度：15 人	子) 児童福祉総合センター
4-2-3	家庭児童相談員の配置事業	各区に家庭・児童問題の相談窓口を設け、関係機関や団体等との連携を図りながら問題解決にあたる。 【各区に配置する家庭児童相談員数】 H20 年度：10 人⇒H26 年度：現状維持	子) 児童福祉総合センター
4-2-4	幼児教育相談	保護者から、就学前の幼児の「発達上の問題」「適応上の問題」「子育ての悩み」に関する相談を受け、支援する。	教) 学校教育部
4-2-5	教育相談	児童生徒、保護者、教員等に対して、「不登校」や「特別支援教育」等に関わる相談支援を行う。	教) 学校教育部
4-2-6 再掲 (1-1-6)	子どもの権利の救済(子どもアシストセンター)	重点項目 4 を参照 (42 ページ)	子) 子どもの権利救済機関

基本施策3 経済的な支援の取り組み

経済的な理由から進学が難しい子どもを減らすために奨学金制度を拡充するとともに、子育て家庭の負担軽減を目的に、受益と負担の均衡を図りながら制度の維持・拡充に努めます。

【教育の機会を広げるための給付】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
4-3-1	奨学金	重点項目 22 を参照 (57 ページ)	教) 学校教育部
4-3-2	特別奨学金	技能習得を目的とした学校に学ぶ、生活困難な世帯の子どもに対し、奨学金を支給する。	子) 子育て支援部

【子育て家庭の負担軽減】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
4-3-3	保育所保育料の軽減	保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定するとともに、国に対して、徴収金基準額の改善・見直しを要望する。	子) 子育て支援部
4-3-4	私学助成	私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するほか、公私格差の緩和のため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校の教材教具の購入費等に対して補助を行う。	教) 学校教育部
4-3-5	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる小・中学生が、支障なく義務教育を受けられるよう、保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。	教) 学校教育部

4-3-6	助産施設	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所して助産を受けられる「助産施設」を維持する。 【助産施設数及び定員】 H20 年度：5 施設 18 床⇒H26 年度：現状維持	子) 子育て支援部
4-3-7	災害遺児手当	災害による遺児を扶養する方に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給する。 災害遺児基金のさらなる造成に努め、手当額等を充実する。	子) 子育て支援部
4-3-8	特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業	既存の特定優良賃貸住宅を活用して、子育て世帯に対する家賃の補助を拡大することで経済的負担を軽減し、子育てしやすい良質な住宅を提供する。	都) 市街地整備部

～子育て世帯を対象にした手当～（平成21年10月現在）

経済的な支援としては、法律で定められた手当制度があります。
全国どこでも同じ取り扱いとなっております。

1

児童手当

小学校修了前までの子どもを養育する保護者等を対象にした手当

2

児童扶養手当

母子家庭等で子どもを養育する母親等を対象にした手当

3

特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある子どもを養育する保護者等を対象にした手当

4

障害児福祉手当

重度の障がいのある子どもを対象にした手当

基本目標 5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり

課題と方針

第2章(31ページ)でみたように、札幌市では、児童虐待件数の急増を受け、虐待を理由として児童養護施設等で養育を受ける子どもが増加しています。

虐待をはじめとする不適切な養育環境で育った子どもたちには、特定の大人との愛着関係の中での個別的な支援が必要な場合が多く、国においては、社会的養護(34ページ)にあたって、家庭的な環境の下での個別的な養育が望ましいとの見解を示しています。

札幌市においても、虐待を受けて心に傷を負う子どもたちが増加している現状を受けて、個別的なケアを必要とする子どもたちに適切な環境を提供できるよう、里親や既存施設におけるケア単位の小規模化の推進など、家庭的な養育体制の整備を進めていくこととしました。

また、社会的養護の下で育った子どもたちは、自立の際にも保護者からの適切な支援を受けられない実態があります。このような子どもたちの自立を援助する方策として、自立援助ホーム事業を実施します。

さらに、施設等において、子どもたちが質の高い支援を受けられるよう、職員研修などにより施設職員の一層の資質の向上を図るほか、入所児童の権利を擁護する取り組みを進めていきます。

身体障がい、知的障がい、発達障がい等に関しては、早期発見及び早期の適切な療育が必要とされます。札幌市では、現在も様々な方法で早期発見・早期療育に取り組んでいますが、今後も、不安を抱える親の心情に寄り添いながら、適切な支援を進めていくとともに、負担軽減のために各種サービスを引き続き実施していきます。

また、「障がいの有無に関わらず、同じように当たり前に生活できる」という、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある子どもが、幼稚園・保育園・児童会館などにおいても、必要な支援を受けながら健常児とともに過ごせるような体制に努めるとともに、学校教育の場面でも、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを進めていきます。

また、札幌市は、全国平均と比べて離婚率が高く、母子家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っており、子どもの養育、住居、収入など様々な面において困難に直面しています。

特に収入面では、平成19年度に札幌市が実施した調査で、母子家庭のうち71.3%が年収250万円未満となっており、生活に困窮していることがうかがわれます。

札幌市では、平成20年に「札幌市母子家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を目的とした取り組みを進めてきましたが、今後も同様の取り組みを進めていき、父子家庭を含むひとり親家庭の自立を援助するとともに、その施策の充実が図られるよう、今後も引き続き国に対し要望していきます。

表6 政令指定都市の離婚率（平成20年）

札幌	2.42	名古屋	2.07
仙台	1.93	京都	1.92
さいたま	1.81	大阪	2.73
千葉	2.04	堺	2.29
横浜	2.03	神戸	2.05
川崎	2.03	広島	2.03
新潟	1.60	北九州	2.25
静岡	1.77	福岡	2.25
浜松	1.70	—	—

＜資料＞厚生労働省「人口動態統計月計年報」

表7 母子家庭の収入状況（平成19年度）

150万円未満	24.7
150～200万円未満	27.4
200～250万円未満	19.2
250～300万円未満	10.5
300～350万円未満	5.4
350～400万円未満	2.8
400～450万円未満	2.3
450～500万円未満	1.5
500万円以上	2.3
無回答	3.8

＜資料＞札幌市母子家庭等自立促進計画

重点項目 23 家庭的な養育環境の整備 【施策1】

家庭で養育できない事情のある子どもを自宅で養育する里親を募集し、里親登録数の増加を目指すとともに、里親登録の際には必ず事前研修を行い、養育に関する知識と技術の習得を支援するほか、里親制度の普及啓発も図っていきます。また、自らの住居等（ファミリーホーム）で養育する事業者に対して助成する「ファミリーホーム事業」を実施します。

さらには、地域小規模養護施設を新たに設置するとともに、既存施設においても、家庭的な養育が必要な子どもに適切な環境を提供できるよう、ケア単位の小規模化にも取り組みます。

【里親登録数】H20年度：130組⇒H26年度：140組

【ファミリーホーム設置数】H26年度：5か所

【機能見直し（小規模ケア化）施設数】H26年度：1か所

【地域小規模児童養護施設数】H26年度：1か所

子) 子育て支援部
子) 児童福祉総合センター

重点項目 24 特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携

【施策2】

障がいのある子どもや発達の遅れのある子どもなどに対する、幼稚園・保育所等での支援体制を構築していきます。

また、小学校入学後にも引き続き適切な支援を受けられるよう、連絡会議の開催などにより、幼稚園・保育所等と小学校との連携体制を強化していきます。

教) 学校教育部
子) 子育て支援部

重点項目 25 特別支援教育の推進体制の充実 【施策2】

学校において、障がい児が、障がいの程度や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、「学びの手帳」の発行や、特別支援教育支援員の活用体制を整備するなどして、特別支援教育を推進していきます。

教) 学校教育部

基本施策1 社会的養護の取り組み

家庭での養育が困難な子どもに対して、適切な養育環境を提供するとともに、必要に応じて自立に向けた支援を行います。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-1-1	家庭的な養育環境の整備	重点項目23参照(62ページ)	子)子育て支援部 子)児童福祉総合センター
5-1-2	【新規】自立援助ホーム事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する児童が社会的自立を目指して共同で生活する「自立援助ホーム」を運営する団体等への助成を実施する。 【自立援助ホーム設置数】H26年度：2か所	子)児童福祉総合センター
5-1-3	【新規】児童養護施設職員研修事業	施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図る。 【基幹的職員(SV)養成人数】H26年度：12人	子)児童福祉総合センター
5-1-4 再掲 (1-2-1)	【新規】児童福祉相談・支援体制の強化	重点項目5参照(42ページ)	子)児童福祉総合センター

基本施策2 障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもへの支援

障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもが、個々の力に応じて成長していけるよう、適切な療育の場や相談の場を確保するとともに、必要な福祉サービスを提供します。

また、学校教育や保育園・幼稚園など、あらゆる場において適切な支援のもとに過ごせるよう、体制の整備を進めていきます。

【乳幼児期における早期療育】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-1	療育支援事業 (さっぽ・こども広場)	発達に心配のある子どもを対象に、市内21会場で療育支援を行い、子どもの発達を促すとともに、保護者の悩みや相談に応じ、適切な情報提供を行う。	子)児童福祉総合センター
5-2-2	先天性障がい児早期療育事業	ダウン症などの先天性疾患がある乳幼児を対象に、超早期療育により心身の発達を促すとともに、保護者への情報提供や育児支援を行う。	子)児童福祉総合センター
5-2-3	重度重複障害児外来保育事業 (のびのび広場)	重度重複障がいのある乳幼児や医療的ケアを必要とする乳幼児を対象に、小集団での保育や個別の保育を行うとともに、保護者への育児支援を行う。	子)児童福祉総合センター
5-2-4	難聴幼児療育事業	乳幼児の聞こえに関する相談を受け、診察、検査、言語聴覚療法などを行うとともに、軽度から中程度の難聴幼児を対象とした小集団での指導を行う。	子)児童福祉総合センター

【通所・通園による療育事業】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-5	肢体不自由児通園施設事業	通園により、就学前の肢体不自由児に療育機能訓練を行うとともに、保護者に対して助言・援助を行う。 障がい種別に関わらず支援する「心身総合通園施設」への移行を検討する。	子) 児童福祉総合センター
5-2-6	知的障害児通園施設事業	通園により、知的発達に心配のある障がい児に療育指導を行うとともに、保護者に対して助言・援助を行う。 障がい種別に関わらず支援する「心身総合通園施設」への移行を検討する。	子) 児童福祉総合センター
5-2-7	重症心身障害児（者）通園事業	通園により、障害者支援施設において、重度の重複障がい児（者）に運動機能等に係る訓練・指導等を行う。 【通園事業所数】 H20 年度：6 事業所⇒H26 年度：8 事業所	保) 保健福祉部
5-2-8	児童デイサービス	通園により、日常生活動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。 【事業所数】 H20 年度：42 事業所⇒H23 年度：63 事業所	保) 保健福祉部

【幼稚園・保育園・児童会館での障がい児支援】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-9	特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携	重点項目 24 を参照（62 ページ）	教) 学校教育部 子) 子育て支援部
5-2-10	障がい児保育事業（障がい児保育巡回指導含む）	保育に欠ける障がい児を保育所で受け入れ、集団保育をすることにより成長発達を促す。障がいの重度化・重複化や低年齢児の増加に対応し、受入体制や巡回指導体制の見直しを検討する。 【障がい児保育巡回指導回数】 H20 年度：207 回⇒H26 年度：320 回	子) 子育て支援部
5-2-11 再掲 (6-2-5)	児童会館等における障がい児対応の充実	児童会館やミニ児童会館が、障がい児にとっても放課後の居場所となるよう、受け入れ体制の充実を図る。	子) 子ども育成部

【学校における特別支援教育】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-12	特別支援教育の推進体制の充実	重点項目 25 を参照（62 ページ）	教) 学校教育部
5-2-13	特別支援学級の整備	障がい児が可能な限り地域の学校で学べるよう、新たな特別支援学級の開設や、簡易整備教室への追加整備等により、特別支援学級の整備を推進する。	教) 学校教育部
5-2-14	豊明高等養護学校における教育の充実	知的障がい児を対象とする「豊明高等養護学校」において、生徒の多様なニーズや新たな職域等への対応を図るため、職業学科のあり方を含めた教育内容について検討を行う。	教) 学校教育部

【家庭を支援する障がい福祉サービスと医療費助成】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-15	居宅介護事業	食事・入浴・排せつ等の介護など、ホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。 【サービス提供量/月】 H20 年度：46,128 時間⇒H23 年度：54,467 時間	保) 保健福祉部
5-2-16	短期入所事業	保護者の病気・出産・事故・介護疲れにより家庭で介護できない場合に、障がい児を一時的に施設で預かる。 【事業所数】 H20 年度：45 事業所⇒H26 年度：46 事業所	保) 保健福祉部
5-2-17	障害者（児）日常生活用具給付事業	家庭での日常生活を容易にするため、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 【給付件数/年】 H20 年度：26,318 件⇒H23 年度：32,655 件	保) 保健福祉部
5-2-18	在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス	原則として3歳以上の在宅重度障がい者（児）に紙おむつを支給することにより、日常生活における負担軽減を図る。 【制度の延べ利用人数】 H20 年度：13,961 人⇒H26 年度：18,709 人	保) 保健福祉部
5-2-19	重度心身障害者医療費助成	重度の障がい児（者）に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。	保) 保険医療・収納対策部

【相談・支援体制】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-20 再掲 (4-2-4)	幼児教育相談	保護者から、就学前の幼児の「発達上の問題」「適応上の問題」「子育ての悩み」に関する相談を受け、支援する。	教) 学校教育部
5-2-21	障がい児等療育支援事業	障がい児の地域生活を支えるため、専門職員が、療育支援・療育指導等を行い、身近な地域で支援できる体制整備を図る。 【事業を運営する相談支援事業所数】 H20 年度：7 か所⇒H23 年度：17 か所	保) 保健福祉部
5-2-22	自閉症・発達障害支援センター事業	発達障がいの早期発見、早期の支援を図るため、障がい児や家族に対する情報提供や相談支援を実施する。	保) 保健福祉部

基本施策3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、就職に向けた支援及び経済的な支援を引き続き行うとともに、必要な場合に生活の場を提供するなどして自立を支援していきます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-3-1	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保) 保険医療・収納対策部
5-3-2	母子家庭等就業支援センター事業	就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。	子) 子育て支援部
5-3-3	母子家庭自立支援給付金事業	資格取得や職業能力開発を目的とした講座を受講したり、資格取得に係る養成校に通った場合に、給付金を支給し、就職活動に有利な技能取得を支援する。	子) 子育て支援部

5-3-4	母子福祉資金貸付事業	経済的自立と生活意欲の助長を図るために必要とする資金の貸付を行い、母子家庭の自立を促進する。	子) 子育て支援部
5-3-5	母子家庭等日常生活支援事業	就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事の援助を行う。	子) 子育て支援部
5-3-6	母子生活支援施設	生活、住宅、就職等の問題を抱える母子に生活の場を提供するとともに、自立のための支援・指導を行う。 【施設数】 H20 年度：6 施設⇒H26 年度：現状維持	子) 子育て支援部
5-3-7	母子緊急一時保護事業	夫等からの暴力により緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護し、自立に向けて支援を行う。 【施設数及び部屋数】 H20 年度：1 施設 2 室⇒H26 年度：現状維持	子) 子育て支援部
5-3-8	母子家庭等自立促進計画の策定	平成 24 年度で計画期間が終了する「母子家庭等自立促進計画」について、その後の計画を母子家庭等の状況を把握するとともに国の動向を見極めながら策定する。	子) 子育て支援部

基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり

課題と方針

子どもの権利条例の趣旨である「子どもの最善の利益の実現」に向けては、成長に伴って子どもが関わるあらゆる場が、自立した社会性のある大人へと成長する場であるとの認識が必要とされます。

中でも、子どもが多くの時間を過ごす「学校」での取り組みは重要です。

学校教育においては、学力の向上とともに、外国語教育の充実など、昨今の情勢に即したカリキュラムの充実を図るほか、新たに「札幌市学校教育の重点」において、「札幌らしい特色ある学校教育」を推進することとし、すべての学校が、3つのテーマ「雪」「環境」「読書」に沿った取り組みを進めることなどにより、将来の札幌を支え、世界で活躍する自立した市民・社会人の育成を目指していきます。

さらに、不登校やいじめなどの対策として、スクールカウンセラーの、より一層の活用などを進めるとともに、学校が児童虐待の早期発見の場であるとの認識のもとに、児童相談所などの関係機関との連携を進め、適切に対応できるような体制をつくっていきます。

また、就学前の子どもが過ごす場や、就学後の子どもが学校以外で過ごす場でも、子どもの豊かな成長に配慮した取り組みが必要になります。

まず、子どもの健全な育成のためには、安心して自由に遊べる場所を地域に確保することが重要です。札幌市の調査においても、子どもが安心して遊ぶことができる場を求める意見が多数見受けられました。札幌市では、「すべての子どもたちが安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくり」について、小学校区ごとに放課後の居場所が確保されるよう、既存の児童会館やミニ児童会館を活用するとともに、児童会館が利用しにくい地域の小学校にミニ児童会館の整備を進めています。今後も、引き続き放課後の居場所づくりを進めるとともに、子どもたちや地域の声を反映させながら、事業内容の充実にも努めていきます。また、児童会館は、中学生や高校生の居場所としても活用していきます。

さらに、次代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付けながら自己を確立できるよう、幼児期から学童期を通して、学校内外において様々な体験活動の機会を充実させる必要があります。文化・芸術活動や、スポーツ活動など、多様な体験型の活動を提供するとともに、子どもの主体的な学びや活動を支援する環境の整備にも努めていきます。

また、家庭や地域、学校などの子どもの教育・支援に携わる機関が連携して、子どもの育成にあたることを明確にし、地域の教育力の向上を図りながら、地域全体が子どもを見守りはぐくんでいくための支援を進めていきます。

近年、インターネットや携帯電話が普及した結果、大人の目の届かないところで、有害情報が含まれるサイトに簡単にアクセスできるようになり、このようなサイトから発生する事件・トラブルに巻き込まれることが増えています。一方で、インターネットや携帯電話を利用した「いじめ」が深刻化している状況も生まれています。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが、被害者及び加害者になるのを防ぐために、子どもや保護者に対しての啓発活動をより一層推進していきます。

重点項目26 札幌らしい特色ある学校教育の推進【施策1】

① 雪関連事業～北国札幌らしさを学ぶ

スキー学習、雪像づくりなど雪をテーマとした学習活動が充実するよう働きかけを行います。

【中学校、高等学校におけるスキー学習実施校数】H20年度：28校⇒H26年度：70校

② 環境関連事業～未来の札幌を見つめる

札幌市の環境教育のページを活用し、学校と家庭や地域がともに環境教育にかかわる取り組みを行えるよう情報の共有を図るなど、環境をテーマとした教育活動の推進を図ります。

③ 読書関連事業～生涯にわたる学びの基礎

学校図書館運営等に関わる学校図書館アドバイザー及び中学校の学校図書館に貸出・返却業務等の補助を行う学校図書館ボランティアを派遣するなど、読書にかかわる教育活動の充実を図ります。

【学校図書館ボランティア派遣校数】H20年度：6校⇒H23年度：98校

教) 学校教育部

重点項目 27 いじめ、不登校、虐待等関連事業 【施策 1】

① いじめ対策関連事業

全児童生徒を対象にした「いじめに関する意識調査」の実施や24時間いじめ電話相談事業など、いじめの早期発見・早期対応に努めていきます。

また、ネットトラブルから子どもを守るために、専門業者によるインターネット巡視を実施するとともに、保護者、専門家、教職員などによる「札幌市『ケータイ・ネット』セーフティ推進協議会」を設置し、情報モラル教育の推進や家庭への啓発活動などについて取り組んでいきます。

② 不登校対策関連事業

不登校の要因は心的要因や家庭環境、非行など多岐にわたり、背景に児童虐待が隠れている場合もあることから、心理の専門家や児童相談所などを加えた不登校対策検討会議を設置するとともに、研究開発事業として、要因分析や支援のあり方等について研究を進めていきます。

また、すべての学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制を整えていきます。

【臨床心理士等資格を持ったスクールカウンセラーの数】

H20 年度：76 名⇒H23 年度：小中高に配置するすべてのスクールカウンセラー

③ 児童虐待対応関連事業

教育委員会と児童相談所が共同で作成した「児童虐待対応の手引」を教員に配布するとともに、これに基づく、教職員を対象とした研修会を実施し、早期発見、早期対応ができるよう努めていきます。

また、子どもの安否が確認できないなどの学校が対応に苦慮している事案については、弁護士や医師などの専門家や児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努めていきます。

教) 学校教育部

重点項目 28 放課後の居場所づくりの推進 【施策 2】

すべての小学校区に放課後などの居場所を確保するため、必要性の高い校区において、小学校の余裕教室等などを活用し、児童会館機能を備えたミニ児童会館の整備を進めます。

また、ミニ児童会館の整備が困難な小学校への対応として、モデル事業で実施している放課後子ども教室事業などにより、放課後の居場所づくりを推進します。

【児童会館などの放課後の居場所整備】 H21 年度：165 か所⇒H26 年度：190 か所

子) 子ども育成部

重点項目 29 学校・地域連携事業 【施策 5】

子どもを豊かにはぐくんでいくための地域教育力の向上と学校と地域との連携を図ることを目的として、子ども向けのプログラムを企画・実施するほか、地域人材の情報収集と活用、学校と地域の連携のあり方の検討を行います。

【実施校数】 H20 年度：50 校⇒H26 年度：80 校

教) 生涯学習部

基本施策1 充実した学校教育等の推進

外国語教育をはじめとするカリキュラムを充実し、様々な視点からの学習が可能になるよう努めます。また、施設整備により学習環境を改善するほか、不登校やいじめの問題についても引き続き取り組んでいきます。

【カリキュラム等の充実】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-1-1	国際理解教育推進事業 (中学校・高等学校ALT配置)	市立中学校・高等学校における外国語教育の改善を図るため、外国語指導助手（ALT）の増員を図る。	教）学校教育部
6-1-2	【新規】国際理解教育推進事業 (小学校ALT配置)	平成23年度の小学校「外国語活動」完全実施に対応するため、小学校への外国語指導助手（ALT）の配置のあり方について検討する。	教）学校教育部
6-1-3	国際交流員の派遣	総合的な学習の時間において、札幌国際プラザへの視察受け入れや国際交流員の派遣を実施し、国際理解・国際交流を推進する。 【国際交流員の総合的な学習の時間への派遣と受入の件数】 H20年度：49件⇒H26年度：現状維持	総）国際部
6-1-4	学力向上推進に係る事業	少人数指導や習熟度別学習について具体的な改善策を検討し、実施することを通じて学力の向上を図っていく。 【指導資料を活用する小学校教員数】H26年度：242名	教）学校教育部
6-1-5	総合的な学習の時間の支援	小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」において、図書館が持つ調査・研究のための図書資料や情報を提供する。 【参加人数】H20年度：1,904人⇒H26年度：2,000人	教）中央図書館
6-1-6	札幌らしい特色ある学校教育の推進	重点項目26を参照（67ページ）	教）学校教育部
6-1-7	さっぽろ学校給食フードリサイクル	学校給食をつくる過程で発生する生ごみを堆肥化して作物を栽培し、学校給食の食材に用いるという方法で、食育・環境教育の推進を図る。作物の種類、活用する学校数を増やし、取り組みを広げる。 【リサイクル堆肥を利用して栽培した作物を食育の教材として活用する学校数】 H20年度：257校（84%）⇒H26年度：全小中学校	教）生涯学習部
6-1-8	食に関する指導の充実	全体計画・年間指導計画に基づき、教育活動全体を通して食の指導を行う。さらに、地産地消の推進のため、北海道産の食材を使用した給食の提供や教材への活用による食の指導の充実を図る。	教）生涯学習部
6-1-9	魅力ある高校づくり	生徒の多様化や社会の変化に対応し、主体的で意欲的な学習を促すため、各学校の特色づくりを進めるとともに、中高一貫教育校設置のあり方について検討する。	教）学校教育部
6-1-10	公開講演会	一般市民や教職員を対象に、今日的な教育課題に関する公開講演会を開催する。 【参加人数】H26年度：1,300人	教）学校教育部
6-1-11	外部人材活用関連事業	学生ボランティアの派遣により、個に応じた教育活動を支援するほか、地域人材の積極的な活動を支援する。	教）学校教育部
6-1-12	福祉読本の発行	小学校のカリキュラムに合わせて、福祉読本を発行し、障がい者や高齢者への正しい知識の理解促進を図る。	保）保健福祉部

【学校施設の整備】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-1-13	学校施設整備事業	学習教育環境の向上を目指し、学校施設の新增改築や大規模改造等を計画的に行う。	教) 生涯学習部
6-1-14	学校規模適正化推進事業	学校規模適正化の検討対象地域において、具体的な検討等を行っていくとともに、「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する地域選定プラン[第2次]」の策定に向けて検討を進める。	教) 生涯学習部

【幼児教育】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-1-15 再掲 (5-2-9)	特別な支援を必要とする幼児の支援体制 の構築と小学校との連携	重点項目 24 を参照 (62 ページ)	教) 学校教育部 子) 子育て支援部

【いじめ・不登校対策】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-1-16	いじめ、不登校、虐待等関連事業	重点項目 27 を参照 (68 ページ)	教) 学校教育部
6-1-17	不登校児等グループ指導事業	不登校・引きこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身に付けるために、グループ指導を行う。	子) 児童福祉総合センター
6-1-18	メンタルフレンド派遣事業	家庭に引きこもりがちな子どもに対して、「メンタルフレンド」として登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通して子どもの社会性や自主性の伸長を援助する。 【登録者数】 H20 年度：16 人⇒H26 年度：現状維持	子) 児童福祉総合センター
6-1-19 再掲 (4-2-5)	教育相談	児童生徒、保護者、教員等に対して、「不登校」や「特別支援教育」等に関わる相談支援を行う。	教) 学校教育部

基本施策 2 放課後の居場所づくりと遊び場の提供

放課後等における居場所づくりを推進し、内容を充実させるとともに、子どもの遊び場を整備します。

【放課後の居場所づくりのための施設整備】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-2-1	放課後の居場所づくりの推進	重点項目 28 を参照 (68 ページ)	子) 子ども育成部

【放課後の居場所における事業内容の充実】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-2-2	児童会館・ミニ児童会館事業	子どもの文化的素養を培うため、児童会館やミニ児童会館で、親子工作会、スポーツ大会、サークル活動等、様々な取り組みを進める。また、学校や地域、家庭との連携強化や学習支援の取り組み等、引き続き内容の充実を図る。 【延べ利用児童数】 H20 年度：2,641,503 人⇒H26 年度：2,800,000 人	子) 子ども育成部

6-2-3	わたしたちの児童会館づくり事業	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館等の運営に主体的に関わることで、意見を表明できる機会を増やす。 今後も全館で取り組みを進め、中・高校生や地域の参画推進等、内容の充実を図る。	子) 子ども育成部
6-2-4	児童会館における中・高校生の利用促進	児童会館の開館時間を延長するなど、中・高校生の利用促進のため、事業内容の充実を図る。 【中・高校生の延べ利用人数】 H20 年度：171,185 人⇒H26 年度：190,000 人	子) 子ども育成部
6-2-5	児童会館等における障がい児対応の充実	児童会館やミニ児童会館が、障がい児にとっても放課後の居場所となるよう、受け入れ体制の充実を図る。	子) 子ども育成部

【留守家庭児童の放課後の居場所】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-2-6 再掲 (3-5-1)	留守家庭児童対策事業（児童クラブ）	放課後に保護者が就労等により不在となる児童に対して、児童会館やミニ児童会館において、安全で安心に過ごせる居場所を提供する。 【児童クラブ数】 H20 年度：150 か所⇒H26 年度：166 か所	子) 子ども育成部
6-2-7 再掲 (3-5-2)	民間児童育成会への支援	放課後に保護者が就労等により不在となる児童を対象に、安全で安心に過ごせる居場所を提供している「民間児童育成会」が、安定して運営できるよう、助成金の交付等により支援する。	子) 子ども育成部

【公園・緑地の整備】

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-2-8	公園・緑地等の整備	身近な緑を増やし、均衡のとれた街並み形成を図るとともに、今ある緑を保全、育成する。 【市民一人当たり公園緑地面積】 H20 年度：27.6 m ² ⇒H32 年度：40 m ²	環) みどりの推進部
6-2-9	個性あふれる公園整備事業	開設後 20 年以上経過した街区公園や近隣公園を、環境の変化や利用実態、市民ニーズ等を踏まえて地域に親しまれる公園に再整備する。子どもを含めた幅広い市民が計画段階から参画するよう取り組んでいく。	環) みどりの推進部
6-2-10	みんなが集い楽しむ公園緑地づくり事業	公園緑地の利活用のため、イベントの実施や情報提供を行う拠点機能の充実など、市民との協働による各種取り組みを一体的に実施する。 【利活用促進のためのイベント等実施数】 H20 年度：50 回⇒H22 年度：100 回	環) みどりの推進部
6-2-11	福祉と多世代のふれあい公園づくり事業	児童会館や子育てサロンに隣接する既設公園の中に、子育てサロン参加者の意見を取り入れたキッズコーナーを整備する。 【キッズコーナーの設置公園数】 H22 年度：10 か所	環) みどりの推進部

基本施策3 可能性を伸ばす多様な体験機会の提供

様々な分野において、体験型の事業や、企画段階から子どもが関わる事業を実施します。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-3-1	職場体験の推進	子どもたちの望ましい勤労観、職業観の育成を目指し、地元商店街や事業所、まちづくりセンター、区役所等の関係機関と学校が直接連絡を取り合うなど、地域と連携した職場体験の推進を図る。	教) 学校教育部
6-3-2	さっぽろ夢大陸「大志塾」事業	さとらんど内において、子どもたちが自ら希望する活動内容の立案や準備を行い、グループで参加しながら継続的に取り組む事業を展開する。	子) 子ども育成部
6-3-3	こどものまち「ミニさっぽろ」事業	子どもの街である「ミニさっぽろ」での職業体験や消費体験を通して、働くことの楽しさや大変さ、社会のしくみを学ぶ機会を提供し、市民自治意識を高める。	子) 子ども育成部
6-3-4 再掲 (6-2-3)	わたしたちの児童会館づくり事業	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館等の運営に主体的に関わることで、意見を表明できる機会を増やす。 今後全館で取り組みを進め、中・高校生や地域の参画推進等、内容の充実を図る。	子) 子ども育成部
6-3-5 再掲 (6-2-10)	みんなが集い楽しむ公園緑地づくり事業	公園緑地の利活用のため、イベントの実施や情報提供を行う拠点機能の充実など、市民との協働による各種取り組みを一体的に実施する。	環) みどりの推進部
6-3-6	市民との協働による都市計画制度普及事業(一部)	子ども向け都市計画普及本「ミニまち」を発行、配布していくとともに、「ミニまち」を活用した講座等を各小学校などで実施する 【講座等受講者数(累計)】 H20年度: 763人⇒H26年度: 3,800人	市) 都市計画部
6-3-7	子どものまちづくりへの参加促進事業	身近なまちづくり活動を体験する機会を区の創意や裁量により実施するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動やその取り組み方法を紹介する手引きを配布する 【子どものまちづくり体験事業の実施回数】 H20年度: 22回⇒H26年度: 30回	市) 市民自治推進室
6-3-8	お話の百貨店(子ども読書の日特別行事)	「子ども読書の日」の記念行事として、読み聞かせやパネル展示等の読書普及活動を行う。 【参加人数】 H20年度: 942人⇒H26年度: 1,300人	教) 中央図書館
6-3-9	図書館における子ども向け行事	映画会、工作会、人形劇など、子どもに親しまれる内容の行事を行い、図書館に対する関心を喚起する。 【参加人数】 H20年度: 4,010人⇒H26年度: 4,200人	教) 中央図書館
6-3-10	司法教育の推進	資料館を活用し、学校教育における司法に関する学習機会の提供を図る。	教) 生涯学習部
6-3-11	さっぽろ市民カレッジ	生涯学習センターにおいて、子ども向け講座を開催するなど、多様な生涯学習の機会を提供する。 【子ども向け講座の受講者数】 H26年度: 800人	教) 生涯学習部

6-3-12	藻岩山環境教育プログラム	藻岩山を活用し、環境保全の重要性や意識を醸成する環境教育や森林学習を行う。 【ロープウェイの小学生以下の利用者数】 H20 年度：7,339 人⇒H26 年度：9,000 人	観）観光コンベンション部
6-3-13	環境プラザにおける環境学習の機会の提供	環境教育の拠点施設である環境プラザから環境学習の機会を提供する。	環）環境都市推進部
6-3-14	自然探求サポート事業	研究者が児童の研究活動を支援し、科学的な眼を育てる。 【応募者数】 H20 年度：15 人⇒H26 年度：30 人	観）文化部
6-3-15	札幌市豊平川さけ科学館親子・子供採卵実習	サケの生態を学習するために、採卵受精作業等を行う。 【開催回数】 H20 年度：年 2 回⇒H26 年度：現状維持	環）みどりの推進部
6-3-16	一日飼育係（夏及び冬）	公募により、小学生が獣舎内の清掃やえさ作り等を行う。 【参加者数】 H20 年度：夏・22 人×2 回、冬・12 人×2 回 ⇒H26 年度：現状維持	環）円山動物園
6-3-17	野外体験事業	林間学校やアタックキャンプなど、夏季や冬季の長期休業日等に子どもたちに野外体験の学習機会を提供する。 【参加者数（累計）】 H20 年度：63,494 人⇒H26 年度：73,500 人	教）生涯学習部
6-3-18	サッポロさとらんど農業体験実習	農業体験学習を通じて「食と農の関わり」への知識と理解を深める。 【農作業体験参加者人数】 H20 年度：37,000 人⇒H27 年度：78,000 人	経）農政部
6-3-19	子ども体験農園	農業委員の指導のもと、種まき・収穫・調理を体験する。 【延べ参加人数】 H26 年度：100 人	経）農政部
6-3-20	博物館体験事業	化石採取体験学習会、植物観察会、昆虫採集会等を開催する。	観）文化部
6-3-21	博物館講座事業	博物館活動センター主催の各種講座や講演会を実施する。	観）文化部
6-3-22	芸術体験キッズプロジェクト事業	専門家によるアート講座、ワークショップを開催し、舞台芸術を学ぶ等、芸術を楽しみながら体感する。 【プロジェクト参加者数】 H20 年度：64 人⇒H26 年度：現状維持	観）文化部
6-3-23	子どもの美術体験事業	学校へのアーティストの派遣等や芸術の森美術館に小学生を招待することにより美術体験を提供する。 【参加児童数】 H20 年度：2,119 人⇒H26 年度：15,000 人	観）文化部
6-3-24	K i t a r a ファーストコンサート	小学 6 年生を対象に、オーケストラ演奏の体験機会を設ける。 【学校の参加率】 H26 年度：95.0%	観）文化部
6-3-25	こころの劇場	小学校高学年を対象に、劇団四季のミュージカルの体験機会を設ける。 【観劇率（申込者数に対する観劇者数の割合）】 H20 年度：64.5%⇒H26 年度：100%	観）文化部

6-3-26	子どもの映像制作体験事業	プロの指導のもとで本格的な映画制作を体験する。 【参加者数（累計）】 H20 年度：17 人⇒H26 年度：110 人	観）文化部
6-3-27	子ども映像制作ワークショップ	小学生向けの映像言語の教育やショート・フィルム制作のワークショップを、札幌国際短編映画祭の一環として開催する。 【参加講師数】 H20 年度：1 人⇒H26 年度：3 人	経）産業振興部
6-3-28	夏休み親子水道施設見学会	ダム、浄水場などの水道施設の見学を体験型の学習として実施し、水の大切さ等を認識してもらうとともに、水道事業への理解を深める。 【参加者の理解度】 H20 年度：87.2%⇒H26 年度：100%	水）総務部
6-3-29	下水道科学館フェスタ	下水道科学館で、小学生等を対象にしたイベントを実施し、下水道の役割・しくみについて理解を深める。 【事業実施回数】 H20 年度：年 1 回⇒H26 年度：現状維持	建）下水道河川部
6-3-30	少年国際交流事業	諸外国の人々との交流を通して、相互理解・友好親善を深めるとともに、国際的な視野の広い少年少女の育成活動を実施・支援する。	子）子ども育成部
6-3-31	さっぽろ少年 6 団体交流事業 友遊 K I D ' S ランド	市内で活動する少年 6 団体の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験コーナーを実施する。	子）子ども育成部
6-3-32	札幌市少年リーダー養成研修	子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。 【研修受講者数】 H20 年度：1,096 人⇒H26 年度：1,500 人	子）子ども育成部
6-3-33 再掲 (6-4-9)	少年団体活動補助事業	異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「札幌市子ども会育成連合会」の事業に一部補助を行う。	子）子ども育成部
6-3-34	地域ふれあい体験事業	地域の人々が習得している昔遊びや工芸等の伝承文化、体験談など豊かな経験を子どもたちに継承する取り組みを行って青少年の育成を図る。 【参加者数】 H20 年度：1,200 人程度⇒H26 年度：1,560 人	子）子ども育成部
6-3-35	ファイターズ屋内練習場 市民開放事業	ファイターズの屋内練習場を運営管理する N P O に補助を行い、少年野球を中心とした市民開放を促す。	観）スポーツ部
6-3-36	サタデー・テーリング	公共交通機関の便利さや快適さを学んでもらい、併せて交通マナーを身につけてもらうことを目的に、スタンプラリーを実施する。	交）事業管理部
6-3-37	「教えて！ファイヤーマン」事業	消防職員が消防に関する知識を教え、消防隊が現場で使用する機材に触れる等の体験を通して、消防の役割や「命の尊さ」を伝える。	消）予防部
6-3-38	ボランティア体験事業	ボランティア活動の振興を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施するボランティア体験事業に補助を行う。	保）総務部

基本施策 4 子どもの活動を支援する環境整備

学校以外での子どもの活動の幅を広げ、多様な学びの機会を提供できるような環境整備に努めます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-4-1	学校図書館地域開放事業	学校の図書室を地域における身近な文化施設として開放し、子どもの読書活動を盛んにするとともに、大人との交流の場を広げ、地域の教育力向上を図る。 【開放司書・ボランティア研修実施回数】 H20年度：10回⇒H26年度：現状維持	教) 生涯学習部
6-4-2	子ども向け図書資料の充実	子どもたちにとっての地域の身近な情報拠点である図書館(室)において、児童書の蔵書を充実させる。 【蔵書冊数】 H20年度：570,382冊⇒H26年度：590,000冊	教) 中央図書館
6-4-3	札幌市子どもの読書活動推進計画の推進	すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的な読書活動ができる環境整備について、より一層の推進を図る。	教) 中央図書館
6-4-4	体育指導委員事業	体育指導委員が、各地域のスポーツ団体等と連携を保ちながら、各種スポーツ大会の企画運営、指導を行い、青少年の健全育成に貢献する。	観) スポーツ部
6-4-5	野外活動指導者育成事業	子どもたちの野外活動の指導や様々な実践活動を支援するボランティアを育成する。 【修了者数(累計)】 H20年度：1,949人⇒H26年度：2,130人	教) 生涯学習部
6-4-6	野外教育施設管理運営事業	青少年山の家及び定山溪自然の村において、青少年の野外活動に関する様々な事業を実施する。 【利用者数】 H20年度：56,069人⇒H26年度：58,000人	教) 生涯学習部
6-4-7	青少年科学館管理運営事業	青少年科学館において、科学教室や工作教室などのワークショップや、展示物を活用した実演を実施するなど、科学教育の普及振興を図る。 【観覧者数】 H20年度：342,258人⇒H26年度：360,000人	教) 生涯学習部
6-4-8 再掲 (6-2-4)	児童会館における中・高校生の利用促進	児童会館の開館時間を延長するなど、中・高校生の利用促進のため、事業内容の充実を図る。 【中・高校生の延べ利用人数】 H20年度：171,185人⇒H26年度：190,000人	子) 子ども育成部
6-4-9	少年団体活動補助事業	異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「札幌市子ども会育成連合会」の事業に一部補助を行う。	子) 子ども育成部
6-4-10 再掲 (6-3-31)	さっぽろ少年6団体交流事業友遊 KID'Sランド	市内で活動する少年6団体の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験コーナーを実施する。	子) 子ども育成部
6-4-11 再掲 (6-3-32)	札幌市少年リーダー養成研修	子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。 【研修受講者数】 H20年度：1,096人⇒H26年度：1,500人	子) 子ども育成部
6-4-12	P T A活動の支援事業	学校、家庭、地域の連携を推進し、地域の教育力向上を図るP T Aの諸事業を支援する。	教) 生涯学習部

基本施策5 子どもを豊かにはぐくむための地域での活動

学校と地域の連携を図るとともに、地域で活動する方々の協力を得ながら、子どもを見守り、豊かにはぐくむための「地域の教育力の向上」を目指します。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-5-1	学校・地域連携事業	重点項目 29 を参照 (68 ページ)	教) 生涯学習部
6-5-2	家庭教育学級事業	家庭における教育力向上のため、地域や学校の協力を得て、学校・幼稚園のPTAを単位とした自主的・計画的・継続的な学習の場を設ける。 【家庭教育学級における学級生数】 H20 年度：5,725 人⇒H26 年度：5,800 人	教) 生涯学習部
6-5-3	社会福祉協力校指定事業	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業に補助を行う。	保) 総務部
6-5-4 再掲 (6-3-34)	地域ふれあい体験事業	地域の人々が習得している昔遊びや工芸等の伝承文化、体験談など豊かな経験を子どもたちに継承する取り組みを行って青少年の育成を図る。 【参加者数】 H20 年度：1,200 人程度⇒H26 年度：1,560 人	子) 子ども育成部
6-5-5 再掲 (6-3-30)	少年国際交流事業	諸外国の人々との交流を通して、相互理解・友好親善を深めるとともに、国際的な視野の広い少年少女の育成活動を実施・支援する。	子) 子ども育成部
6-5-6 再掲 (6-3-32)	札幌市少年リーダー養成研修	子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。 【研修受講者数】 H20 年度：1,096 人⇒H26 年度：1,500 人	子) 子ども育成部
6-5-7	青少年育成委員会事業	地域における青少年健全育成の推進に中心的役割を果たす「青少年育成委員会」を連合町内会単位で設置し、青少年の交流の場や体験の機会を提供する健全育成事業とともに、子どもが安心して地域で暮らすことができるよう、定期的な巡回活動など、育成環境対策事業を推進する。	子) 子ども育成部
6-5-8	心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動	青少年の健全育成を目的とした各種啓発活動、子どもにも悪影響を及ぼすものを店頭になくし、子どもたちに温かい声をかける「青少年を見守る店」の登録推進活動、市立中学校全てに設置している「中学校区青少年健全育成推進会」による各種啓発活動や非行化防止等を目的とした校区内の巡回など、子どもたちを見守るための活動を地域一体となって推進する。また、インターネット等を利用した有害情報等から地域ぐるみで子どもたちを守る啓発活動を展開する。	子) 子ども育成部
6-5-9	少年育成指導員による指導・相談	思春期の子どもたちの喫煙、怠学等の問題行動に早急に対応するため、繁華街等を巡回し声かけを行い、適切な指導、助言等を通して、非行化の未然防止や子どもたちが抱える問題の解消に努める。また、子どもや保護者等からの相談への対応も行う。併せて、「出前講座」を実施し、「思春期の子ども」を主なテーマとした講義や、地域における子どもの「安全安心」活動についての情報も提供する。	子) 子ども育成部

基本施策 6 子どもをとりまく有害環境対策の推進

有害情報を含む、子どもをとりまく環境が、健全育成に悪影響を与えることのないよう、保護者や子どもへの啓発活動等を進めます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
6-6-1 再掲 (6-5-8)	心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動	青少年の健全育成を目的とした各種啓発活動、子どもに悪影響を及ぼすものを店頭になくし、子どもたちに温かい声をかける「青少年を見守る店」の登録推進活動、市立中学校全てに設置している「中学校区青少年健全育成推進会」による各種啓発活動や非行化防止等を目的とした校区内の巡回など、子どもたちを見守るための活動を地域一体となって推進する。また、インターネット等を利用した有害情報等から地域ぐるみで子どもたちを守る啓発活動を展開する。	子) 子ども育成部
6-6-2 再掲 (6-5-7)	青少年育成委員会事業	地域における青少年健全育成の推進に中心的役割を果たす「青少年育成委員会」を連合町内会単位で設置し、青少年の交流の場や体験の機会を提供する健全育成事業とともに、子どもが安心して地域で暮らすことができるよう、定期的な巡回活動など、育成環境対策事業を推進する。	子) 子ども育成部
6-6-3 再掲 (6-1-16)	いじめ、不登校、虐待等関連事業	重点項目 27 を参照 (68 ページ)	教) 学校教育部

基本目標 7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

課題と方針

子育てにあたっては、妊産婦や乳幼児を連れた親が利用しやすい公共施設の整備をはじめとする、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりが求められます。

札幌市では、妊産婦や乳幼児を連れた親が、安全に快適に外出できるよう、地下鉄駅のエレベーター設置を引き続き進めるなど、必要な施策を維持・拡充していきます。

近年、子どもを対象とした犯罪が、全国的に大きく報道されていることもあり、子どもの安全に対する不安は高くなっており、札幌市が実施した「評価指標達成度調査」においても、約5割の方が「交通安全や地域防犯など子どもの安全・安心を確保してほしい」と行政に望んでいます。

札幌市では、犯罪を防止するための活動、犯罪防止に配慮した環境整備、その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取り組みを定めた「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を平成21年4月に施行しました。

平成21年度には、条例に基づいた基本計画を策定しましたので、平成22年度以降は、この基本計画に沿った具体的な取り組みを進めていきます。

現在、学校教育の場においても、地域の方々や警察と連携しながら、犯罪被害に遭わないよう安全教育を実施しており、交通安全についても、子どもへの教育とともに、登下校時の見守り活動を進めています。今後も、引き続きこうした取り組みを続けながら、子どもが犯罪や事故に遭うことを防ぎ、保護者が安心して子どもを育てていけるまちづくりを目指します。

重点項目 30 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業【施策2】

平成21年度に策定した基本計画をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行います。

市) 地域振興部

基本施策 1 子育てに適した生活空間の整備

子育て世帯に対する優遇制度を維持するほか、外出を容易にするためのバリアフリー化を進めます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
7-1-1	公的住宅の供給	市営住宅の募集時において、母子（父子）・多子・大家族等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を引き続き実施する。 【市営住宅当選確率】 H20年度：3倍（一般世帯比）⇒H26年度：現状維持	都) 市街地整備部
7-1-2	福祉のまちづくり環境整備事業	地下鉄駅のエレベーターの設置を進めていき、妊産婦の社会参加を促進する。 【地下鉄駅エレベーター設置数】 H20年度：47駅⇒H23年度：49駅	保) 保健福祉部
7-1-3 再掲 (6-2-11)	福祉と多世代のふれあい公園づくり事業	児童会館や子育てサロンに隣接する既設公園の中に、子育てサロン参加者の意見を取り入れたキッズコーナーを整備する。	環) みどりの推進部

基本施策２ 子どもの安全・安心を確保する地域づくり

子どもが犯罪被害や交通事故に遭うことのないよう、学校・地域・警察等が連携して取り組みます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
7-2-1	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	重点項目 30 を参照 (78 ページ)	市) 地域振興部
7-2-2	札幌市交通安全運動推進委員会の活動支援	交通安全教室の開催及び啓発冊子の配布等により、交通安全教育の充実、交通安全運動を展開する。また、スクールゾーン実行委員会を支援するとともに、交通安全指導員により、子どもの登下校時の安全を図る。 【交通安全教室の実施施設数】 H20 年度：小学校 210 校、幼稚園・保育園 267 園 ⇒H26 年度：小学校 218 校、幼稚園・保育園 441 園	市) 地域振興部
7-2-3	学校安全教育等の推進	警察等との協力による防犯教室の実施、自分の身を守ることの大切さや方法についての指導など、学校安全教育の推進を図る。また、登下校時等の見守り活動を行う地域のボランティアを「スクールガード」として登録し、警察OBの「スクールガードリーダー」から助言・指導を受ける体制をとることにより見守り活動の充実を図る。 【スクールガードリーダーの人数】 H20 年度：45 人⇒H23 年度：50 人	教) 学校教育部 教) 生涯学習部

さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)

第4章 計画の推進と評価

後期計画を実効性のあるものにするための推進体制と、評価の方法について記載しました。

- 1 後期計画の推進体制
- 2 後期計画の評価と見直し

1 後期計画の推進体制

○ 市民との連携

本計画の推進にあたっては、すべての市民が、少子化問題を個人の問題としてではなく、社会全体の問題として認識し関与していくことが重要であると考えます。

社会全体で子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて本計画に対する市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

○ 地域との連携

拡大・多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む市民やNPO、地域団体などの各種関係団体との連携を深めつつ、施策を推進していきます。

○ 庁内での連携

本計画では、保健福祉関係部局、教育関係部局など、札幌市の様々な部局の施策を対象としています。市民によりよいサービスを提供するため、これら関係各局との情報共有や密な連携により、施策の効果的な推進を図っていきます。

○ 計画の着実な推進にむけて

市税や地方交付税などの収入は今後大きな伸びが期待できず、札幌市の財政状況は依然として厳しい状況が続くと見込まれます。そのため、行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化などに取り組み、必要な財源の確保に努めていくことが必要です。

本計画の各種事業の実施にあたっては、このような状況を踏まえつつ、国や北海道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

2 後期計画の評価と見直し

本計画の実施状況については、毎年度、外部の専門家などによる「札幌市次世代育成支援対策推進協議会」（88ページ参照）及び庁内の会議である「札幌市保健福祉施策総合推進本部」において点検を行うとともに、その後の対策については、市民の意見を反映させながら検討を行い、必要がある場合にはこれを変更するほか、その他の必要な措置を講じるよう努めていきます。

なお、見直しにあたっては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善検討）の実効性を高めるため、個別事業の進捗状況に加え、基本目標ごとに、利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったかなど、利用者の視点に立った成果指標を設定し、点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

また、後期計画の評価と見直しの状況については、前期計画同様ホームページに掲載し、市民に分かりやすく周知いたします。

- 成果指標の選定について
成果指標については、市民に分かりやすい、強く達成が求められるなどの要素や、他都市との比較が可能な共通指標として国が例示したものを参考に選定しました。
- 目標値について
計画全体の目標値については、指標の現状値や過去の推移、類似指標の状況などを踏まえたうえで、努力目標的要素も加味して設定しました。
また、基本目標ごとの成果指標については、現状値がないため、「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」の目標値である 60% に設定しました。

【後期計画全体の成果指標】

指標項目	現状値（20 年度）	目標値（26 年度）
子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合	46.4%	60%
子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合	46.7%	40%

【基本目標ごとの成果指標一覧】

基本目標		指標項目	目標値 (26 年度)
1	子どもの最善の利益を実現する社会づくり	子どもの権利が尊重されていると思ふ人の割合	60%
2	安心・安全な母子保健医療のしくみづくり	安心して妊娠・出産ができる環境が整っていると思ふ人の割合	60%
3	働きながら子育てできる社会づくり	仕事と生活の調和がとれていると思ふ人の割合	60%
		希望した時期に、希望した保育サービスを利用することができた人の割合	60%
4	すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり	子育てについての相談体制に満足している人の割合	60%
5	特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり	特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思ふ人の割合	60%
6	子どもが豊かに育つ環境づくり	子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思ふ人の割合	60%
7	子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり	子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちであると思ふ人の割合	60%

さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)

付属資料

- 1 後期計画の策定体制
- 2 後期計画の策定経過
- 3 札幌市次世代育成支援対策推進協議会
- 4 札幌市子育てに関する実態・意向調査結果報告
- 5 子どもアンケート・子どもワークショップ結果報告
- 6 計画案に対する市民意見

1 後期計画の策定体制

子育てに関する実態・意向調査

就学前児童・小学校低学年児童を育てる保護者に対するアンケート
(平成 21 年 2 月実施)

子どもアンケート

児童会館を利用する子どもに対するアンケート
(平成 21 年 7 月実施)

子どもワークショップ

平成 20 年度子ども議会の議員によるワークショップ
(平成 21 年 8 月～9 月実施)

保護者の意見

子どもの意見

札幌市 ～ 庁内の策定体制 ～

保健福祉施策総合推進本部

次世代育成支援推進部会

ワーキング
グループ
課長会議

推進部会
部長会議

推進本部会議
局長会議

市長副市長会議

関係者・有識者の意見

計画案に対する市民意見

次世代育成支援対策推進協議会

子ども・子育て家庭の支援に関わる団体、市民、学識経験者など 18 名により構成
(平成 21 年 6 月～平成 22 年 3 月に開催)

パブリックコメント・キッズコメント

計画案を市民に公表し、広く意見を募集
(平成 22 年 1 月～平成 22 年 2 月に実施)

2 後期計画の策定経過

	札幌市の動き	市民・関係者等からの意見聴取
21年2月9日 ～2月28日		札幌市子育てに関する実態・意向調査
21年5月22日	第1回次世代育成支援推進部会（課長会議）	
21年6月5日	第1回次世代育成支援推進部会（部長会議）	
21年6月10日		第1回次世代育成支援対策推進協議会
後期計画の施策体系 決定		
21年7月1日 ～7月17日		子どもアンケート
21年8月6日	第2回次世代育成支援推進部会（課長会議）	
21年8月17日	第2回次世代育成支援推進部会（部長会議）	
21年8月29日 21年9月6日		子どもワークショップ（1回目） 子どもワークショップ（2回目）
21年9月7日		第2回次世代育成支援対策推進協議会
21年9月15日		第3回次世代育成支援対策推進協議会
21年10月23日	第3回次世代育成支援推進部会（課長会議）	
21年10月30日	第3回次世代育成支援推進部会（部長会議）	
21年11月12日		第4回次世代育成支援対策推進協議会
21年11月19日	保健福祉施策総合推進本部会議 （兼 企画調整会議（局長会議））	
21年11月24日	市長副市長会議	
21年12月8日		札幌市議会文教委員会へ報告
後期計画の計画案 決定		
22年1月22日 ～22年2月20日		パブリックコメント （計画案の公表・市民意見募集）
22年3月2日	第4回次世代育成支援推進部会（部長会議）	
22年3月10日		第5回次世代育成支援対策推進協議会
22年3月下旬	市長・副市長報告	
22年3月下旬		札幌市議会文教委員会へ報告
後期計画の完成・公表・配布		

3 札幌市次世代育成支援対策推進協議会

札幌市の次世代育成支援対策に関する協議を行う機関として設置された協議会です。札幌市内の子ども・子育て家庭の支援に関わる団体や関係者、学識経験者、公募による市民などから構成されています。

後期計画の策定経過全体を通して、幅広く意見交換をしていただきました。

【委員名簿】

(敬称略)

座長	かねこ いさむ 金子 勇	北海道大学大学院教授
副座長	つばや てつお 坪谷 哲雄	(社) 札幌市私立保育所連合会会長
委員	いその ぎやか 磯野 爽	(財) 日本インターネット協会研究委員
委員	いとう みちあき 伊藤 道明	公募市民
委員	おおしま としひろ 大島 利広	連合北海道 札幌地区連合会副会長
委員	おかわ きょうこ 小川 京子	公募市民
委員	しながわ ひろみ 品川 ひろみ	札幌国際大学短期大学部准教授
委員	しばき かつこ 芝木 捷子	(社) 札幌市私立幼稚園連合会会長
委員	すずき まさゆき 鈴木 眞行	札幌市小学校長会会長
委員	たかに あきら 高荷 明	札幌商工会議所政策委員会副委員長
委員	つもと まみえ 津元 万美江	元 札幌市 PTA 協議会副会長
委員	とみた かつや 富田 勝也	札幌市青少年育成委員会連絡協議会議長
委員	なかじま ひろこ 中島 洋子	札幌市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会副代表
委員	はた なおき 秦 直樹	札幌市児童養護施設協議会会長
委員	ほつぽ どもゆき 母坪 智行	札幌市小児科医会幹事
委員	まるやま ともこ 丸山 知子	天使大学看護栄養学部看護学科教授
委員	もりもと よりこ 森本 頼子	北海道労働局雇用均等室長
委員	やまだ あきこ 山田 暁子	弁護士

【開催状況】

	開催日	協議内容
第1回	平成21年6月10日(水)	前期計画の評価・後期計画策定方針と施策体系の検討
第2回	平成21年9月7日(月)	計画書の構成・計画素案検討(第3章 基本目標1～3)
第3回	平成21年9月15日(火)	計画素案検討(第3章 基本目標4～7)
第4回	平成21年11月12日(木)	計画素案(第1章～第4章)の確認
第5回	平成22年3月10日(水)	市民意見の報告と計画の承認

4 札幌市子育てに関する実態・意向調査結果報告

調査概要

(ア) 調査趣旨及び目的

「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画－さっぽろ子ども未来プラン」の後期計画策定に向けて、国への報告が求められていた目標事業量の設定に必要な保育サービスの利用実態・意向を把握するとともに、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために実施。

(イ) 調査対象

就学前児童調査：札幌市の住民基本台帳（平成21年1月1日現在）から無作為抽出した就学前児童（5歳以下）の保護者 10,000 人

就学児童調査：札幌市の住民基本台帳（平成21年1月1日現在）から無作為抽出した就学児童（小学校1年生～3年生）の保護者 5,000 人

(ウ) 調査期間

平成21年（2009年）2月9日～2月28日

(エ) 有効回答数

就学前児童調査：4,932 人（有効回答率 49.3%）

就学児童調査：2,463 人（有効回答率 49.3%）

(オ) 調査方法

調査票を郵送し、返信用封筒で回収

本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ（子ども未来局一次世代育成行動計画）に掲載しています。（<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/q.html>）

次世代育成支援に関する主な意見・要望

1 保育所・幼稚園に関すること

【施設・設備に関すること】

- 認可保育園の数や保育士が少ないと感じられます。
- 古く、老朽化の進んでいる施設が多いので、子どもの安全面のためにも支援などをして修繕してほしいです。
- 認可保育所の増設、保育設備・保育士を充実させてほしいです。また良質なおもちゃ（自然素材など）を使うなども行なってほしいです。

【入所・入園手続きに関すること】

- 幼児期、認可保育園の申請をしていましたが、定員で空き待ちをしている間に、小学校入学時期になり、結局保育園を利用できませんでした。母子家庭の我が家では、本当に大変な時期でした。もっと、保育園を増やしたり、優先順位や入園できるまでの対処方法を考えてほしかったです。

- 仕事をしたいから保育所などに預けるのに、仕事が決まらなと入所できないのはおかしいと思います。保育所が決まるまでに預けるところを探すのが大変だし、仕事探しもできません。
- 自宅近くの保育所に入れてほしいです。すぐ近くにあるのに入れず4年間送迎で大変な思いをしました。

【サービスに関すること】

- 認可保育園の送迎があるとありがたいです。
- 病児保育の利用場所や、受け入れ人数の拡大を希望します。
- 各保育所に看護師の配置をして病児も見てほしいです。
- 緊急時対応のためにも、日曜日、祝日や夏・冬休みなどでも利用できるようにしてほしいです。
- パートや専業主婦でも保育所を利用できるようにしてもらいたいです。
- 専業主婦でも気軽に預けられるようなサービスがほしいです。
- 幼稚園での夏休み、冬休みの預かり保育の充実を希望します。
- 1歳児から入れる幼稚園があればいいと思います。
- 預かり保育時のバス利用ができないことが不便です。
- 発達障がい児の入園枠を増やしてほしいです。また専門クラスを作ってほしいです。
- 保育園児は保育園、幼稚園児は幼稚園と区別せず、それぞれの親と子が通いやすい、利用したい施設に、年齢も関係なく預けることが出来れば良いと思います。(急な用事や病気のとき、ショートステイのようなもので)
- 幼保一元化をもっと進め、保育のキャパシティを増やすとともに、保育園でも幼稚園のように水泳や英会話を習うことができるといい(希望者が月謝を負担することも可)と思います。
- 情報が乏しいため、サービス内容をもっと広くに知ってもらえるようにした方がいいと思います。
- 保育園の先生の質の向上のため、研修などを増やし、もっと勉強させてあげてほしいです。

【保育料・利用料などに関すること】

- 私立と公立(市立)幼稚園の保育料に差がありすぎるので、保育料の均等化をはかってほしいです。
- 幼稚園の入園料や保育料が高く、子どもを預けて働いていても園料の方が高くつく場合があります。月々の月謝の軽減を希望します。
- 延長料金を安くしてほしいです。
- 保育料の値下げを希望します。所得の違いによる保育料の差があるのに、受ける保育が同じことに納得できません。
- 兄弟がいると、3年保育にしたいでもダブルになるので2年保育にしている人が多いです。2人同時に通わせる場合には、保育料を安くできないのでしょうか？

【その他】

- 教育に力を入れている幼稚園の子どもと、水準に達していない環境で過ごしてきた子どもとでは、小学校入学時にすでに差があり、教育格差のスタートが低年齢化していると思います。小学校の先生にその格差を小さくする力が不足しているように思います。1年生の担任と幼稚園との連携を持たせるなど充実を図ってほしいです。
- 若い保育士が次々と辞めてしまうことが多く、子どもがかわいそうです。保育士の賃金が安すぎるのも原因だと思います。

2 放課後児童クラブに関すること

【施設・設備に関すること】

- すべての小学校区に児童クラブの開設を希望いたします。
- 小学校区に一つは児童会館がほしいです。夏休み、冬休みなどは小さい子が遊びにくいし、子育てサロンも休みになるので他の方法も考えてほしいです。
- どの小学校でもミニ児童会館などの学童保育ができるようにしてほしいです。ミニ児童会館の書類を申請する際に、保育園以上に細かい点まで口うるさく言われるのはどうかと思います。
- 児童会館の外に公園を作ってほしいです。

【サービスに関すること】

- 児童クラブにも、障がい児への対応ができる職員がいてくれると安心します。
- 児童クラブの利用時間の延長を希望します（19時までなど）。
- 放課後児童クラブを4年生以上にも拡大してほしいです。
- 土日にアウトドアのイベントがあったら楽しいと思います（以前児童クラブの炊事遠足に子どもだけで参加し、とても楽しかったそうです）。
- 保育所と同様に、児童クラブでも延長保育やおやつ（日常的）の実施をお願いしたいです。また児童クラブの職員数をもっと増やしてほしいです。ただ施設数を増やすのではなく、内容の充実をお願いします。
- 児童クラブでは、外で活動することがほとんどないことが、子どもが嫌がる原因だと思います。
- 児童クラブで夏・冬休みにお弁当を作るのがとても大変です。下の子は保育園で給食が出ますが、上の子はお弁当を持たせなくてはならず苦労します。料金を支払うので給食を出してほしいです。
- 放課後児童クラブにもっと年配の先生を増やしてほしいです。若い先生だけでは不安に感じます。

【利用料に関すること】

- 現在、民間児童育成会に入所しています。市の助成金を増やし、親の負担を少なくしてほしいです。児童会館や、ミニ児童会館があればいいというわけではないと思います。

2 仕事と子育ての両立に関すること

【育児休業や看護休暇などに関すること】

- 形ばかりで実際に育児休業を利用しづらい職場が多いので、男性でも女性でも育児休業を取りやすい環境に整備されていけばよいと思います。
- 制度はあるものの、実際に男性が育児休業を取れる環境にはなっていないと思います。取得の義務化をはかる等、行政からの働きかけが重要だと思います。
- パートでも育休・産休が取れるようにしてほしいです。
- 実際に育児休業が使えるのは、公務員や大手企業等ほんの一部の企業でしかありません。民間は休んでいると給料はもらえないし、その職場に復帰できるなんて事はまず無いです。中小企業にももっと改善するように指導してほしいです。
- 女性が働く環境が悪すぎます。子どもが病気になった時に休むことが出来る職場が多くあれば良いと思います。母子家庭の母親の労働環境を良くしてください。
- 会社にも保育園を作ると、とても働きやすいと思います。
- 子どもが欲しくても、結局仕事を辞めなければならないのが現実です。子育て中の母親がもっと働ける職場、職種があればいいと思います。

- 産休＝退職の風土があります。復職できる制度がほしいです。
- 育休明けの労働環境（時短、子どもが病気のとくに気兼ねなく休めるなど）が全然整っていないと思います。
- 休職復帰後の時間短縮就労を望みます。一気に両立できないことがあると思います。
- 保育園等に預けるとどうしても病気にかかりやすくなるため、子どもの看護休暇の取得日数の拡大や、育児時間の可能年齢の延長などが改善されると、もっと子育てしながら働きやすくなると思います。
- 幼稚園は参加行事が多く、それに合わせては全く休日を取れずにいます。半休や時差出勤など、もっと利用できればいいのですが・・・。
- 行政側からの働きかけをもっと積極的にして欲しいです。指導だけではなく、育児休業や子育て支援がないと罰則があるくらいでなければ、企業は動かないと思います。
- どの会社でも育休が取れるよう義務付けするべきだと思います。
- 制度はあっても、現実には休業を取れない場合が多いので、そのギャップを小さくできないでしょうか？
- 完全週休二日制、及び有給休暇の年内消化推進の法律化を希望します。
- ワークシェアリングの活用などで、長期休暇中の人員配置が適切に行なわれることで安心して休める環境を作ってほしいです。

【労働時間の短縮に関すること】

- 大企業では小学校卒業まで時短勤務が出来る等、労働環境の改善がはかられ注目を浴びていますが、中・小企業にまでは普及していないと思います。
- 働き盛りの父親ですが、残業が多く子どもと接する時間がとても少ないです。時短などについてもっと企業に働きかけていただきたいです。
- 小学校低学年までの労働時間短縮の制度化を行なってほしいです。
- 長時間労働が家庭や教育を崩壊させる最たる理由かと思っています。
- 学校や幼稚園の休みに合わせた労働時間の職場が増えると働きやすいと思います。
- 制度があっても有名無実であったり、男性が家庭を優先することに対してまだまだ社会的に認められているとは言い難いと思います。残業を禁じる条例を作ったとしても、サービス残業や持ち帰りを増やす結果になる気がします。逆に、収入の不足や不安定さから子育て出来ない人もいますので、市レベルでは難しいと思います。が実行あるワークシェアをすすめてほしいです。
- フレックスタイムをどの企業にも積極的に導入してほしいです。
- 子育て中の方は、夜間就労の禁止を義務化してほしいです。
- 働く親にとっては、この日本の制度ではフルタイム勤務は親子とも無理が生じるのが現実だと思います。家庭内・企業・児童会館等まだまだそれぞれの連携が全くできていない気がします。
- 0～6歳の子を持つ親は父母共に定時退社を奨励すべきだと思います。教育の諸問題の根源は、全て幼少期の親子関係や安定した家族かどうかに関わっていると思います。
- 育児が母親に偏りすぎているのは、父親の労働時間の長さや、父親の産休、育休の取り難さからきている面もあり、もう少し厳しい法の整備をしてほしいです。

【職場や家族の理解、社会全体の意識に関すること】

- 育児休業などの制度はあるが、職場で規定がないため、利用しづらい状況です。上司の理解がないので、もっと事業所にパンフレットやPRするものを配ったりしてほしいです。
- 女性ばかりの職場なのに育休を取る事は悪いことのような態度を取られることが多いです。上司に子どもがいないと労働時間もまったく考えてもらえず辛かったです。

- 仕事をしたいと思っても、子どものために休む、子どもの体調によっては時間を変更する、などの希望を出すと、働かせてくれる所はありません。
- 急な休みを取らざるをえなかった場合など、肩身の狭い思いをすることがあります。子育てしながら仕事をする女性に対しての職場の理解がもっとほしいです。
- 子どもがいるというだけで面接をしてくれない会社もあるので、もっと働きやすいようにしてほしいです。
- 制度としてあっても（時間短縮など）、周囲への迷惑や自分のキャリアを考えると利用しにくいのが現実です。制度はもちろん大切ですが、職場の人々の子育て支援への意識を高めることが必要だと思います。社会で子どもを育てる、支えていると考えてほしいです。
- 家族、家庭主体の生活、暮らし、生き方について社会全体的にまだまだ理解が少なく価値観が低いと思います。個々人の意識が変わらないと現実問題として何も解決しないのではないのでしょうか。
- 「子育てを優先させながら働くことは間違いではない！」、これくらいの考え方が日本全体に浸透すると良いのに、と思います。子どもは社会の宝です！

3 子どもの生活環境に関すること

【道路の整備、除雪、交通機関に関すること】

- 歩道の段差でベビーカーが押しづらいため、バリアフリーにするなどの工夫をしてほしいです。
- 路上駐車で、歩道に大きく乗り上げている車などがあると、子どもが道路を歩かなくてはいけなく大変危険です。路上駐車を取り締まりの強化をお願いしたいです。
- 通学路には全てガードレールをつけてほしいです。
- 冬場の歩道の除雪が行き届いていない！小・中・高校すべてのスクールゾーンに当たる場所でも、除雪がほとんどされておらず、危ないと感じることがとても多いです。
- 地下鉄/ＪＲ各駅のエレベーター設置、及びバリアフリー化、信号システムの見直しをしてほしいです。
- 混雑した地下鉄、ＪＲには周囲に気兼ねして子どもを連れて乗れません。「女性専用車両」のように「ベビーカー専用」「乳幼児連れ専用」等を作してほしいです。
- 地下鉄東西線に設置された自動の柵はすばらしい！！早く全線に設置してほしいです。
- 朝夕の交通指導員の数を増やしてほしいです。
- ＪＲやバスの子ども料金を詳しく分かりやすく表示してほしいです。

【公園や遊び場に関すること】

- 乳幼児向けの遊具等、公園の遊具を年齢別に使えるものを複数設置してほしいです。
- バリアフリーな公園を増やしてほしいです。
- 公園に動物のフンや尿の跡があり、衛生的に良くないと感じるので、衛生管理をもっとしっかり行ってほしいです。
- 明るくきれいなトイレ、風通し、見通しのよい造りになっている公園を望んでいます。古い遊具は危険を考慮し撤去されるだけで、新しい安全な遊具の設置が全くないと思います。
- ボール遊びが出来ない公園が多く、遊び場に制限があるため、小学校のグラウンド等を開放してほしいです。
- 雨の日や冬でも遊べる室内の施設をもっと増やしてほしいです。
- 安心して遊べる公園があまりないと思います。冬は特に。屋内型公園などもっと作るべきだと思います。学校も土、日に体育館開放など行なってほしいです。
- 公園の遊具の安全チェックをもっと頻繁に行なってほしいです。

- 水遊びのできる公園を増やしてほしいです。
- 帰宅時間等の確認ができるように、公園に時計を設置してほしいです。または、夏時間と冬時間で決められている帰宅時間に音楽を流してほしいです。
- 公園の周りの違法駐車を取り締まってほしいです。また、不良が公園にたむろしていることがあるので、巡回してほしいです。
- 実際、公園では安心して遊べないというのが現状です。公園内に監視カメラなどがあるといいと思います。

【防犯に関すること】

- 不審者情報や危険な場所などの情報をもっと知りたいです。知っていれば対応しやすいし、子どもにも注意できると思います。
- 公園の周りには外灯を増やすなどをして明るくしてほしいです。
- 公園や通学路がもっと安全になるように、地域の人や町内会の協力を得て、パトロールをもっと増やしてほしいです。またSOSに駆け込めるような場所を増やしてほしいです。
- 地域の老人会などと協力し大人の目を増やしてほしいです。
- 子どもの遊び場の安全について考えてほしい（パトロール等を増やしてほしい）です。
- 外灯などを増やして道路を明るくしてほしいです。暗すぎる公園もどこからでも他人の目を感じられるようにしてほしいです。
- 公園や道路で不審者情報が多い場所には防犯カメラをつけてほしいです。

4 経済的負担に関すること

【医療費に関すること】

- 中学卒業まで医療費を全て無料にしてほしいです。
- インフルエンザ、水ぼうそうなどの予防接種費用の減額制度をつくってほしいです。
- 年齢に関係ない感染症（インフルエンザや麻しんなど）の予防注射は任意となっておりますが、高齢者のインフルエンザのように負担があると良いと思います。
- 小学生になってからの医療費の負担が大きいです。中学生になるまでは医療費無料かせめて1割負担にしてもらいたいです。

【妊娠・出産時の費用に関すること】

- 妊婦検診、出産費用をはじめから無料にしてほしいです。

【教育費に関すること】

- 就学後の方がお金がかかるので、就学援助の基準を下げるとか、義務教育期間中の費用の負担が減るような制度が絶対に必要だと思います。
- 経済格差によって、子どもの環境や、教育（塾、習い事）にも差が大きくなっていくと感じられます。特に中高生以降は、就学援助では不足だと思います。
- 公共教育の不足を学習塾が補っていることは大変残念です。学校の中での勉強でも十分に進学、高学歴を望めるような教育環境にしてほしいです。それではなければ裕福層の子どもだけが高学歴になりかねません。
- 教育費の負担軽減になるような税控除や助成などを増やしてほしいです。できれば教育、子どもの医療に関わるものは所得制限をつけないでほしいです。
- 札幌市の小・中学校ではスキー学習をしているが、年に3〜4回のためにスキーウェアなどの買い替えをするのはどうかと思います。使用しなくなったスキーなどの回収などで各学校に用意できないのでしょうか？

【手当に関すること】

- 札幌市からも、子どもがたくさんいる家庭に教育費免除や児童手当の増額など、自治体として行なってほしいです。このままではみんな子どもを産まなくなると思います。
- 児童手当は産まれた年齢によって受給できる金額が違うので、平等にしてほしいです。
- 少子化少子化と言うわりに、子どもを産めば産むだけお金がかかります。国保も高くなるし、もっと子どもが多い家庭に支援してほしいです。
- 税負担についてですが、子どものいる家庭といない家庭との税率を変えるなどをしてほしいです。子どもがいることで優遇される場面がもっとあってもいいのでは…と思います。
- 児童手当の引き上げやひとり親に対する手当での基準の見直しなどを、他の都府県を参考にして少しでも手厚くしてほしいです。
- 児童手当に収入制限があるのはなぜでしょうか。低収入も高収入も子育てにお金がかかるのは同じです。少子化問題の解決にも、産みたい人がもっと産める世の中にした方がいいと思います。

【その他】

- 子どもがいて収入が低く、市営住宅に応募している人を優先的に入れてほしいです。
- 家賃が高いので、母子家庭優先の市営住宅を考えてほしいです。本当に生活に困っていても住宅が当たらないのは何故ですか？
- 少子化といわれていますが、子どもをたくさん産みたいと思っている人は多いです。しかし、教育にかかる経済的負担を考えると産めない様なので、もっと色々な支援をしてもらいたいと思います。
- 父子家庭にも手当てを支援する法律にしてほしいです。

5 広報・周知に関すること

- 保育サービス、特に乳児のいる家庭に使用してほしい便利なものは、ぜひ母親教室のVTRなどでメリット、デメリットを正直に伝えてほしいです。便利だけこういう不便さもあるということなどを、きちんと明確に見せてほしいです。
- 色々な子育て支援をされていますが、知らないことも多いようです。こちらから聞かないと知らないままで損していることもよくあります。色々な方向から広く情報を伝えてほしいです。
- サービスを行なっている場所などの一覧表や、内容を記載したパンフレットなどがあるといいと思います。
- 無認可の保育園、幼稚園も子育てガイドに掲載してほしいです。

6 その他

- 昔の「子ども館」のような、外で遊ぶ支援をしてほしいです。乳児は今のスタイルしかないのかもしれませんが、3歳～6歳は公園集合でお遊戯やかけっこ、リズム遊びを親子、支援員とできればと思います。
- 乳児や幼稚園入園前くらいの子が遊べる支援センターは増えていますが、幼稚園児が休暇中に遊べる室内は少ないと思います。冬は特に必要です。
- サンデーサロンや各行事も増えていますが、フルタイムで仕事をしていると、やはり地域のサロンや行事には参加できず、子育て講座にも行くことができません。こちらの都合でもあり仕方が無いのですが、もう少し土日イベントを増やしてもらえるとありがたいです。そうすれば地域社会への参加もできると思います。
- 子育てサロン・児童会館・子育て支援総合センター等には、駐車場が少ないので駐車場の設置をお願いした

いです。

- 子どもの習い事はどれもお金のかかる物ばかりなので、(ピアノ、スキー、学習塾など) もっと公的な機関で参加できる(イベント的なものでも) ものを増やしてほしいです。
- 健常児の子育て支援については大分整備されてきたと思いますが、障がい児(特に肢体不自由児)の受け入れ体制(デイサービス等)が少ないので考えてほしいです。
- 公的機関による、障がい児や心配なお子さんの支援をする受け皿を拡大してほしいです。民間での負担が大きすぎます。
- 病気などのときに、車のない家庭や免許のない親はタクシーを使って病院へ行くことが多いので、万が一の場合でも安心して病院に行くことができるよう、市とタクシー会社との話し合いで「子ども優待券」などの割引等があれば助かります。(経済的負担としても)
- 家のすぐ近くに小学校がありますが、学区外で通えません。少し遠い学校へ行かなければならないので、校区ではなく自由に学校を選べるようにしてほしいです。
- 特に中学校ではスクールバスを出してほしいです。部活などで帰りが遅くなっても迎えに行けないので。
- 夜間・土・日・祝日も診察してくれる病院が増えてくれるととても助かります。仕事をしているので、通常の診察時間では行けないことが多いので・・・
- 地域の中で子どもを育てる等の心を育てる環境作りが必要ではないでしょうか。
- 大人目線ではなく、子どもの立場から見た(子どもの意見を取り入れた)環境づくりも必要ではないでしょうか。

5 子どもアンケート・子どもワークショップ結果報告

1 子どもアンケート

子どもたちの生活の様子や日ごろ考えていることなどについて、札幌市内の児童会館を利用している子どもたちにアンケート調査を行いました。

このアンケート結果は、本計画に掲げる個別事業や、子どもワークショップのテーマ設定などの参考とさせていただきます。

(ア) 調査対象

市内の児童会館を利用する子ども（小学1年生から高校3年生）

(イ) 調査方法

児童会館全館（104館）にアンケート用紙（小学1年生～3年生用、小学4年生～6年生用、中学1年生～高校3年生用の3種類）を配布し、子どもに任意で回答を依頼。

(ウ) 回答者数

小学1年生～小学3年生用：693人

小学4年生～小学6年生用：589人

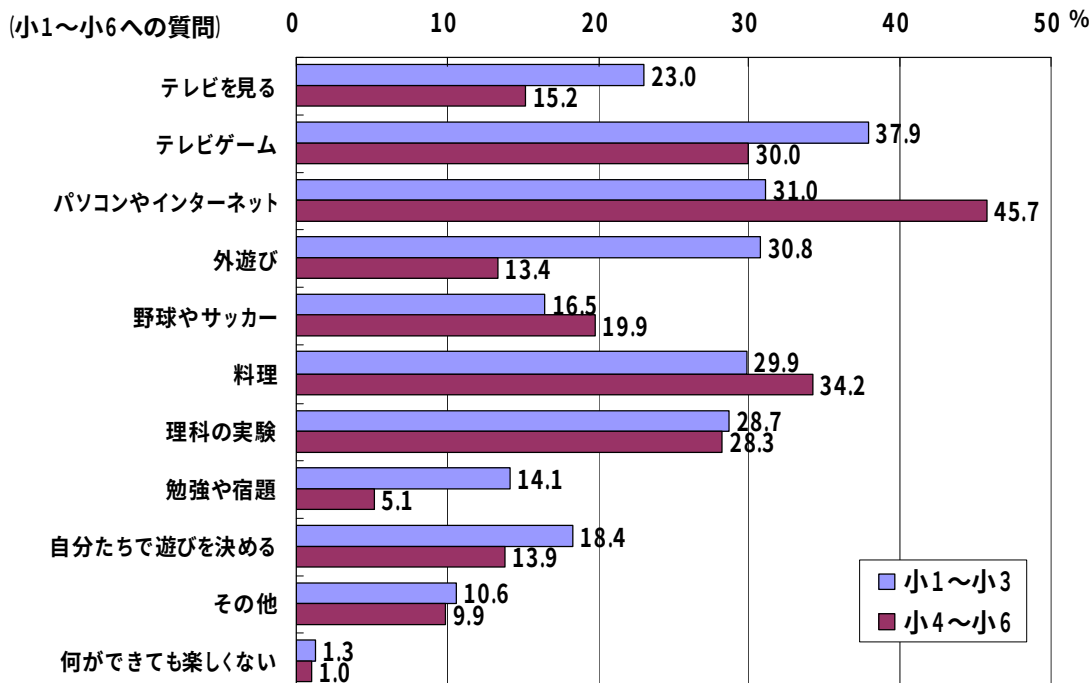
中学1年生～高校3年生用：768人

(エ) 調査時期

平成21年7月1日（水）～7月17日（金）



児童会館で何ができれば、もっと楽しいと思いますか【3つまで選択】



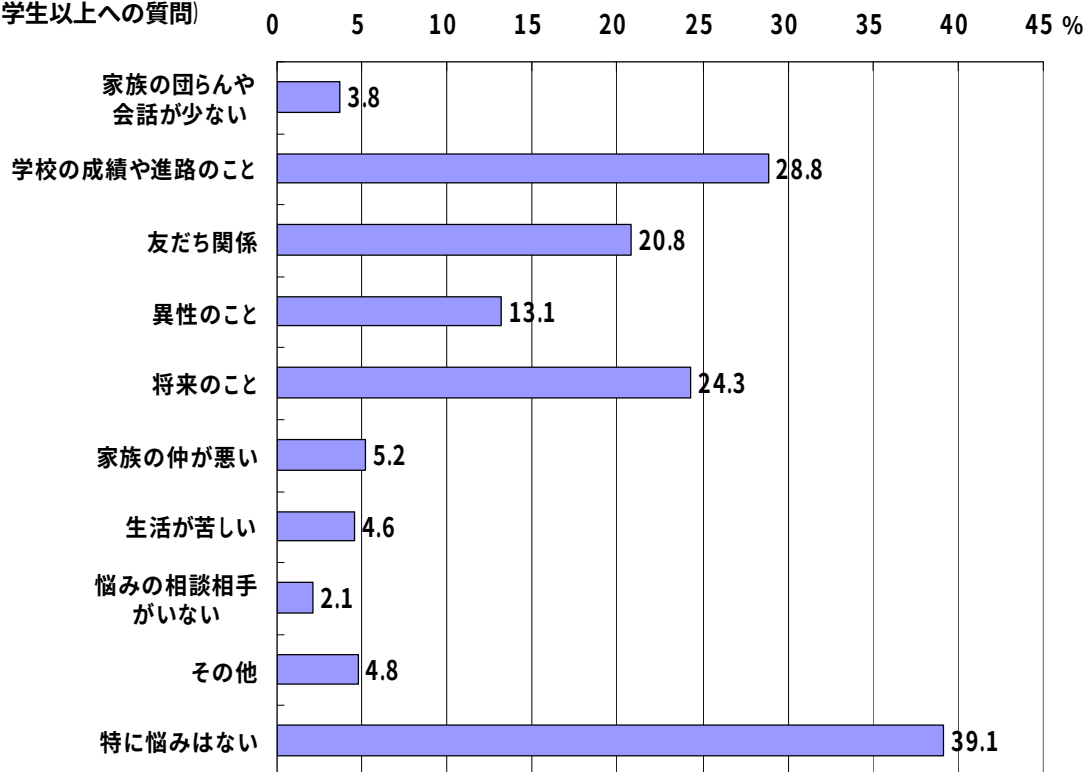
「テレビゲーム」や「パソコンやインターネット」だけではなく、「料理」、「理科の実験」、「勉強や宿題」という回答も多いことから、子どもたちは、児童会館においてただ遊んで過ごすのではなく、様々な体験機会を望んでいることがうかがえます。

児童会館の運営にあたっては、子どもの声をききながら、様々な体験機会を増やすなど、内容の充実を図っていきます。

Q

普段、困ったり悩んでいることはどんなことですか【3つまで選択】

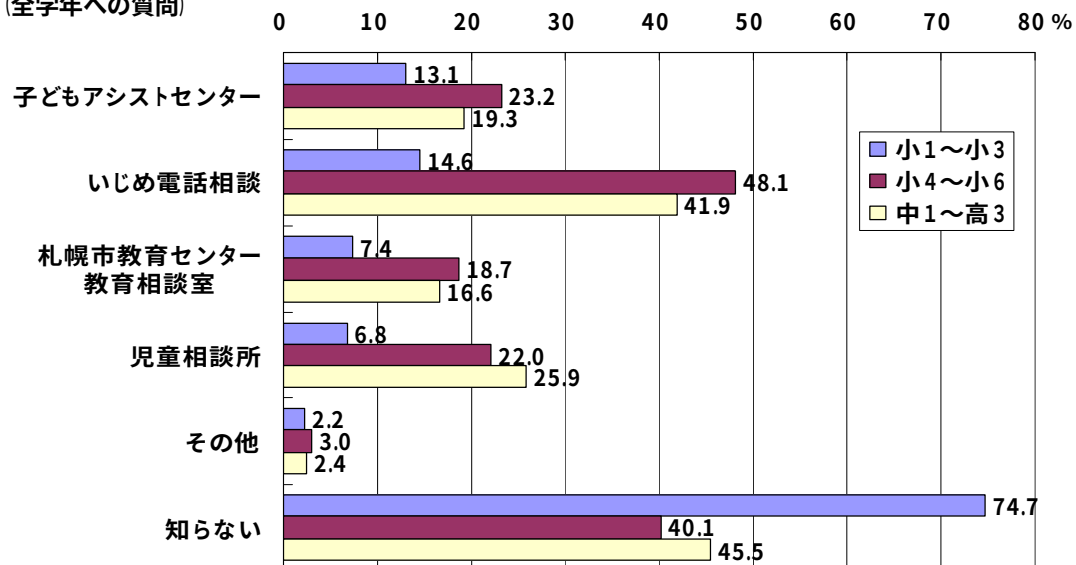
(中学生以上への質問)



Q

札幌市の相談窓口で、知っているものや相談したことがあるものはありますか【複数回答】

(全学年への質問)



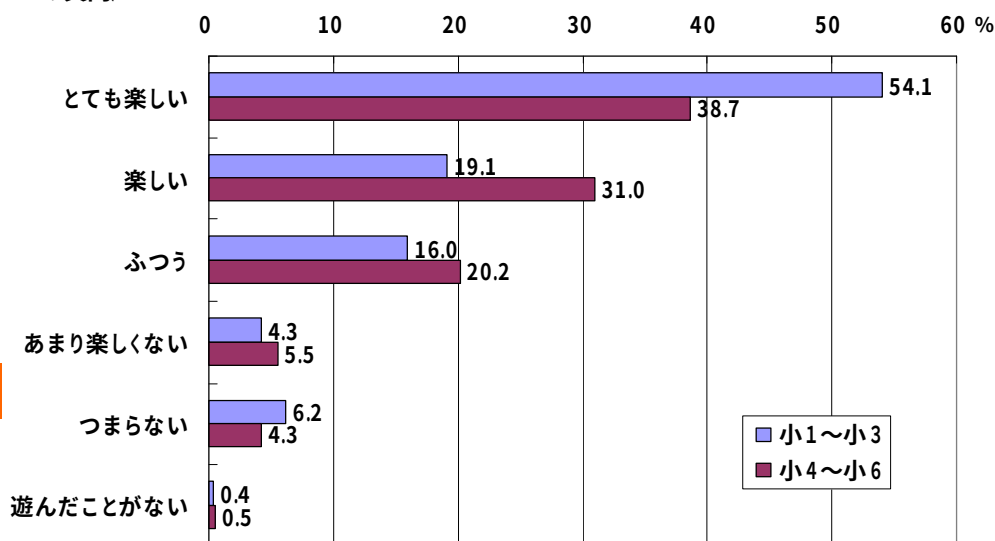
困ったり悩んでいることについて、4割近い子どもが「特に悩みはない」と回答している一方で、「悩みの相談相手がいない」と回答している子がいます。また、札幌市の相談窓口を「知らない」と回答している子どもがたくさんいます。

すべての子どもたちが、もし何かに困ったとき、1人で悩まず誰かに相談できる環境づくりに向けて、各相談窓口の広報・周知に努めるとともに、内容の充実を図っていきます。

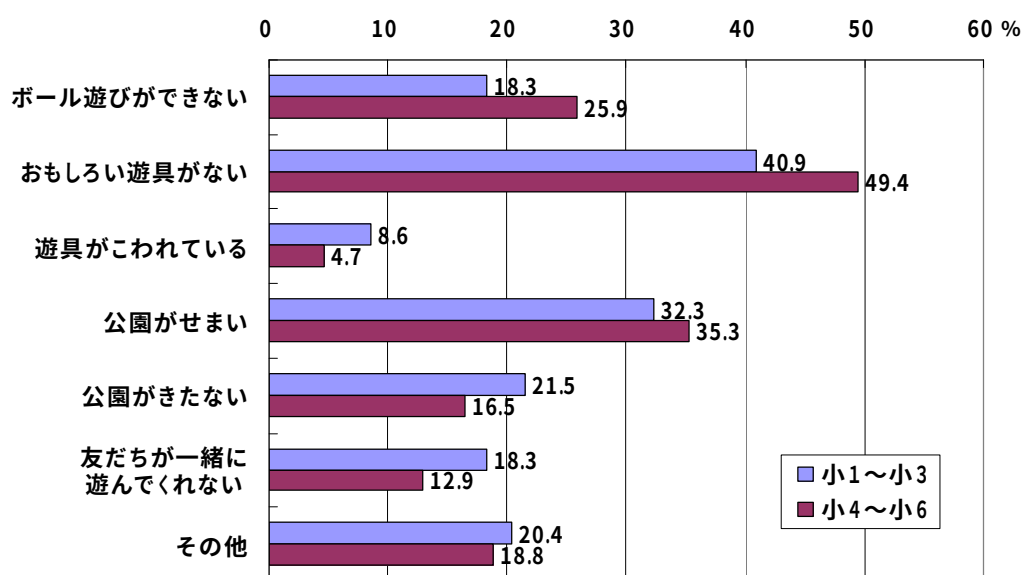


公園で遊ぶのは楽しいですか

(小1～小6への質問)



(あまり楽しくない、つまらないと答えた人への質問) それはどうしてですか 【複数回答】



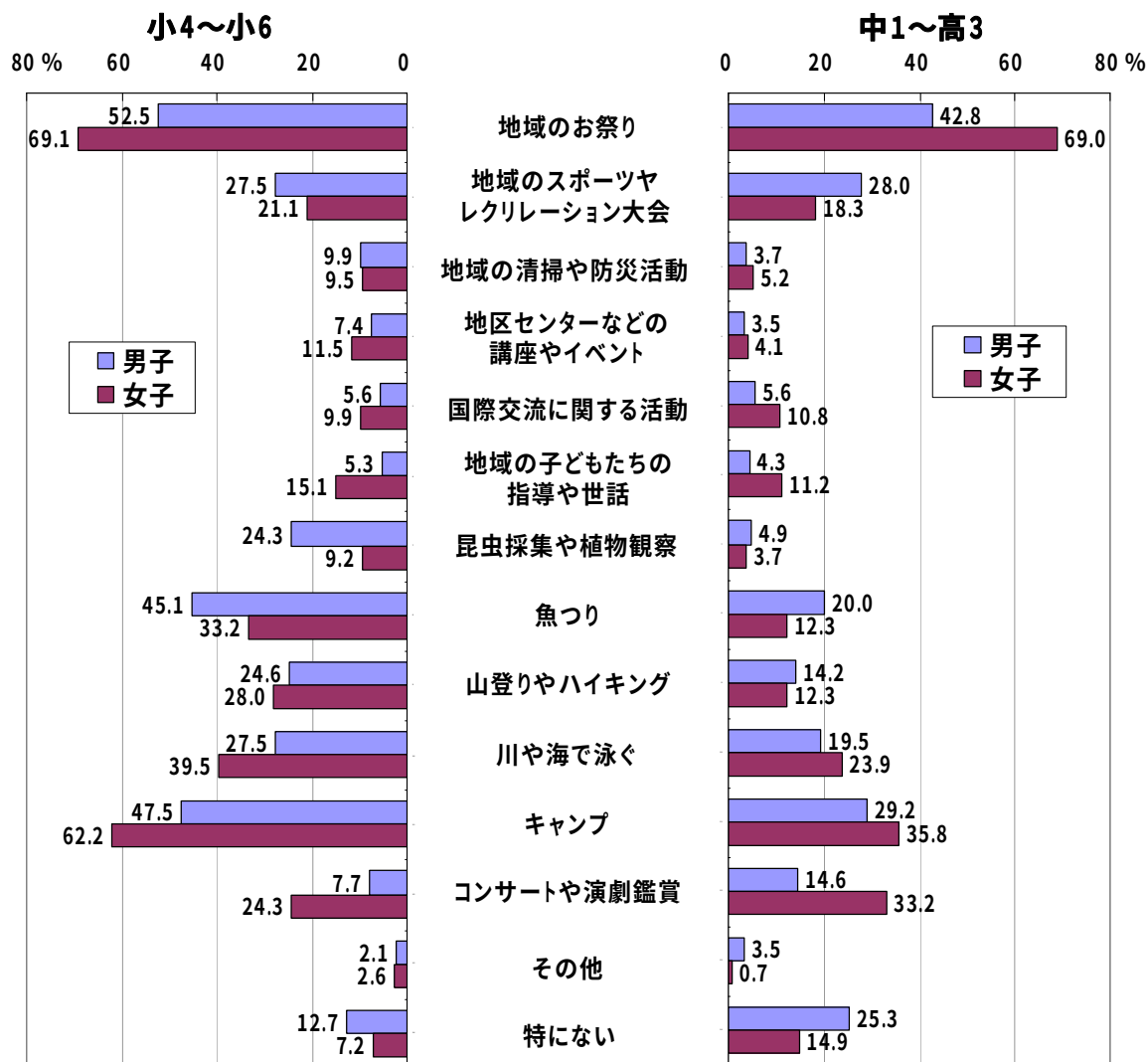
多くの子どもたちが公園で遊ぶのを楽しんでいる一方で、「おもしろい遊具がない」、「公園がせまい」など様々な理由から、あまり楽しくない、つまらないと思っている子もいます。

札幌市はこれまでも、子どもを含めた幅広い市民が、計画段階から参画するなど、市民ニーズ等を踏まえて公園整備を進めてきました。今後も、より一層地域に親しまれる公園を目指し、市民との協働を図りながら、公園の整備を進めていきます。



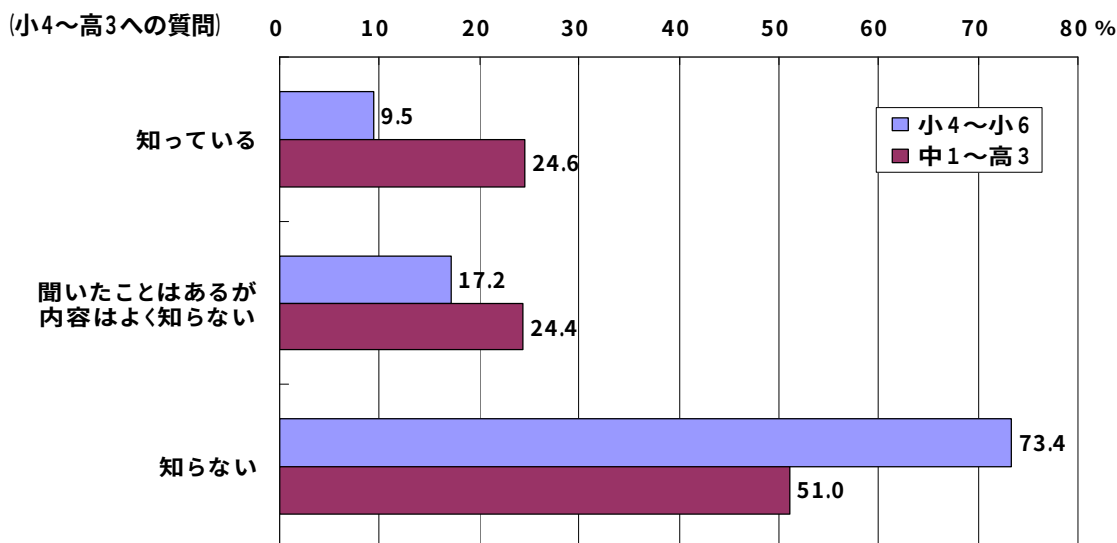
今後、どのようなことをしたり、活動に参加してみたいですか【複数回答】

(小4～高3への質問)

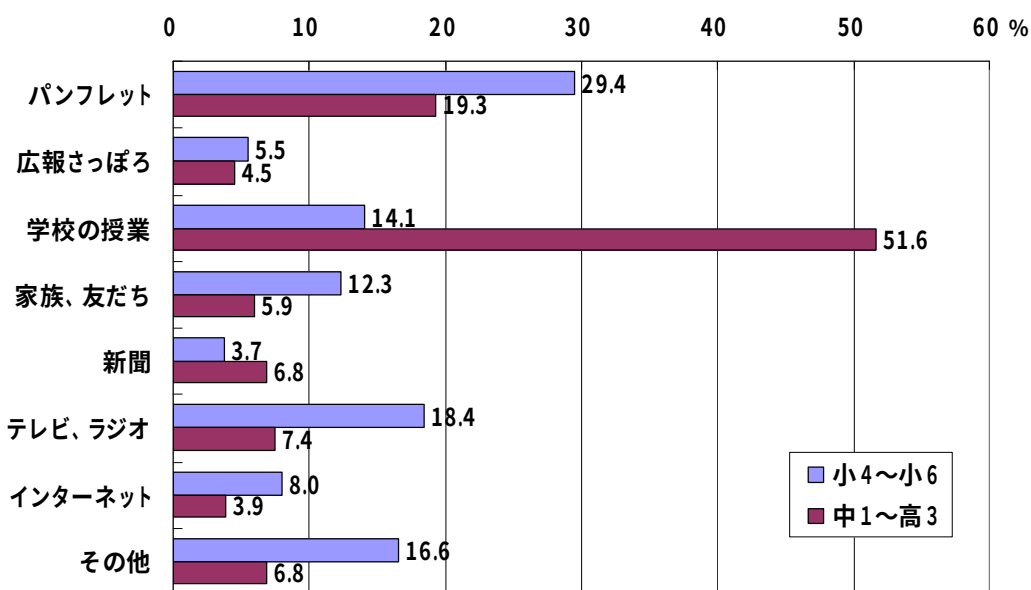


この結果から、子どもたちが、スポーツ活動や文化・芸術活動、キャンプ等の野外活動など様々な体験機会への参加を希望していることがうかがえます。

札幌市はこれまでも、学校だけでは経験できない多様な体験型の活動を提供するとともに、子どもの主体的な学びや活動を支援する環境の整備に努めてきましたが、今後も、子どものニーズを踏まえながら、内容の充実を図っていきます。



(知っている、聞いたことはあると答えた人への質問) 子どもの権利条例を何で知りましたか [複数回答]



子どもの権利が尊重される環境づくりを進めるためには、子どもや子どもをとりまく社会全体が「子どもの権利」の重要性を理解する必要があります。札幌市は、子ども用パンフレットを作成し、札幌市内の全小中学校（4年生以上）に配布したり、学校の授業で取り上げるなど、子どもの権利の普及啓発を進めてきました。しかし、子どもの権利条例を知らないという回答が5割を超えていることから、これまで以上に積極的かつ効果的な広報・周知を図っていくことが必要です。

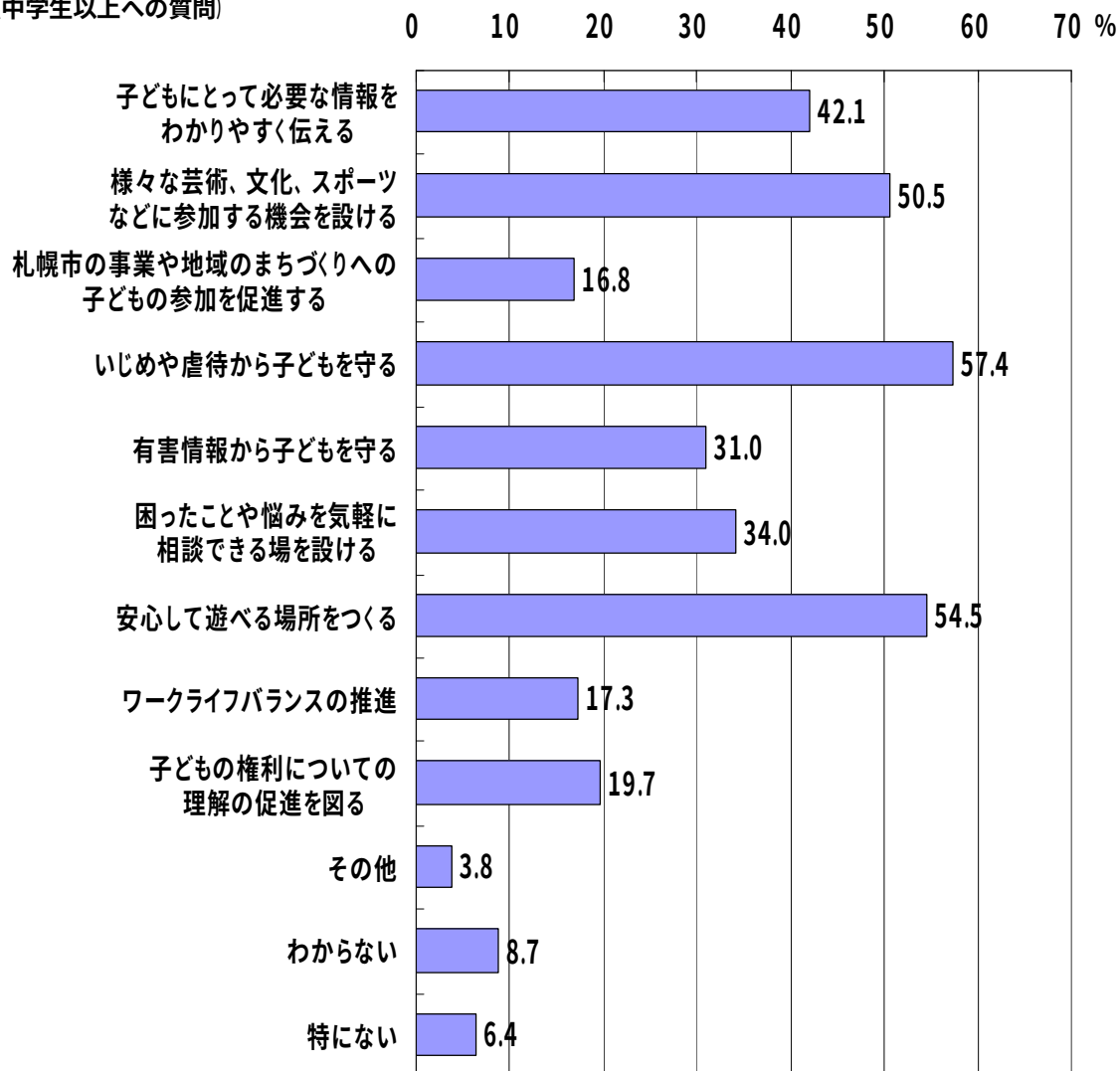
また、子どもの権利条例を知った方法としては、中学生以上で「学校の授業」が5割以上と、他の方法と比べて突出していることから、学校教育の中での周知が効果的であるとうかがえます。

これらを踏まえたうえで、子どもの権利が尊重される環境づくりに向け、「子どもの権利の推進」にかかる事業を進めていきます。

Q

子どもが健やかに成長できるようにするため、取り組むべきことは何だと思いますか【複数回答】

(中学生以上への質問)



子どもが健やかに成長できるようにするために取り組むべきこととして、子どもたち自身が考えているのは、体験機会の提供、有害環境からの保護及び相談体制の整備、居場所・遊び場づくりなど多岐にわたっています。

札幌市は、子どもの権利が尊重され、子どもが健やかに成長できるまちを目指して、このアンケート結果等を参考にしながら、様々な施策の充実を図っていきます。

2 子どもワークショップ

小学6年生から高校2年生までの延べ23名がA～Dの4グループに分かれ、グループごとに異なるテーマについて話し合いをしました。

各グループは、それぞれのテーマについて意見交換を行うだけでなく、話しあった内容を企画提案書にまとめ、グループごとに発表を行いました。

各グループが企画提案してくれた意見やアイディアは、当プランに掲げる個別事業を検討する際の参考とさせていただきます。また、児童会館でのプログラムや、子どもの権利条例の広報など、実際に事業を進めていく中でも適宜取り入れていきます。

(ア) 参加者

平成20年度子ども議会の議員のうち、子どもに直接関係のあるテーマを扱った第3、第5、第6委員会の委員（29名）に参加を呼びかけ、2日間で延べ23名が参加。

(イ) 実施時期

第1回：平成21年8月29日（土）9：30～15：30

第2回：平成21年9月 6日（日）9：30～15：30

(ウ) 企画提案書

企画提案書	テーマにふさわしいタイトルを考えました。
提案趣旨	テーマの背景や現状分析についてまとめました。
企画の概要	テーマに関して、「何をしたいか」や「何をすべきか」など、その取組内容について考えました。
成果目標	取組結果としての成果（何が変わるのか、何が得られるのか）について考えました。

テーマ1 放課後の居場所・遊び場づくり

都市化による子どもたちの遊び場の不足や働く母親の増加により、子どもを取り巻く環境が時代とともに大きく変化しています。さらに少子化等の進展により子どもたち同士が地域で遊ぶ機会が少なくなってきました。

札幌市では、子どもの放課後生活を豊かにし、学年の異なる子どもたち同士の遊びを通して、地域における子どもたちの交流を深めるため、児童会館や公園などで様々な遊びや活動を行っています。

特に考えてほしいポイント

子どもたちの放課後生活をより豊かにするためには、児童会館や公園でどんな遊びや活動ができればいいでしょうか。

Aグループは、「テーマ1 放課後の居場所・遊び場づくり」について話し合いました。

札幌市は、すべての子どもたちが安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくりを進めるとともに、遊び場の整備を行うため、様々な事業を行っています。

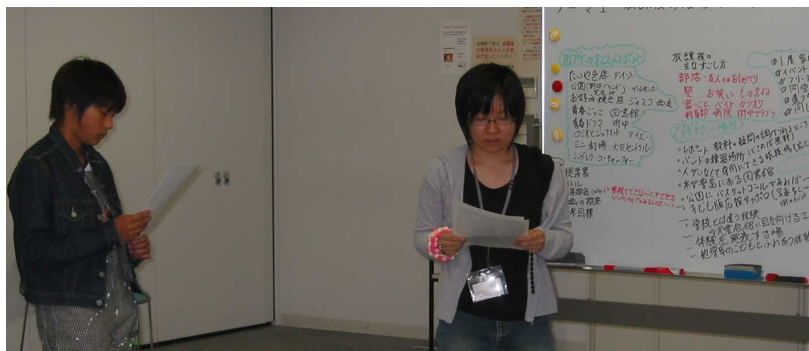
子どもたちの放課後生活をより豊かにするためには、児童会館・ミニ児童会館や公園の整備など、ハード面の充実だけではなく、子どもたちがそこで何ができるかというソフト面を充実させることが大切です。そのため、「放課後の居場所・遊び場づくり」について、子どもたちに意見交換をしてもらいました。

学校だけでは経験できない様々な活動・遊びの導入や、他学年の生徒などとの交流を希望する声が多い一方で、宿題やテスト勉強ができる時間・場所が欲しいという意見もありました。

また、活動内容は自分たちで考え選択することで、放課後の居場所を、安全・安心に過ごせるだけではなく、自分たちの「お気に入りの場所」にしたいという趣旨から、企画提案書のタイトルを「Favorite place」と名付けてくれました。

札幌市はこれまでも、児童会館やミニ児童会館において、子どもの文化的要素培うため、様々な取り組みを行うとともに、「子ども運営委員会」を設置し、児童会館利用のルール作りを行うなど、子どもが意見を発表する機会を設けてきました。

今後も、この企画提案を参考に、基本目標6－基本施策2「放課後の居場所づくりと遊び場の提供」の事業内容の充実を図るとともに、児童会館・ミニ児童会館の実際の運営に反映させていきます。



企画提案書

Favorite place

提案趣旨

学校でできないことができる。

- ・学校以外の人との交流(同学年・他学年)
- ・学校以外のイベントの参加
- ・学校で、時間制限・場所がやりづらい活動
- ・学校外の人間関係を築くことで人間関係の強化になる
- ・自分達で自由に決められる。

企画の概要

- ・公園や児童会館など日にちごとにスケジュールを立てる。
〈例〉同学年の集い、集まり。他学年との集い、集まり。
 - ・学校にイベント等のチラシを配布。
↳ 昨年のイベントの写真、感想を記事として作成。
 - ・児童会館等の中、高生向けの資料・参考書があると利用できる。
- ・イベントで子育てや、子守りボランティアをする。(子育て体験)
- ・文化祭の準備等の為に利用時間を延長して使える。
〈例〉お化け屋敷の小物づくり、劇の練習。
- ・大画面の映画観賞をもっと実施する。

成果目標

- ・別な居場所があることによって、今の居場所がより快適になる?
- ・テスト前などに勉強できる? ・スポーツなど決められたメニューしか学校ではできないが、自分で自由に選択できる。
- ・他校の同学年同士、他学年同士、友達の輪が広がる?

テーマ2 多様な体験機会の提供

子どもたちが、身心ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性をはぐくんでいくため、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供する必要があります。

特に考えてほしいポイント

子どもたちが、身心ともに調和のとれた人間として成長していけるために、札幌市はどのような体験機会を提供していくべきでしょうか。

Bグループは、「テーマ2 多様な体験機会の提供」について話し合いました。

子どもは、様々な体験機会の中で多くのことを学び、豊かな人間性をはぐくみます。こうした体験機会は学校教育等において与えられるほかに、家庭や地域社会など、様々な場面で経験できることがより効果的であると考えられます。しかし、ライフスタイルの変化や地域の人間関係の希薄化などにより、子どもたちの体験機会は減っています。

札幌市は、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間性をはぐくむよう、様々な分野において、体験型の事業を実施しています。これらの事業を進めていくうえでの参考とするため、「多様な体験機会の提供」について、子どもたちに意見交換をしてもらいました。

話し合いの中では、「自然とのふれあい」、「川下りやナイトハイクなど学校ではできないような野外スポーツ」、「他の学校の生徒との交流」、「自分たちで育てた野菜や釣った魚を使った料理」、「自然の素材を利用した木工など、エコを意識した遊び」など、様々な案が出ましたが、企画提案書はキャンプに限定して作成してくれました。これは、それぞれの体験機会を別々に行うよりも、複合的に経験できた方がより効果的だからという理由で、子どもたちが考えてくれました。

また、与えられた体験機会にただ参加するのではなく、自分たちで考え、積極的に関わっていきたいという意気込みから、企画提案書のタイトルは、アメリカ大統領選挙での有名なセリフをもじって「Yes, We can ピング」と名付けてくれました。

ワークショップの中では、企画提案書とは別に、体験型事業の周知方法などについても様々なアイデアが出ましたので、基本目標6－基本施策3「可能性を伸ばす多様な体験機会の提供」の事業を進めていく中で、今回の意見を参考に内容の充実を図るとともに、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供に努めていきます。



企画提案書

Yes. We can ピンク

提案趣旨

- ・キャンプに行きたか、たから
- ・男女関係なく参加できる野外活動重カをしたか、たから
- ・男女が協力して楽しめる。
- ・自然とふれあいたいから

企画の概要

- ・ナイトハイク
- ・印探し
- ・心霊体験
- ・ライン下り
- ・キャンプファイヤー
- ・自然の動物探し

男女が一緒にできるのは？

- ・きもためし。(男女ペアで)
- ・キャンプファイヤー
- ・料理する
カレーや自分たちで
とったものをつかう。

成果目標

- ・自然との調和
- ・交流の大切さ
- ・普通の生活がどれだけ便利かを
再認識する
- ・エコで遊ぶ、楽しむ
- ・他人の大切さ

テーマ3 子どもの権利条例をもっと生かす工夫

札幌市は、子どもが幸せに過ごすまちを目指し「子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」をつくり、子どもの意見をまちづくりを生かす「子ども議会」などの取組を行ったり、いじめなどで苦しんでいる子どもを救うために「子どもアシストセンター」で相談にのったりしています。

しかし、子どもの権利条例のことや、子どもアシストセンターのことを知らない子どもも、まだまだたくさんいます。

特に考えてほしいポイント

子どもの権利条例をもっと生かして、子どもが幸せに過ごすまちを目指すために、子どもの権利の内容や子どもアシストセンターのことを多くの子どもに知ってもらうには、どうすればいいのでしょうか。

Cグループは、「テーマ3 子どもの権利条例をもっと生かす工夫」について話し合いました。

企画提案書のタイトルは、「子ども」や「からかう」などの意味を持つ「KID」という英単語を用い、「子どもだと思ってばかりにせず、きちんと意見をいわせてほしい」という意味を込め、「NOT KID」と名付けてくれました。

また、子どもの権利が尊重される環境づくりに大切なのは、まず、子どもたちが子どもの権利とは何かを知ること、さらに、子どもが意見を言える機会を設けることだという意見が多く出ました。

札幌市はこれまでも、様々な施策により、子どもの権利が尊重される環境づくりを進めてきました。また、子どもの権利条例の制定や子どもアシストセンターの設置、さらには、これらの広報パンフレットの作成など多くの場面で子どもの意見を聞く機会を設け、子どもの権利保障に向けた施策に、子どもの声を適切に反映させてきました。

今後も、企画提案書にある、「子どもの権利を知ってもらうこと」、「子どもが意見を言える場所を増やすこと」に努めながら、より一層子どもの権利が尊重される環境づくりに向けて、基本目標1－基本施策1「子どもの権利の推進」に取り組んでいきます。



提案趣旨

- ・ 子どもの権利条例を知ってもらう方法

Why?

- ・ 子どもの権利条例や子どもアシストセンターのことを知らない子どもが多いから。
- ・ パンフレット等を見ずにすぐ捨ててしまうから。
- ・ 子どもの幸せを実現するために。

企画の概要

幸せとは・・・

学校

- ・ いじめのない学校
- ・ 広くて遊びやすいグラウンド

家庭

- ・ 1人の時間
- ・ ヘルパー等がほしい

地域或

・ 近所の交流

(例)

祭、花火大会、フリーマーケット等

知ってもらうための工夫

- ・ 授業でビデオを見る。
- ・ 目につく所にポスターをはる。

子どもが意見をいえるための工夫

- ・ 子ども向けの会議
- ・ 公共的な場所へ目安箱の設置

大人へのメッセージ

子どもの意見を
決めつけないでほしい。

成果目標

- ・ 意見が言える場所がふえる。
- ・ 子どもの権利条例をみんなが知ってくれる。
- ・ 暮らしやすい札幌。

最終目標

- ・ みんなが幸せになれたらいい。

テーマ4 ワーク・ライフ・バランスの推進

働きながら子育てできる社会（子どもを生み育てやすい環境）を実現するためには、社会全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組むことが重要です。

しかし、社会全体としてのワーク・ライフ・バランスへの取り組みは、まだ充分とはいえません。

特に考えてほしいポイント

より多くの企業がワーク・ライフ・バランスに取り組んでくれるようにするために、札幌市はどのようなことをすればいいのでしょうか。

Dグループは、「テーマ4 ワーク・ライフ・バランスの推進」について話し合いました。

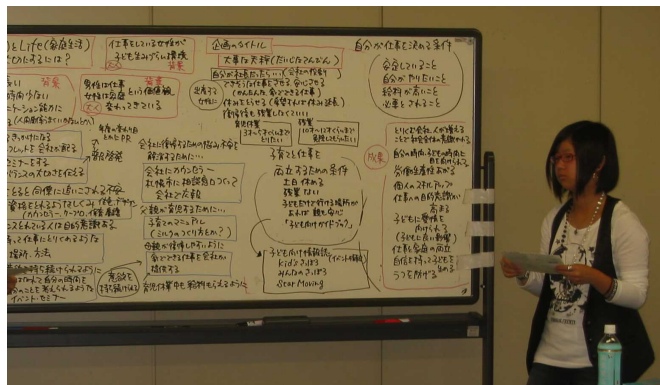
4つのテーマの中では最も難しく、また、他の3つのテーマと異なり、子どもが直接的に体験している内容ではありませんが、札幌市が現在力を入れている基本目標3－基本施策1「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の事業を進めるうえで、子どもの視点を取り入れるため、子どもたちに意見交換をしてもらいました。

話し合いに入る前には、言葉の意味やワーク・ライフ・バランスの現状などについて、どのテーマよりも時間をかけて学習しました。また、年齢の低い子は「子どもの視点」から、高校生など年齢の高い子は「自分が就職したとき」の視点、さらには、「自分が企業の経営者だった場合」など、様々な視点からワーク・ライフ・バランスについて考えてくれました。

ワーク・ライフ・バランスについても、環境問題と同様、取り組む会社や人が増えることで、社会全体の意識が変わると考えられるため、企業の経営者などを対象としたセミナーを実施し、ワーク・ライフ・バランスの大切さや効果について周知を図っていくことが重要だとの意見が多く出ました。また、企業側への周知だけでなく、育児休業などを取得する側の不安や悩みの解消が必要であるとの意見も出ました。

なお、企画提案書のタイトルは、仕事と家庭をうまく両立させ、互いに好影響を与え合えるような社会になってほしいという願いを込めて「大事なてんびん」と名付けてくれました。

経営者に向けたセミナーについては、ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業（事業番号 3-1-1）の中で実施していくとともに、この企画提案を参考にしながら、事業内容の充実を図っていきます。



企画提案書

大事なてんびん

提案趣旨

子供

親の労働時間長い。

→ 子供と話す時間が少ない。

子供のコミュニケーション能力に
影響がある。

(人間関係がうまくいかなくなる。)

大人

仕事をしている女性が子供を
生みづらい環境。

男性は仕事、
女性は家庭、
という価値観。

変わってきている。

企画の概要

○ 子供と話せるきっかけになる
グッズやパンフレットを会社が配る。

○ 社長を集めてセミナーをする。
ワークライフバランスの大切さを伝える。
(育児休業をとると同様に追いこされる
不安など)

○ 休んでいる間に資格がとれるようなしくみ。
(カウンセラーの資格など)

○ ワークライフバランスをとれるように目的意識
を持って仕事にとりくめるような 情報 提供
の場所・方法。

育児休業でも
給料アリに。

○ 仕事への意欲を持ち続けられるよう
に、母親が育児をはなれて自分の
時間を持てるようなイベント・セミナー。

会社に復帰するための不安、悩みを
解消するために...

○ 会社にはカウンセラー。札幌市に相談
窓口をつくらせて会社で広報する。

父親が育児をするために...

○ 子育てのマニュアル(ミルクの作り方など)

母親が復帰しやすいように...

家でできる仕事を会社が提供する。

成果目標

○ 人が増えることで社会全体の意識がかわる。

取組む会社や

○ 自分の時間、子供の時間に目を向けられるようになる。

○ 労働生産性が上がる。

○ 個人のスキルアップ。

仕事への目的意識が高まるようになる。

○ 子供に愛情を向けられる。(子供にいい影響。)

○ 仕事と家庭の両立ができる。

○ 自信を持って子供を生める。うつを防げる。

6 計画案に対する市民意見

計画案を公表し、意見を募集しました。募集期間中に寄せられたご意見については、意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめるとともに、計画に反映できるものは計画内容を変更しました。
また、多くの子どもたちからご意見をいただく「キッズコメント」も併せて実施しました。

パブリックコメント結果

1 実施の概要

(1) 意見募集期間

平成22年1月22日（金）～平成22年2月20日（土）

(2) 意見募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページ（入力フォーム）からの送信

(3) 主な資料配布・閲覧場所

子ども未来局（バスセンタービル3階）、市政刊行物コーナー、各区広聴係、各区健康・子ども課
各児童会館、子育て支援総合センター、各区保育・子育て支援センター等

2 意見の内訳

意見提出者数・・・86人（団体2を含む）

意見件数・・・208件（団体38件を含む）

【意見提出者内訳】

【意見内訳】

性別	男性	10
	女性	64
	団体	2
	不明	10
年代	10代	1
	20代	5
	30代	27
	40代	22
	50代	10
	60代以上	7
	団体	2
	不明	12

計画全般	19	子育て支援・経済的支援	10
子どもの権利	19	障がい児支援	10
虐待・養護	6	ひとり親家庭	7
保健・医療	16	学校教育	31
仕事と子育ての両立	9	体験機会・活動の場	11
保育所・保育サービス	25	公園・防犯	5
放課後居場所・留守家庭支援	40		

2 意見に基づく計画案の修正点

市民からいただいたご意見をもとに、計画案を一部修正しました。また、他の意見についても、本計画を実施するうえで可能な限り取り入れていきます。

事業名	目標1 1-1-4（重点項目3）子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実（41 ページ）
修正箇所	すべての学びの基盤であり、探究心や豊かな心をはぐくみ、子どもの可能性を広げることにつながる読書環境の充実などや、 <u>子どもの創造性をはぐくむプレーパーク（冒険遊び場）</u> づくりなど、子育て・子育てに取り組む地域や市民団体の活動などと連携をはかり、 <u>子どもが主体的に学び・体験する機会を増やすよう努めます。</u>
修正理由	身近な地域に、気軽に足を運べる子どもの遊び場を求める意見、子どもに関わる自主的な活動の場所を求める意見を取り入れ、地域で子どもに関わり、様々な活動に取り組む人材を活かして子どもが主体的に参加できる身近な遊び場づくりや活動の場づくりに取り組む内容を盛り込むこととしました。

事業名	目標2－施策3 子どもと母親の健康を守る取り組み（48 ページ）
修正箇所	「食」に関する知識と「食」を選択する能力を身につけ、豊かな食生活を送ることができる能力を育む「食育」を推進します。また、母親となる女性が健康を維持できるような健診体制も確保していきます。 ※ 併せて、5 ページの計画関係図に「札幌市食育推進計画」を追加しました。
修正理由	「食育＝栄養教育」ではないため、命を尊重する意識を育てたり食文化の伝承、環境意識の啓発など、目的は多岐にわたっているため、広く食育の意義をとらえて推進してほしいとの意見を取り入れ、食育を幅広くとらえることを明確に記載しました。 また、平成20年9月に策定した「札幌市食育推進計画」に基づいて施策を推進する観点から、「主な関連計画」に追記しました。

事業名	目標3－施策5 児童クラブ等における留守家庭への支援（55 ページ）
修正箇所	小学校入学後も、安心して働けるよう、放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童の居場所を確保します。 <u>なお、対象学年を4年生以上に拡大することなど施策の充実について検討します。</u>
修正理由	留守家庭児童施策の対象学年は、現在、小学校3年生までとなっていますが、対象学年を4年生へ拡大することについて、寄せられた意見や、これまでの市議会での議論、国の基準を踏まえ、今後、検討する課題とした新たに位置づけました。その他、施策の充実についても検討することとしました。

事業名	目標3 3-5-1 留守家庭児童対策事業（児童クラブ）（55 ページ）
修正箇所	放課後に保護者が就労等により不在となる児童に対して、児童会館やミニ児童会館において、安全で安心に過ごせる居場所を提供する。
修正理由	[3-5-2 民間児童育成会への支援（後述）]の修正に関連して、児童の表現を統一するなどしました。

事業名	目標3 3-5-2 民間児童育成会への支援（55 ページ）
修正箇所	[事業名] 民間児童育成会への支援 [事業内容] 放課後に保護者が就労等により不在となる児童を対象に、安全で安心に過ごせる居場所を提供している「民間児童育成会」が、安定して運営できるよう、助成金の交付等により支援する。
修正理由	民間児童育成会についての意見等を参考に、年度内の事業継続の運営支援など、今後の検討課題を視野に入れた記載としました。

いただいたご意見の概要と、ご意見に対する札幌市の考え方については、札幌市ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomoplan2/>) に掲載しております。

キッズコメント結果（小学生・中学生対象）

子どもたちに本計画のことを知ってもらい、「子どもの声」をより多く把握するとともに、子どもの市政参加の機会をつくるため、通常のパブリックコメントとは別に、子ども向けのパブリックコメント「キッズコメント」を実施しました。

子どもの生活に関連の深い「児童会館」と「子どもアシストセンター」についてわかりやすく説明したパンフレットを、小中学生向けに配布し、多くの子どもたちからご意見をいただきました。

1 実施の概要

- (1) 意見募集期間
平成22年1月22日（金）～平成22年2月20日（土）
- (2) 意見募集方法
郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページ（入力フォーム）からの送信
- (3) 主な資料配布・閲覧場所
子ども未来局（バスセンタービル3階）、市政刊行物コーナー、各区広聴係、各児童会館

2 意見の件数と内訳

意見提出者数・・・186人（小学生166人、中学生20人） 意見件数・・・377件

【意見内訳】

児童会館に関すること		339 件
	施設や遊び道具などの備品に関するもの	95 件
	活動内容や行事、遊びに関するもの	166 件
	ルールやしぐみに関するもの	48 件
	その他のもの	30 件
子どもアシストセンターに関すること		11 件
その他の意見		27 件

3 主な意見の概要

区 分	意見概要
児童会館	(施設や遊び道具などの備品に関するもの) ・もっと本やマンガがほしい ・おもちゃを増やしてほしい ・学校にミニ児童会館がほしい ・児童会館を建てなおしてほしい (活動内容や行事、遊びに関するもの) ・パソコンがやりたい ・テレビゲームがやりたい ・イベントを増やしてほしい (ルールやしぐみに関するもの) ・直接来館できるようにしてほしい ・休日も開けてほしい ・自分のもの(ゲーム、携帯電話など)を持って行きたい
子どもアシストセンター	・子どもアシストセンターがどこにあるか知らない ・子どもアシストセンターのことをもっと知りたい
その他	・いじめをなくしてほしい ・エコのものを増やしてほしい ・お祭りに参加したい ・いっぱい遊べるところがあったらいい

4 札幌市の考え方

小学1年生から中学3年生まで186人の子どもたちから377件もの意見をいただきました。子ども向けパンフレットを、札幌市内の全児童会館(104館)に配布したこともあり、意見の多くは、児童会館に関するものとなっています。

意見の内容としては、「児童会館の本やマンガを増やしてほしい」、「児童会館でパソコンがやりたい」、「子どもアシストセンターのことをもっと知りたい」といった個別具体的な要望となっていますので、子どもたちの意見は、本計画に掲げる事業を実施していく中で、適切に取り入れていきます。

特に、もっとも多くの意見が寄せられた「児童会館」に関する意見は、「わたしたちの児童会館づくり事業」(71ページ参照)で位置付けています。

実際に児童会館では、全館で「子ども運営委員会」をつくって、児童会館のルールづくりや行事の企画・運営を行っています。今回寄せられた意見と同じようなことを、それぞれの子ども運営委員会で話し合って実現した児童会館もあります。自分たちのことは、子どもたち自身に考えてもらい、子どもたち自身に自分たちの児童会館をより良いものにするようにしていただきたいと思います。

また、「子どもアシストセンター」に関しては、子どもたちの意見を踏まえて、より一層PRしていくように努めます。

札幌市は、これからも様々な場面で子どもたちの意見をしっかり聞き、子どもが生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人へと成長発達することができるよう、本計画の基本理念である「子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」を目指していきます。